シタル旨本年七月三日附ヲ以テ聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十四年四月十日
外務省告示第三十九號）

伊太利國政府ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業的企業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間ニ制限スル條約案ヲ伊太利國ノ關スル限リ左ノ留保ヲ附シテ批准シ大正十三年十月六日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年一月十七日附ヲ以テ聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

「國際勞働機關ノ締約國タル白耳義國、佛蘭西國、獨逸國、「グレート、ブリテン」國及瑞西國ノ留保其ノ他ノ條件ヲ附セサル批准カ國際聯盟事務局ニ登錄セラレタルトキニ於テノミ其ノ效力ヲ發生スルコトヲ條件トス」

（大正十四年四月十四日
外務省告示第四十一號）

白耳義國政府ハ大正九年「セノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約案、船舶ノ滅失又ハ沈沒ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關スル條約案及海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約案ヲ批准シ大正十四年二月四日其ノ登錄ヲ了シタル旨竝該批准ハ右諸條約ノ白耳義國領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル適用ニ關シ後日ノ決定ニ從フヘキコトヲ條件トシタル旨本年二月二十五日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十四年五月二十一日
外務省告示第四十六號）

和蘭國ハ大正九年「セノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約案ヲ批准シ大正十四年三月二十六日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年四月八日附ヲ以テ聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十四年七月二十九日
外務省告示第五十九號）

「ブルガリア」國政府ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約案竝海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約案ヲ批准シ大正十四年三月六日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年六月四日附ヲ以テ聯盟事務總長代理ヨリ通告アリタリ

（大正十四年八月七日
外務省告示第六十四號）

「アイルランド」自由國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約ヲ批准シ大正十四年五月二十六日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年六月十六日附ヲ以テ聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十四年九月十日
外務省告示第七十一號）

獨逸國政府ハ大正九年華盛頓ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル失業ニ關スル條約ヲ批准シ大正十四年六月六日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年六月十八日附ヲ以テ聯盟事務總長代理ヨリ通告アリタリ

（大正十四年九月十日
外務省告示第七十二號）

獨逸國政府ハ大正九年「セノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ヲ批准シ大正十四年六月六日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年七月十八日附ヲ以テ聯盟事務總長代理ヨリ通告アリタリ

（大正十四年九月十一日
外務省告示第七十四號）

瑞典國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約ヲ批准シ大正十四年七月十四日其ノ登錄ヲ了シタル旨同月二十四日附ヲ以テ國際聯盟事務總長代理ヨリ通告アリタリ

（大正十四年十月二十二日
外務省告示第八十二號）

佛蘭西國政府ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル失業ニ關スル條約及工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約ヲ批准シ大正十四年八月二十五日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月四日附ヲ以テ聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十四年十二月二十三日
外務省告示第百二號）

「アイルランド」自由國ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル失業ニ關スル條約、夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約及工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約ヲ批准シ本年九月四日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十二月二十三日
外務省告示第百二號）

「アイルランド」自由國ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル失業ニ關スル條約、夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約及工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約ヲ批准シ本年九月四日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十二月二十三日
外務省告示第百三號）

「アイルランド」自由國ハ大正九年「セノア」ニ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約ヲ批准シ本年九月四日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長代理ヨリ通告アリタリ

（大正十四年十二月二十三日
外務省告示第百四號）

「チリ」國ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業的企業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間一週四十八時間ニ制限スル條約、產前產後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約、工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約及工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約ヲ批准シ本年九月十五日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月十日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十二月二十三日
外務省告示第百五號）

濠洲聯邦ハ大正九年「セノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ヲ「パプア」、「ノーフォータ」島竝「ナウル」及「ニューギニア」ニ於ケル委任統治地域ニ對スル適用ヲ除外シテ批准シ本年八月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年八月二十九日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十二月二十三日
外務省告示第百六號）

「チリ」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル農業勞働者ノ結社及組合ノ權利ニ關スル條約、農業ニ於ケル勞働者災害補償ニ關スル條約、「ペーント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約及工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ關スル條約ヲ批准シ本年九月十五日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十二月二十三日
外務省告示第百七號）

「ラトヴィア」國ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業的企業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間一週四十八時間ニ制限スル條約ヲ批准シ本年八月十五日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年八月二十九日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十二月二十八日
外務省告示第百八號）

「フィンランド」國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約ヲ批准シ本年十月十日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十一月六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十二月二十八日
外務省告示第百九號）

「フィンランド」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約ヲ批准シ本條約及海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約ヲ批准シ本年十月十日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月十七日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

「ハイティ」國政府ハ第二回國際聯盟總會ノ採擇ニ係ル決議ヲ基礎トシテ千九百二十一年十月五日「ジュネーヴ」ニ於テ作成セラレタル國際聯盟規約第六條、第十二條、第十三條及第十五條改正議定書ノ批准書ヲ千九百二十五年十一月二日聯盟事務局ヘ寄託シタル旨今般國際聯盟事務總長ヨリ通報アリタリ

（大正十五年三月六日
外務省告示第二十號）

「ルーマニア」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「ペーント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約ヲ批准シ千九百二十五年十二月四日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十二月三十一日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（大正十五年三月十一日
外務省告示第二十二號）

希臘國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約、船舶ノ滅失又ハ沈沒ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關スル條約及海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ヲ批准シ大正十四年十二月十六日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年一月十五日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年三月十六日
外務省告示第二十三號）

「ラトヴィア」國ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業的企業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間ニ制限スル條約ヲ批准シタル旨國際聯盟事務總長ヨリノ通告ニ基キ大正十四年十二月二十三日外務省告示第百七號ヲ以テ告示シタル處今般「ラトヴィア」國政府ヨリノ通報ニ依レハ該批准ハ右條約批准ニ關スル千九百二十五年四月二十一日ノ法律第三條ノ規定ニ從ヒ左記留保ヲ附シテ爲サレタルモノナル旨本年一月十六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

「本條約ハ同條約案第十八條ノ規定ニ從ヒ「ヴェルサイユ」平和條約第三百九十三條第五項及第六項ニ掲クル主要產業國中三國ノ批准カ國際聯盟事務局ニ登錄セラレタル後「ラトヴィア」國ニ於テ實施セラルヘシ」

（大正十五年五月十七日
外務省告示第三十一號）

佛蘭西國ハ千九百二十一年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「ペーント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約ヲ批准シ千九百二十六年二月十九日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年三月十六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年五月十七日
外務省告示第三十二號）

英國ハ大正九年「セノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船舶ノ滅失又ハ沈沒ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年三月十二日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年四月七日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年五月十八日
外務省告示第三十五號）

英國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約並海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年三月八日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年三月二十三日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年六月二十六日
外務省告示第三十九號）

「カナダ」ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約ヲ批准シ大正十五年三月三十一日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年五月十四日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年六月二十六日
外務省告示第四十號）

「カナダ」ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約並海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年三月三十一日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年五月十四日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年七月二十九日
外務省告示第四十七號）

「ラトヴィア」國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約及海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ヲ批准シ本年六月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨同月十五日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年八月十九日
外務省告示第四十八號）

大正十五年八月七日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ハ大正八年華盛頓ニ於テ

開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約ニ對スル帝國ノ批准ノ登錄ヲ了シタル旨大正十五年八月十四日國際勞働理事會ニ於ケル帝國政府代表者ヨリ電報アリタリ

（大正十五年九月四日
外務省告示第五十四號）

「ラトヴィア」國ハ大正八年華盛頓ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル左記諸條約ヲ批准シ大正十五年六月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年六月二十六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

一　産前産後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約
二　工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約
三　工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約

（大正十五年九月十五日
外務省告示第五十七號）

白耳義國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル農業勞働者ノ結社及組合ノ權利ニ關スル條約、「ペーント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約、工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ關スル條約、石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約竝海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢查ニ關スル條約ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル此等諸條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ批准シ大正十五年七月十九日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年八月五日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年十月一日
外務省告示第六十號）

「ラトヴィア」國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船舶ノ滅失又ハ沈沒ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關スル條約ヲ左記留保ヲ以テ批准シ大正十五年八月五日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年八月十八日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

本條約ハ「ラトヴィア」國ニ付テハ主要海運國カ其ノ批准書ヲ國際聯盟事務局ニ登錄ノ爲送付シタル時ヨリ本條約第七條ノ規定ニ從ヒ其ノ效力ヲ生スヘシ

（大正十五年十一月三十日
外務省告示第七十三號）

和蘭國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル農業勞働者ノ結社及組合ノ權利ニ關スル條約竝農業ニ於ケル勞働者災害補償ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年八月二十日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月十日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年十一月三十日
外務省告示第七十四號）

佛蘭西國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年九月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月二十二日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年十一月三十日
外務省告示第七十五號）

白耳義國ハ大正八年華府ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業的企業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間ニ制限スル條約ヲ批准シ大正十五年九月六日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月三十日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年十一月三十日
外務省告示第七十六號）

瑞典國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者災害補償ニ關スル條約及勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年九月八日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月三十日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年十一月三十日
外務省告示第七十七號）

南阿弗利加聯邦ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年二月三十日其ノ登錄ヲ了シタル旨竝該條約ハ本年九月八日瑞典國ノ批准登錄アリタルヲ以テ該條約第六號ニ依リ同日ヨリ效力ヲ發生シタル旨本年十月二十日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（大正十五年十一月三十日
外務省告示第七十八號）

英國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約及勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ大正十五年十月六日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月二十日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年二月二十三日
外務省告示第六號）

希臘國ハ千九百二十一年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「ペーント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約ヲ批准シ千九百二十六年十二月二十二日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年一月十一日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年三月三十一日
外務省告示第七十八號）

「ハンガリー」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年二月二日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年二月十六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年三月三十一日
外務省告示第七十九號）

「チェッコスロヴァキア」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年二月八日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年二月十九日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年五月十八日
外務省告示第二十三號）

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國ハ千九百二十二年「ジュネーヴ」ニ開催ノ第四回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル「ヴェルサイユ」條約第三百九十三條及他ノ平和諸條約對當條項ノ改正ニ關スル千九百二十三年六月十四日ノ議定書ニ對スル批准書ヲ千九百二十七年三月十一日國際聯盟事務局ニ寄託セル旨同月二十八日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年六月八日
外務省告示第二十六號）

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ開催ノ第三回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ關スル條約、石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約及海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢查ニ關スル

條約ヲ批准シ昭和二年四月一日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年四月二十日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年六月八日
外務省告示第二十七號）

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ開催ノ第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル勞働者災害補償ニ關スル條約、勞働者職業病補償ニ關スル條約及勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年四月一日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年四月二十六日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年七月八日
外務省告示第三十一號）

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國ハ大正八年華盛頓ニ於テ開催ノ第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル失業ニ關スル條約、產前產後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約、夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約、工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約及工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年四月一日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年四月二十八日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年七月二十九日
外務省告示第三十九號）

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國ハ大正九年「セノア」ニ於テ開催ノ第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約ヲ批准シ昭和二年四月一日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年四月二十七日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年七月二十日
外務省告示第三十二號）

和蘭國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇セラレタル勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年九月十三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月二十七日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年十一月二十四日
外務省告示第六十號）

和蘭國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇セラレタル勞働者災害補償ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年九月十三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月二十七日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年十一月二十四日
外務省告示第六十一號）

希臘共和國ハ千九百二十二年十一月二日「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル決議ヲ基礎トシ千九百二十三年六月十四日「ジュネーヴ」ニ於テ作成セラレタル「ヴェルサイユ」條約第三百九十三條及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ改正議定書ヲ批准シ千九百二十七年六月八日其ノ寄託ヲ了シタル旨本年六月二十日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和二年十一月二十四日
外務省告示第五十八號）

和蘭國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第八回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條ヲ約シ批准昭和二年九月十三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月二十六日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和二年十一月二十四日
外務省告示第五十九號）

和蘭國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年九月十三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月二十七日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

（昭和二年十一月二十四日
外務省告示第六十號）

和蘭國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇セラレタル勞働者災害補償ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年九月十三日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年九月二十七日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務

（昭和二年十二月二十一日
外務省告示第六十八號）

「フィンランド」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル勞働者職業病補償ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年九月十七日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月十三日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和二年十二月二十一日
外務省告示第六十九號）

「フィンランド」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ批准シ昭和二年九月十七日其ノ登錄ヲ了シタル旨本年十月十三日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和二年十二月二十二日
外務省告示第七十號）

昭和二年十月十三日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ左ノ趣旨ノ通知アリタリ

一　英國ハ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」ノ爲ニ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第八回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約ヲ批准セリ

二　右批准ハ前記條約ヲ佛蘭西國、獨逸國、和蘭國、伊太利國、諾威國及西班牙國カ無留保ニテ批准セル旨國際聯盟事務局ニ登錄セラレタルトキ始メテ其ノ效力ヲ發生ス

三　英國ノ批准セル前記條約ハ昭和二年九月十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラル

（昭和二年十二月二十二日
外務省告示第七十一號）

白耳義國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ批准シ昭和二年十月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十月二十八日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十四日
外務省告示第五號）

白耳義國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ批准シ昭和二年十月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十月二十八日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十四日
外務省告示第六號）

白耳義國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者災害補償ニ關スル條約ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ批准シ昭和二年十月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十月二十八日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十四日
外務省告示第七號）

白耳義國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ批准シ昭和二年十月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十月二十八日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十四日
外務省告示第八號）

白耳義國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第九回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ノ雇入契約ニ關スル條約ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ批准シ昭和二年十月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十月二十八日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十四日
外務省告示第九號）

白耳義國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第九回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ノ送還ニ關スル條約ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治區域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ保留シテ批准シ昭和二年十月三日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十月二十八日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十六日
外務省告示第十號）

諸威國ハ大正九年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和二年十月七日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十月三十一日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十六日
外務省告示第十一號）

諸威國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和二年十月七日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十一月四日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月十八日
外務省告示第十二號）

獨逸國ハ大正八年華盛頓ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇セル「産前産後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和二年十月三十一日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十一月九日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月二十一日
外務省告示第十三號）

瑞西聯邦ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和二年十一月十六日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十二月六日附書翰ヲ以テ國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

（昭和三年一月二十五日
外務省告示第十五號）

「アイルランド」自由國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和二年十一月二十五日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和二年十二月十九日附國際聯盟事務總長通報）

（昭和三年三月十五日
外務省告示第二十六號）

印度政府ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ（但シ該批准ハ唯英領印度ニノミ適用アリ）昭和二年十月十七日其ノ登錄ヲ了シタル旨同年十二月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年三月十五日
外務省告示第二十七號）

印度政府ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ（但シ該批准ハ唯英領印度ニノミ適用アリ）昭和二年九月三十日右批准ノ登錄ヲ了セリ（昭和二年十二月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年三月十五日
外務省告示第二十八號）

埃地利國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇セル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和二年十二月二十九日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年一月十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年三月十五日
外務省告示第二十九號）

「ハンガリー」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「「ペーント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年一月四日其ノ登錄ヲ了シタリ但シ右條約ハ佛蘭西國、「グレート、ブリテン」國及獨逸國ノ批准ヲ俟テ「ポーランド」國ニ實施セラルベシ（昭和三年一月二十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年三月二十日
外務省告示第三十三號）

印度政府ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇セル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年一月十四日其ノ登錄ヲ了セリ（昭和三年二月六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年三月二十日
外務省告示第三十四號）

佛蘭西國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和三年一月十六日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年二月六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年三月二十六日
外務省告示第三十六號）

佛蘭西國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇セル「海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年一月二十五日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年二月八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十號）

「ハンガリー」國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇セル「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和三年三月一日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年三月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十一號）

「ハンガリー」國ハ大正八年華盛頓ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇セル「失業ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年三月一日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年三月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十二號）

「ハンガリー」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和三年三月一日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年三月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十三號）

「ハンガリー」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年三月一日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年三月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十四號）

白耳義國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇セル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年二月十五日其ノ登錄ヲ了シタリ右批准ニ際シ白耳義國ハ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル該條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シタリ（昭和三年二月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十五號）

「ポーランド」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年二月二十八日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年三月十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十六號）

和蘭國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年三月九日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年三月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十七號）

伊太利國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年三月十五日其ノ登錄ヲ了シタリ右批准ハ又伊太利領殖民地ニモ適用セラル（昭和三年三月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年五月八日
外務省告示第五十八號）

佛蘭西國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年三月二十二日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年四月三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十二日
外務省告示第八十四號）

和蘭國ハ大正八年華盛頓ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和三年七月二十一日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年八月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十六日
外務省告示第八十六號）

「ボルトガル」國ハ大正八年華盛頓ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇セル「工業的企業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間ニ制限スル條約」ヲ批准シ昭和三年七月三日其ノ登錄ヲ了シタリ該批准ハ「ボルトガル」領殖民地ニ之ヲ適用セズ（昭和三年七月十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十六日
外務省告示第八十七號）

「ボルトガル」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年七月三日其ノ登錄ヲ了シタリ該批准ハ「ボルトガル」領殖民地ニ之ヲ適用セズ（昭和三年七月十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十六日
外務省告示第八十八號）

「キューバ」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ニ於テ採擇セル「石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和三年七月七日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年七月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十六日
外務省告示第八十九號）

「キューバ」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年七月七日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年七月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十六日
外務省告示第九十號）

「キューバ」國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年七月七日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年七月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十六日
外務省告示第九十一號）

「キューバ」國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第九回國際勞働總會ノ採擇セル「海員ノ雇入契約ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年七月七日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年七月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年九月二十六日
外務省告示第九十二號）

「キューバ」國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第九回國際勞働總會ノ採擇セル「海員ノ送還ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年七月七日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年七月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

第一類　一般共通條約
第二編　平和條約

一　農業ニ於ケル労働者ノ結社及組合ノ権利ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二　農業ニ於ケル労働者ノ結社及組合ノ権利ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三　農業ニ於ケル労働者ノ災害補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
四　ペーンニ於ケル白鉛ノ使用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
五　工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
六　石炭夫又ハ火夫トシテ使用セラルル少年ノ最低年齢ヲ定ムル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
七　海上ニ於ケル児童及少年ノ強制労働ノ廃止ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）

登録ヲ了シタリ（昭和三年五月四日附国際聯盟事務総長通牒）

一　農業ニ於ケル労働者ノ結社及組合ノ権利ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二　農業ニ於ケル労働者ノ災害補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三　ペーンニ於ケル白鉛ノ使用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
四　工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
五　石炭夫又ハ火夫トシテ使用セラルル少年ノ最低年齢ヲ定ムル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
六　海上ニ於ケル児童及少年ノ強制労働ノ廃止ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
七　国際労働総会ノ採択セル海員ノ招集ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
八　国際労働総会ノ採択セル海員ノ失業ニ対スル保証ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
九　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十　国際労働総会ノ採択セル海員ノ配乗ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十一　国際労働総会ノ採択セル海員ノ最低資格ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十二　国際労働総会ノ採択セル海員ノ傷病疾病及死亡ニ因ル補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十三　国際労働総会ノ採択セル海員ノ疾病保険ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十四　国際労働総会ノ採択セル海員ノ有給休暇ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十五　国際労働総会ノ採択セル海員ノ職業紹介ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十六　国際労働総会ノ採択セル海員ノ船内食料及給仕ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十七　国際労働総会ノ採択セル海員ノ船内衛生ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十八　国際労働総会ノ採択セル海員ノ船内医療ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
十九　国際労働総会ノ採択セル海員ノ災害ニ因ル補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十　国際労働総会ノ採択セル海員ノ老齢年金ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十一　国際労働総会ノ採択セル海員ノ遺族ニ対スル補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十二　国際労働総会ノ採択セル海員ノ疾病ニ対スル補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十三　国際労働総会ノ採択セル海員ノ失業ニ対スル補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十四　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十五　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十六　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十七　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十八　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
二十九　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十一　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十二　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十三　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十四　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十五　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十六　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）
三十七　国際労働総会ノ採択セル海員ノ雇入契約ニ関スル條約及海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ改正スル議定書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書ニ関スル附属書　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百六号）

コストニ於テ開催セラルル第一回国際労働総会ノ採択セル海員ノ配乗ニ関スル條約ヲ批准シ昭和三年四月廿六日其ノ登録ヲ了シタリ（昭和三年七月十日附国際聯盟事務総長通牒）

一　工業的企業ニ於ケル労働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間ニ制限スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
二　失業ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
三　産前産後ニ於ケル婦人使用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
四　夜間ニ於ケル婦人使用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
五　工業ニ使用ノ為ニ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
六　工業ニ於テ使用セラルル少年ノ夜業ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）

一　港上ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
二　船舶ノ滅失又ハ行ル児童ノ沈没ノ場合ニ於ケル失業ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
三　海員ニ対スル職業紹介所設置ニ於ケル補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）

丁抹国ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回国際労働総会ノ採択セル海員ノ招集ニ関スル條約ヲ批准シ昭和三年三月十一日其ノ登録ヲ了シタリ（昭和三年四月廿六日附国際聯盟事務総長通牒）

一　労働者災害補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
二　労働者職業病補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
三　労働者災害補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
四　麵麭製造工場ニ於ケル夜間ニ於ケル労働ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）

ノ登録ヲ了シタリ（昭和三年五月四日附国際聯盟事務総長通牒）

一　労働者災害補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
二　労働者職業病補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
三　労働者災害補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
四　労働者ノ為ノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）

ハンガリー国ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回国際労働総会ノ採択セル海員ノ招集ニ関スル條約ヲ批准シ昭和三年五月廿六日其ノ登録ヲ了シタリ（昭和三年七月十日附国際聯盟事務総長通牒）

一　海上ニ使用セラルル児童及少年ノ強制労働ノ廃止ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
二　石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル最低年齢ヲ定ムル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
三　工業的企業ニ於ケル週休ノ適用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
四　ペーンニ於ケル白鉛ノ使用ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
五　農業ニ於ケル労働者ノ災害補償ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）
六　農業ニ於ケル労働者ノ結社及組合ノ権利ニ関スル條約　（昭和三年十月廿七日　外務省告示第百七号）

「ハンガリー」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年四月十九日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年五月四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年十月十日
外務省告示第百十二號）

「ハンガリー」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年四月十九日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年五月四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年十月十日
外務省告示第百十三號）

「ハンガリー」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年四月十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年十月十日
外務省告示第百十四號）

佛蘭西國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年五月十九日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年六月四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年十月十日
外務省告示第百十五號）

佛蘭西國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第九回國際勞働總會ノ採擇セル「海員ノ雇入契約ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年四月四日附其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年四月二十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年十月十日
外務省告示第百十六號）

「サルヴァドル」國ハ大正十二年六月十四日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「ヴェルサイユ」條約第三百九十三條及他ノ平和諸條約ノ對當條約ノ改正議定書」ヲ批准シ昭和三年五月四日國際聯盟事務局ニ其ノ批准書ヲ寄託セリ（昭和三年五月二十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年十月十日
外務省告示第百十七號）

白耳義國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇セル「農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約」ヲ白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ批准シ昭和三年六月十三日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年六月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和三年十月十日
外務省告示第百十八號）

「キューバ」國ハ大正八年華盛頓ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇セル左記諸條約ヲ批准シ昭和三年八月六日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年八月二十三日附國際聯盟事務總長通牒）

一　產前產後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約
二　夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約

三　工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約
四　工業ニ於テ使用セラレタル年少者ノ夜業ニ關スル條約

（昭和四年十月十日
外務省告示第百十九號）

「キューバ」國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇セル左記諸條約ヲ批准シ昭和三年八月六日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年八月二十三日附國際聯盟事務總長通牒）

一　海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約
二　船舶ノ滅失又ハ沈沒ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關スル條約
三　海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約

（昭和三年十月十日
外務省告示第百二十號）

「キューバ」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル左記諸條約ヲ批准シ昭和三年八月六日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和三年八月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

一　勞働者災害補償ニ關スル條約
二　勞働者職業病補償ニ關スル條約
三　勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約
四　麵麭燒工場ニ於ケル夜間作業ニ關スル條約

（昭和三年十一月八日
外務省告示第百三十四號）

大正十四年第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル帝國ノ批准ハ十月八日國際聯盟事務局ニ之ガ登錄ヲ了シタリ

尙同日迄ニ右條約ノ批准登錄ヲ爲シタル國名及地域名左ノ通

獨逸國
墺地利國
白耳義國
（白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保ス）
「グレート、ブリテン」國
「キューバ」國
「フィンランド」國
「ハンガリー」國
印　度（英領印度）
「アイルランド」自由國
「ルクセンブルグ」國
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國
瑞西國

（昭和三年十一月八日
外務省告示第百三十五號）

大正十四年第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ニ對スル帝國ノ批准ハ十月八日國際聯盟事務局ニ之ガ登錄ヲ了シタリ

尙同日迄ニ右條約ノ批准登錄ヲ爲シタル國名及地域名左ノ通

南阿弗利加聯邦

獨逸國
墺地利國
白耳義國
（白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保ス）
「グレート、ブリテン」國
「キューバ」國
丁抹國
（「グリーンランド」ヲ含マズ）
「フィンランド」國
佛蘭西國
「ハンガリー」國
印度（英領印度）
伊太利國
「ラトヴィア」國
「ルクセンブルグ」國
和蘭國
「ポーランド」國
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國
瑞典國
「チェッコスロヴァキア」國
（昭和三年十一月八日外務省告示第百三十六號）

大正十五年第八回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ニ對スル帝國ノ批准ハ十月八日國際聯盟事務局ニ之ガ登錄ヲ了シタリ

尙同日迄ニ右條約ノ批准登錄ヲ爲シタル國名及地域名左ノ通

墺地利國
白耳義國
（白耳義領「コンゴー」及白耳義國委任統治地域ニ對スル右條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保ス）
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」
（右批准ハ前記條約ヲ佛蘭西國、獨逸國、和蘭國、伊太利國、諾威國及西班牙國ガ無留保ニテ批准セル旨國際聯盟事務局ニ登錄セラレタルトキ始メテ效力ヲ發生ス）
印度
和蘭國
「ルクセンブルグ」國
「チェッコスロヴァキア」國
（昭和四年一月二十八日外務省告示第四號）

和蘭國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和三年十一月一日其ノ登錄ヲ了リタリ
（昭和三年十一月十五日附國際聯盟事務總長通牒）
（昭和四年三月十三日外務省告示第十九號）

瑞西國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年二月一日其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和四年二月一日在巴里國際聯盟帝國事務局長宛國際聯盟事務總長來電）
（昭和四年四月二十五日外務省告示第三十九號）

西班牙國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年二月二十二日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了シタリ（昭和四年三月十五日附國際聯盟事務總長通牒）
（昭和四年五月六日外務省告示第四十二號）

「チリ」國政府ハ大正十一年十一月二日「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル決議ヲ基礎トシ大正十二年六月十四日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「ヴェルサイユ」條約第三百九十三條及他ノ平和諸條約對當條項ノ改正議定書ヲ批准シ昭和三年八月二十三日國際聯盟事務局ニ其ノ寄託ヲ了シタリ（昭和三年九月五日附國際聯盟事務總長通牒）
（昭和四年五月十六日外務省告示第四十四號）

葡萄牙國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇セル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」及「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年三月二十七日其ノ登錄ヲ了シタリ、該批准ハ追テ決定アル迄同國殖民地ニ對スル條約ノ適用ヲ留保セリ（昭和四年四月十五日附國際聯盟事務總長通牒）
（昭和四年五月三十一日外務省告示第五十三號）

「フィンランド」國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年四月五日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年四月二十日附國際聯盟事務總長通牒）
（昭和四年七月二十四日外務省告示第六十號）

獨逸國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ヲ批准シ昭和四年六月十一日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年六月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）
（昭和四年七月二十四日外務省告示第六十一號）

獨逸國ハ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年六月十一日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年六月二十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年七月二十四日
外務省告示第六十二號）

諾威國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年六月十一日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年六月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年七月二十四日
外務省告示第六十三號）

諾威國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年六月十一日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年六月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十一月八日
外務省告示第九十五號）

「ブルガリア」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年九月五日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年九月十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十一月八日
外務省告示第九十六號）

瑞典國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年九月五日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年九月十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十一月八日
外務省告示第九十七號）

「ブルガリア」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年九月五日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年九月十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十二月九日
外務省告示第百二號）

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國ハ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年九月三十日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年十一月一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十二月十八日
外務省告示第百七號）

瑞典國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年十月十五日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年十一月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十二月十八日
外務省告示第百八號）

瑞典國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働

總會ノ採擇ニ係ル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年十月十五日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ瑞典國ニ對スル本條約ノ實施ハ丁抹國、「フィンランド」國及諾威國カ無條件ニテ本條約ヲ批准シ國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セル日ヨリ開始セラルベシ（昭和四年十一月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年一月十六日
外務省告示第二號）

「ブルガリア」國ハ大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年十一月二十九日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年十二月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年一月二十二日
外務省告示第五號）

「ラトヴィア」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年十一月二十九日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年十二月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年五月三十一日
外務省告示第三十一號）

「エストニア」國ハ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ヲ批准シ昭和四年十二月十日國際聯盟事務局ニ其ノ登錄ヲ了セリ（昭和四年十二月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年八月十三日
外務省告示第五十五號）

大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約」ヲ批准シ希臘國ノ批准ハ昭和五年六月二十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年七月十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年九月五日
外務省告示第五十九號）

大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約」ニ對スル「アイルランド」自由國ノ批准ハ昭和五年七月五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年七月二十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年九月三十日
外務省告示第六十號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ内外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條

約」ニ對スル「アイルランド」自由國ノ批准ハ昭和五年七月五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年七月二十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年九月五日
外務省告示第六十一號）

大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ニ對スル「アイルランド」自由國ノ批准ハ昭和五年七月五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年七月二十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年十月二十八日
外務省告示第八十號）

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「失業ニ關スル條約」ニ對スル白耳義國ノ批准ハ昭和五年八月二十五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ右批准ハ白耳義領「コンゴー」及白耳義國ノ委任統治地域ニ對スル條約ノ適用ヲ留保セリ（昭和五年九月二十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年十二月十五日
外務省告示第九十六號）

大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル帝國ノ批准ハ昭和五年十二月四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙同日迄ニ右條約ノ批准登錄ヲ爲シタル國名及地域名左ノ如シ

獨逸國
白耳義國
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國
「ブルガリア」國
「カナダ」
「キユバ」國
丁抹國
西班牙國
「エストニア」國
「フィンランド」國
佛蘭西國
希臘國
「ハンガリー」國
印度
「アイルランド」自由國
伊太利國
「ラトヴィア」國
「ルクセンブルグ」國
諾威國
「ポーランド」國

「ルーマニア」國
瑞典國
「ユーゴースラヴィア」國

（昭和六年一月八日
外務省告示第三號）

大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約」ニ對スル「ルーマニア」國ノ批准ハ昭和五年十一月十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年十一月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年一月八日
外務省告示第四號）

大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約」ニ對スル「ルーマニア」國ノ批准ハ昭和五年十一月十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年十一月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年三月二十六日
外務省告示第二十號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」

ニ對スル帝國ノ批准ハ昭和六年三月十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙同日迄ニ批准登錄ヲ了シタルモノ左ノ通

「オーストラリア」聯邦
「アイルランド」自由國

（昭和六年四月二十五日
外務省告示第三十一號）

大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約」ニ對スル西班牙國ノ批准ハ昭和六年二月二十三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年三月二十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年六月九日
外務省告示第三十九號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル「ルクセンブルグ」國ノ批准ハ昭和六年四月一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年四月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年六月九日
外務省告示第四十一號）

大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採

擇ニ係ル「船舶ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ニ對スル「オーストラリア」聯邦ノ批准ハ昭和六年四月十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年五月五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年八月二十二日
外務省告示第六十八號）

大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル和蘭國ノ批准ハ昭和六年六月十七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年七月八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年八月二十七日
外務省告示第七十一號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル中華民國ノ批准ハ昭和六年六月二十四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年七月二十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年十月三日
外務省告示第八十四號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル佛蘭西國ノ批准ハ昭和六年八月十三日附國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年八月二十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年八月二十七日
外務省告示第七十一號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル中華民國ノ批准ハ昭和六年六月二十四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年七月二十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年十月三日
外務省告示第八十四號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル佛蘭西國ノ批准ハ昭和六年八月十三日附國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年八月二十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年八月二十七日
外務省告示第七十一號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル佛蘭西國ノ批准ハ昭和六年八月十三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年八月二十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年十一月四日
外務省告示第九十號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル印度ノ批准ハ昭和六年九月七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年九月十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年十一月十九日
外務省告示第九十三號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ニ對スル「チリ」國ノ批准ハ昭和六年十月八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和六年十月十日接受國際聯盟事務總長來電）

（昭和七年一月十一日
外務省告示第三號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル「ポルトガル」國ノ批准ハ昭和七年三月一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ尙右批准ハ「ポルトガル」國殖民地ヲ含マザルモノトス（昭和七年三月十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年五月十四日
外務省告示第四十一號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル瑞典國ノ批准ハ昭和七年四月十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年四月二十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年六月四日
外務省告示第四十八號）

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル「アルバニア」國ノ批准ハ昭和七年三月十七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年四月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年六月四日
外務省告示第四十九號）

大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ニ對スル「アルバニア」國ノ批准ハ昭和七年三月十七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年四月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年六月三十日
外務省告示第五十九號）

大正十年十月五日第二回國際聯盟總會ニ依リ採擇セラレタル國際聯盟規約第四條、第六條、第十二條、第十三條、第十五條、第十六條及第二十

擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル「ポルトガル」國ノ批准ハ昭和七年三月一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ尙右批准ハ「ポルトガル」國殖民地ヲ含マザルモノトス（昭和七年三月十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年五月十四日
外務省告示第四十一號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル瑞典國ノ批准ハ昭和七年四月十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年四月二十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年六月四日
外務省告示第四十八號）

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル「アルバニア」國ノ批准ハ昭和七年三月十七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年四月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年六月四日
外務省告示第四十九號）

大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約」ニ對スル「アルバニア」國ノ批准ハ昭和七年三月十七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年四月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年六月三十日
外務省告示第五十九號）

大正十年十月五日第二回國際聯盟總會ニ依リ採擇セラレタル國際聯盟規約第四條、第六條、第十二條、第十三條、第十五條、第十六條及第二十

六條ノ改正ニ關スル議定書ニ對スル「コロンビア」國ノ批准書ハ昭和七年五月九日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和七年五月二十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年七月二十九日　外務省告示第六十四號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル「ポーランド」國ノ批准ハ昭和七年六月十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年六月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年九月二十二日　外務省告示第七十七號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル諾威國ノ批准ハ昭和七年七月一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年七月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年九月二十二日　外務省告示第七十八號）

大正九年「セノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル伊太利國ノ批准ハ昭和七年七月十四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年七月二十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十月五日　外務省告示第八十二號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル伊太利國ノ批准ハ昭和七年七月一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年七月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年九月二十二日　外務省告示第七十八號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル「チエツコスロヴアキア」國ノ批准ハ昭和七年十月一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十二月一日　外務省告示第八十三號）

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル西班牙國ノ批准ハ昭和七年九月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年十月十四日附國際聯盟事務總長通牒）

ニ對スル「フィンランド」國ノ批准ハ昭和七年八月八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ尙右條約ハ「フィンランド」國ニ於テ昭和八年一月一日ヨリ實施セラルベシ（昭和七年八月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十月二十五日　外務省告示第八十四號）

大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約」ニ對スル西班牙國ノ批准ハ昭和七年八月二十九日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和七年九月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十月二十五日　外務省告示第八十五號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル西班牙國ノ批准ハ昭和七年八月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年九月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十一月十一日　外務省告示第八十九號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル「チエツコスロヴアキア」國ノ批准ハ昭和七年十月一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十二月一日　外務省告示第九十三號）

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル西班牙國ノ批准ハ昭和七年九月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和七年十月十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十二月一日　外務省告示第九十四號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル西班牙國ノ批准ハ昭和七年九月二十九日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和七年十月十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年十二月一日　外務省告示第九十五號）

昭和五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「強制勞働ニ關スル條約」ニ對スル帝國ノ批准ハ昭和七年十一月二十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙同日迄ニ批准登錄ヲ了シタルモノ及右登錄ノ日附左ノ通

「アイルランド」自由國　昭和六年三月二日
「リベリア」國　昭和六年五月一日
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國　昭和六年六月三日

同國ノ批准ニハ條約ハ何等ノ變更ヲ加ヘラルルコトナクシテ左記地域ニ適用セラルベキ旨ノ宣言附セラレ居レリ

「バハマス」
「バルバドス」
「ベルムダ」
英領「ギアナ」
英領「ホンデュラス」
「セイロン」
「サイプラス」
「フォークランド」諸島及屬地
「フィジー」
「ガンビア」（殖民地及保護領）
「ジブラルタル」
「ゴールド、コースト」
(イ) 殖民地
(ロ) 「アシアンティ」
(ハ) 北部地域
(ニ) 「トーゴーランド」（英委任統治地域）
香港
「ジァマイカ」（「タークス」及「カイコス」諸島竝ニ「カイマン」諸島ヲ含ム）
「ケンヤ」（殖民地及保護領）
「リーワード」諸島
「アンティグア」
「ドミニカ」
「モントセラット」
「セント、クリストファー」及「ネヴィス」
「ヴァージン」諸島
馬來諸邦
(イ) 馬來聯邦諸邦
「ネグリ、センビラン」
「パハン」
「ペラック」
「セランゴール」

(ロ)　馬來非聯邦諸邦
「ジョホール」
「ケダー」
「ケランタン」
「ペルリス」
「トレンガヌ」
「ブルネイ」
「マルタ」
「モーリシアス」
「ニジェリア」
(イ)　殖民地
(ロ)　保護領
(ハ)　「カメルーン」(英委任統治地域)
北「ボルネオ」
北部「ローデシア」
「ニアサランド」保護領
「パレスタイン」
「セント、ヘレナ」及「アッセンシオン」
「サラワック」
「セイシェルス」
「シエラ、レオン」(殖民地及保護領)
「ソマリランド」保護領
南「アフリカ」高級委員會地域
「バスートランド」
「ベチュアナランド」保護領
「スワジランド」
海峽殖民地
「タンガニイカ」地域
「トランス・ジョルダン」
「トリニダッド」及「トバゴ」
「ウガンダ」保護領
西部太平洋諸島
英領「ソロモン」諸島保護領
「ギルバート」及「エリス」諸島殖民地
「トンガ」
「ウィンドワード」諸島
「グレナダ」
「セント、ルシア」
「セント、ヴィンセント」
「サンジバル」保護領
尙「ニュー、ファウンドランド」ニ對スル本條約ノ適用ハ昭和六年十一月十三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ
瑞典國　昭和六年十二月二十二日
「オーストラリア」聯邦　昭和七年一月二日
丁抹國　昭和七年二月十一日
諸威國　昭和七年七月一日
西班牙國　昭和七年八月二十九日
「ブルガリア」國　昭和七年九月二十二日
(昭和八年一月二十四日外務省告示第二號)

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル「ルーマニア」國ノ批准ハ昭和七年十二月七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和七年十二月十六日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和八年二月三日外務省告示第六號)

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル「ヴェネズエラ」國ノ批准ハ昭和七年十二月十七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和八年一月五日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和八年二月十三日外務省告示第八號)

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル和蘭國ノ批准ハ昭和八年一月四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和八年一月十二日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和八年三月六日外務省告示第十四號)

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル丁抹國ノ批准ハ昭和八年一月十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ右丁抹國ノ批准ハ「グリーンランド」ヲ含マザルモノトス尙丁抹國ハ右批准登錄ニ際シ左ノ趣旨ノ留保ヲ爲セリ

丁抹國政府ハ丁抹國ニ關シ本條約ノ實施ハ本條約ガ獨逸國、白耳義國、佛蘭西國、「グレート、ブリテン」國、伊太利國及和蘭國ニ依ル批准ヲ條件トスルモノナルコトヲ宣言ス

(昭和八年二月一日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和八年四月五日外務省告示第二十四號)

「ドミニカ」共和國ノ左記三條約ニ對スル批准ハ昭和八年二月四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」

大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」

大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「農業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」

(昭和八年二月十七日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和八年四月五日外務省告示第二十五號)

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル南「アフリカ」聯邦ノ批准ハ昭和八年二月二十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ尙南「アフリカ」聯邦ノ右批准ハ「グレート、ブリテン」國、獨逸國、佛蘭西國及伊太利國ノ批准ガ國際聯盟事務局ニ登錄セラルル迄ハ同聯邦ニ對シ效力ヲ發生セザルベシ(昭和八年三月二日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和八年四月二十一日外務省告示第三十六號)

昭和五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「强制勞働ニ關スル條約」ニ對スル「ユーゴースラヴィア」國ノ批

准ハ昭和八年三月四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和八年三月十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年五月五日
外務省告示第四十二號）

昭和五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「强制勞働ニ關スル條約」ノ南「ローデシア」ニ對スル適用ハ昭和八年三月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年六月九日
外務省告示第五十四號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル「ユーゴースラヴィア」國ノ批准ハ昭和八年四月二十二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和八年五月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年七月十八日
外務省告示第六十七號）

左記四條約ニ對スル「チリ」國ノ批准ハ昭和八年五月三十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「失業ニ關スル條約」

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」

昭和五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「强制勞働ニ關スル條約」

（昭和八年六月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年七月二十九日
外務省告示第七十一號）

左記條約ニ對スル「ウルグアイ」國ノ批准ハ何レモ昭和八年六月六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

一　大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

失業ニ關スル條約

工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

二　大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約

三　大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

農業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約

海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約

四　大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

勞働者職業病補償ニ關スル條約

勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約

五　大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約

六　昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約

（昭和八年六月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年八月十日
外務省告示第七十三號）

左記條約ニ對スル「コロンビア」國ノ批准ハ昭和八年六月二十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

一　大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

失業ニ關スル條約

工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

二　大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約

三　大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約

四　大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

勞働者職業病補償ニ關スル條約

勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約

五　大正十五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

勞働者職業病補償ニ關スル條約

勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約

六　昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル

船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約

船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約

（昭和八年七月八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年八月十一日
外務省告示第七十四號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル獨逸國ノ批准ハ昭和八年七月五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

（昭和八年七月十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年九月一日
外務省告示第八十號）

昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル伊太利國ノ批准ハ昭和八年七月十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和八年七月二十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十七日
外務省告示第十一號）

大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「失業ニ關スル條約」及「工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル「アルゼンティン」國ノ批准ハ昭和八年十一月三十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和八年十二月十八日附國際聯盟事務

總長通牒）

（昭和九年一月二十七日
外務省告示第十二號）

大正九年「ジェノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」及「海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約」ニ對スル「アルセンティン」國ノ批准ハ昭和八年十一月三十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和八年十二月十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年三月八日
外務省告示第二十九號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル伊太利國ノ批准ハ昭和九年一月二十二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙右批准ハ前記條約ノ伊太利國ノ殖民地及屬地ヘノ適用ニ關スル爾後ノ決定ニ服スベキモノナルコトノ條件ノ下ニ爲サレタリ

（昭和九年一月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年七月十一日
外務省告示第六十四號）

「メキシコ」國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ左記諸條約ニ對スル同國ノ各批准書ヲ寄託シ右批准ハ何レモ昭和九年五月十二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

一、大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル

勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約

二、昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル

船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約

三、昭和五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル

强制勞働ニ關スル條約

（昭和九年六月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年八月三日
外務省告示第七十二號）

白耳義國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和九年六月六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙右批准ハ白耳義領「コンゴー」及白耳義國ノ委任統治地域ニ對スル本條約ノ適用ニ關スル將來ノ決定ヲ留保シテ爲サレタリ（昭和九年六月二十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年八月十八日
外務省告示第八十二號）

伊太利國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「强制勞働ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准書ヲ送付シ右批准ハ昭和九年六月十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和九年七月五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年八月二十五日
外務省告示第八十四號）

丁抹國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准書ヲ送付シ右批准ハ昭和九年六月十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和九年七月六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年十一月九日
外務省告示第百六號）

「リスアニア」國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准書ヲ送付セリ右批准ハ昭和九年九月二十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和九年十月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年十一月九日
外務省告示第百七號）

「リスアニア」國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准書ヲ通告セリ右批准ハ昭和九年九月二十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和九年十月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年一月十一日
外務省告示第二號）

瑞西國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准ヲ通告セリ右批准ハ昭和九年十一月一日ヨリ實施スルコトトナセリ（昭和九年十二月四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年八月十四日
外務省告示第六十三號）

「アルガリア」國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十年六月四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十年六月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年八月二十六日
外務省告示第七十一號）

「オーストラリア」聯邦ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齡ヲ定ムル條約」及「海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢查ニ關スル條約」ニ對スル同聯邦ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十年六月二十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙右二條約ノ批准ハ「パプア」及「ノーフォーク」諸島ノ諸領域竝ニ「ニュー、ギニア」及「ナウル」ノ委任統治地域ヲ包含セズ（昭和十年七月二十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年八月二十九日
外務省告示第七十二號）

「オーストラリア」聯邦ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約」ニ對スル同聯邦ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十年六月二十八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ尙右批准ハ「パプア」及「ノーフォーク」諸島ノ諸領域竝ニ「ニューギニア」及「ナウル」ノ委任統治地域ヲ包含セズ（昭和十年七月二十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年九月十四日
外務省告示第七十八號）

佛蘭西國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十年七月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十年八月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年九月二十六日
外務省告示第八十一號）

墺地利國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准ヲ通報シ右批准ハ昭和十年八月十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十年八月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年十二月七日
外務省告示第百六號）

「チリ」國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ左記諸條約ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ何レモ昭和十一年三月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十一年七月八日
外務省告示第四十八號）

昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「勞働者職業病補償ニ關スル條約」（千九百三十四年改正）ニ對スル帝國ノ正式批准ハ昭和十一年六月六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙本條約ハ帝國ニ對シ同條約第四條ノ規定ニ依リ昭和十二年六月七日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十一年六月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十一年七月十八日
外務省告示第五十五號）

希臘國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ左記二條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ何レモ昭和十一年五月三十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

一、大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル
勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等待遇ニ關スル條約

二、昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル
船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約（昭和十一年六月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十一年八月十三日
外務省告示第六十五號）

「アラヅル」國ハ國際聯盟事務總長ニ對シ左記諸條約ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ何レモ昭和十一年六月八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

一、大正九年「ゼノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル
海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

二、大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ニ依リ採擇セラレタル
農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關スル條約

三、昭和九年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約（千九百三十四年改正）（昭和十一年七月八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十一年十二月八日
外務省告示第百十四號）

「キューバ」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約（千九百三十四年改正）ニ對スル同國ノ批准書ヲ送付シ右批准ハ昭和十一年十月二十二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十一年十一月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年一月十九日
外務省告示第三號）

中華民國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル石炭夫又ハ火夫トシテ使

用シ得ル年少者ノ最低年齢ヲ定ムル條約及海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十一年十二月二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十一年十二月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年一月十九日
外務省告示　第四號）

中華民國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正九年「ジェノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約ニ對スル同國ノ正式ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十一年十二月二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十一年十二月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年四月十四日
外務省告示第三十三號）

瑞典國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約（千九百三十四年改正）ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告スルト共ニ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ニ對スル同國ノ廢棄ヲ通告シ右批准及廢棄ハ何レモ昭和十二年二月二十四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十二年三月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年五月十日
外務省告示第四十號）

「アイルランド」自由國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告スルト共ニ大正十四年改正）ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約ニ對スル同國ノ正式ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十一年十二月二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十一年十二月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年一月十九日
外務省告示　第四號）

中華民國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正九年「ジェノア」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約ニ對スル同國ノ正式ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十一年十二月二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十一年十二月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年四月十四日
外務省告示第三十三號）

瑞典國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約（千九百三十四年改正）ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告スルト共ニ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ニ對スル同國ノ廢棄ヲ通告シ右批准及廢棄ハ何レモ昭和十二年二月二十四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十二年三月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年五月十日
外務省告示第四十號）

「アイルランド」自由國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十二年二月二十四日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十二年三月十日附國際聯盟事務總長通牒）

尙佛蘭西國政府ハ右批准ニ左記宣言ヲ附加シタリ

㈠佛蘭西國政府ハ佛領西部「アフリカ」、佛領赤道「アフリカ」、印度支那、「マダガスカル」、佛國太洋洲殖民地、「ニュー、カレドニア」及B式委任統治地域ニ對シテノミ本條約ノ規定ヲ左記變更ヲ加ヘテ適用セントス

イ、第二條第二項(1)ハ「純然タル軍事的性質ノ作業ニ對シ」ナル文言ヲ包含セサルモノトシテ適用セラルルモノトス

ロ、第十條ハ租稅トシテ强要セラルル强制勞働ニ關スル限リ適用セラレザルベシ

ハ、第十二條第一項ハ强制勞働ガ公共事業ノ遂行ノ爲課セラルルトキハ適用セラレザルベシ

ニ、第十九條ハ農業實習敎育ノ爲ノ耕作ニ關スルトキハ適用セラレザルベシ

㈡佛蘭西國政府ハ「モロッコ」國、「テュニス」國及佛蘭西國委任統治ノ下ニ在ル東方諸國ニ對シテハ其ノ決定ヲ留保ス（昭和十二年七月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年八月三十一日
外務省告示第七十三號）

諸威國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十二年七月七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十二年七月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年一月八日
外務省告示第一號）

「ポーランド」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十二年十一月三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十二年十一月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年一月二十一日
外務省告示第三號）

「ハンガリー」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十二年十二月六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十二年十二月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年五月十八日
外務省告示第四十四號）

「メキシコ」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十年十一月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年三月九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年三月二十三日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十三年五月十八日
外務省告示第四十五號）

「メキシコ」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十五年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年三月九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年三月二十三日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十三年六月　六日
外務省告示第四十九號）

「ニュー、ジーランド」政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十五年五月「ジ

ユネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約ニ對スル同政府ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年三月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年四月二十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年六月六日
外務省告示第五十號）

印度政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正八年十一月「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル失業ニ關スル條約ヲ廢棄スル旨通告シ右廢棄ハ昭和十三年四月十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年四月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年六月七日
外務省告示第五十一號）

「ニュー、ジーランド」政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和五年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル强制勞働ニ關スル條約ニ對スル同政府ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年三月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年四月二十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年六月二十日
外務省告示第五十五號）

丁抹國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十年十月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第三回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ强制體格檢査ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年四月二十三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ尙右批准ハ「グリーンランド」ヲ包含セザルモノトス（昭和十三年五月四日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十三年六月二十七日
外務省告示第五十七號）

「ニュー、ジーランド」政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正八年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ニ對スル同政府ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年三月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年四月二十二日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十三年六月二十七日
外務省告示第五十八號）

「ニュー、ジーランド」政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約（千九百三十四年改正）ニ對スル同政府ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年四月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年五月四日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十三年六月二十七日
外務省告示第五十九號）

「ニュー、ジーランド」政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正八年十月「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル失業ニ關スル條約ニ對スル同政府ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年三月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年四月二十二日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十三年七月一日
外務省告示第六十號）

丁抹國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正八年十一月「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年三月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年四月二十二日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十四年一月三十日
外務省告示第四號）

「イラーク」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ依ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年十一月二十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年十二月六日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十四年七月一日
外務省告示第三十九號）

佛蘭西國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十四年四月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十四年五月十二日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十七年一月八日
外務省告示第一號）

「イラーク」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約（千九百三十四年改正）ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十六年七月二十五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年九月七日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十四年一月三十日
外務省告示第四號）

「イラーク」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第七回國際勞働總會ノ採擇ニ依ル勞働者職業病補償ニ關スル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年十一月二十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十三年十二月六日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十四年七月一日
外務省告示第三十九號）

佛蘭西國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正八年「ワシントン」ニ於テ開催セラレタル第一回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十四年四月二十九日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和十四年五月十二日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十七年一月八日
外務省告示第一號）

「イラーク」國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和九年六月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十八回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル勞働者職業病補償ニ關スル條約（千九百三十四年改正）ニ對スル同國ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十六年七月二十五日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタル第二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約ニ對スル同國ノ批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年九月七日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十六年八月五日附國際聯盟事務總長回章）

●船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約

（昭和六年三月二十五日條約第二一號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和四年瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ

國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百二十九年五月三十日ヲ以テ其ノ第十二回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルガ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十九年六月二十一日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條

千キログラム（一メートル式トン）以上ノ總重量ヲ有スル包裝貨物又ハ物品ニシテ海又ハ內地水路ニ依リ運送セラルル爲本條約ヲ批准スル締盟國ノ領域內ニ於テ發送セラルルモノハ船舶ニ積込マルルニ先チ其ノ總重量ヲ其ノ外部ニ明瞭ニ且耐久的ニ標示スベシ

精確ナル重量ヲ決定スルコト困難ナル例外ノ場合ニ於テハ各國ノ法令又ハ規則ニ近似的重量ガ標示セラルルコトヲ許容スルコトヲ得

右ノ要件ガ遵守セラルルコトヲ監視スルノ義務ハ包裝貨物又ハ物品ガ發送セラルル國ノ政府ニノミ存シ右ガ其ノ目的地ヘノ途中ニ於テ通過スル國ノ政府ニハ存セザルベシ

前記重量標示ノ義務ガ發送者又ハ其ノ他ノ個人若ハ團體ノ何レニ屬スベキヤハ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ決定スルコトヲ得

第二條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スベシ

第三條

本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スベシ

本條約ハ事務總長ガ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ

爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ

第四條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同樣ニ通告スベシ

第五條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日ノ後一年間ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

本條約ヲ批准シタル各締盟國ニシテ前項ニ揭グル十年ノ期間滿了後一年以內ニ本條ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セザルモノハ更ニ十年間拘束ヲ受クベク又爾後各十年ノ期間滿了每ニ本條ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第六條

國際勞働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各十年ノ期間滿了每ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ揭グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第七條

總會ガ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ締盟國ニ依ル新改正條約ノ批准ハ新改正條約ガ效力ヲ發生シタルトキ前記第五條ノ規定ニ拘ラズ猶豫ノ要件ヲ要セズシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生ゼシムベシ

新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得ザルニ至ルベシ

尤モ本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セザル締盟國ニ對シテハ其ノ現在ノ形式及內容ニ於テ引續キ效力ヲ有スベシ

第八條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ、「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百二十九年六月二十一日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第十二回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百二十九年八月十五日署名ス

總會議長

ドクトル、ブラウンス

國際勞働事務局長

アルベール、トーマ

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

玆ニ昭和四年瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇卽位紀元二千五百九十一年昭和六年二月二十日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　男爵　幣原喜重郎

（右佛文略ス）

●同上條約ニ對スル批准通告

（昭和十三年九月十七日）
（外務省告示第七十號）

「カナダ」政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和四年五月「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十二回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約ニ對スル同政府ノ正式批准ヲ通告シ右批准ハ昭和十三年六月三十日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

（昭和十三年七月十四日附國際聯盟事務總長回章）

●强制勞働ニ關スル條約

（昭和七年十二月六日）
（條約第十號）

脫樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和五年瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル强制勞働ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

强制勞働ニ關スル條約

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ

國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百三十年六月十日ヲ以テ其ノ第十四回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル强制勞働ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルガ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百三十年六月二十八日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ能フ限リ最短キ期間內ニ一切ノ形式ニ於ケル强制勞働ノ使用ヲ廢止スルコトヲ約ス

右完全ナル廢止ノ目的ヲ以テ强制勞働ハ經過期間中公ノ目的ノ爲ニノミ且例外ノ措置トシテ使用セラルルコトヲ得尤モ以下ニ定メラルル條件及保障ニ從フモノトス

本條約ノ效力ノ發生ヨリ五年ノ期間滿了シ且國際勞働事務局ノ理事會ガ後ニ揭ゲラルル第三十一條ニ定メラルル報告ヲ作成スルニ當リ右理事會ハ更ニ經過期間ヲ設クルコトナクシテ一切ノ形式ニ於ケル强制勞働ヲ廢止スルコトヲ得ルヤ否ヤ及本問題ヲ總會ノ會議事項ニ揭ゲルコトノ望マシキヤ否ヤヲ審議スベシ

第二條

本條約ニ於テ「强制勞働」ト稱スルハ或者ガ處罰ノ脅威ノ下ニ强要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ勞務ヲ謂フ

尤モ本條約ニ於テ「强制勞働」ト稱スルハ左記ヲ包含セザルベシ

(イ) 純然タル軍事的性質ノ作業ニ對シ强制兵役法ニ依リ强要セラルル勞務

(ロ) 完全ナル自治國ノ國民ノ通常ノ公民義務ヲ構成スル勞務

(ハ) 裁判所ニ於ケル判決ノ結果トシテ或者ガ强要セラルル勞務尤モ右勞

務ハ公ノ機關ノ監督及管理ノ下ニ行ハルベク且右ノ者ハ私ノ個人、會社若ハ團體ニ雇ハレ又ハ其ノ指揮ニ服セザル者タルベシ

(ニ) 緊急ノ場合即チ戰爭ノ場合又ハ火災、洪水、飢饉、地震、猛烈ナル流行病若ハ家畜流行病、獸類、蟲類若ハ植物ノ害物ノ侵入ノ如キ災厄ノ若ハ其ノ虞アル場合及一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ强要セラルル勞務

(ホ) 輕易ナル部落ノ勞務ニシテ該部落ノ直接ノ利益ノ爲部落民ニ依リ遂行セラレ從テ該部落民又ハ其ノ直接ノ代表者ハ右勞務ノ必要ニ付意見ヲ求メラルルノ權利ヲ有スルモノトス

第三條

本條約ニ於テ「權限アル機關」ト稱スルハ本國ノ機關又ハ關係地域ニ於ケル最高中央機關ヲ謂フ

第四條

權限アル機關ハ私ノ個人、會社又ハ團體ノ利益ノ爲强制勞働ヲ課シ又ハ課スルコトヲ許可スルコトヲ得ズ

一ノ締盟國ニ依ル本條約ノ批准ガ國際聯盟事務總長ニ依リ登錄セラルル日ニ於テ私ノ個人、會社又ハ團體ノ利益ノ爲ノ右强制勞働ガ存在スル場合ニハ當該締盟國ハ本條約ガ右締盟國ニ對シ效力ヲ發生スル日ヨリ右强制勞働ヲ完全ニ廢止スベシ

第五條

私ノ個人、會社又ハ團體ニ與ヘラルル免許ハ右私ノ個人、會社又ハ團體ガ利用シ又ハ取引スル生產物ノ生產又ハ蒐集ノ爲ノ如何ナル形式ノ强制勞働ヲモ生ゼシムルコトヲ得ズ

右强制勞働ヲ生ゼシムル規定ヲ包含スル免許ガ存在スル場合ニハ本條約第一條ニ適合スル爲右規定ハ能フ限リ速ニ廢止セラルベシ

第六條

行政廳ノ職員ハ其ノ責任ノ下ニ在ル住民ニ何等カノ形式ノ勞働ニ從事スルコトヲ奬勵スルノ職務ヲ有スル場合ニモ該住民ノ全部又ハ其ノ中ノ個人カニ對シ私ノ個人、會社又ハ團體ノ爲ニ勞働セシムル爲强制ヲ加フルコトヲ得ズ

第七條

行政上ノ職務ヲ行ハザル首長ハ强制勞働ヲ使用スルコトヲ得ズ

行政上ノ職務ヲ行フ首長ハ權限アル機關ノ明示ノ許可ヲ得テ强制勞働ヲ使用スルコトヲ得尤モ本條約第十條ノ規定ニ從フモノトス

適法ニ認メラレタル首長ニシテ他ノ形式ニ於テ適當ノ報酬ヲ受ケザルモノハ個人ノ勞務ヲ使用スルコトヲ得尤モ適當ノ規則ニ從フベク且濫用ヲ防止スル爲一切ノ必要ナル措置ガ執ラルベキモノトス

第八條

强制勞働ヲ使用スルノ一切ノ決定ニ付テノ責任ハ關係地域ニ於ケル最高民政機關ニ存スベシ

尤モ右機關ハ勞働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移轉ヲ伴ハザル强制勞働ヲ强要スルノ權限ヲ最高地方機關ニ委任スルコトヲ得右機關ハ職務執行中ノ行政廳ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル爲及政府貯藏品ノ運送ノ爲勞働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移轉ヲ伴フ强制勞働ヲ强要スルノ權限ヲモ本條約第二十三條ニ定メラルル規則ニ規定セラルルコトアルベキ期間ニ付及條件ニ從ヒ最高地方機關ニ委任スルコトヲ得

第九條

本條約第十條ニ別ニ定メラルル場合ノ外强制勞働ヲ强要スルノ權限アル機關ハ右勞働ノ使用ヲ決定スルニ先チ左記ヲ確ムベシ

(イ) 爲サルベキ勞務ガ之ヲ爲スコトヲ要求セラルル部落ニ對シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト

(ロ) 右勞務ガ現ニ又ハ急迫ニ必要ナルモノナルコト

(ハ) 右勞務ヲ遂行スル爲、類似ノ勞務ニ付關係地區ニ於テ通常行ハルルモノヨリ不利ナラザル賃銀率及勞働條件ノ提供ニ依リ任意勞働ヲ得ルコト不可能ナリシコト竝ニ

(ニ) 利用シ得ベキ勞力及現在ノ住民ノ右勞務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右勞務ガ過重ノ負擔ヲ右住民ニ對シ課セザルコト

(ホ) 右勞務ガ勞働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移轉ヲ伴ハザルコト

(ヘ) 右勞務ノ遂行ガ宗教、社會生活及農業ノ要求ニ從ヒ指導セラルベキコト

第十一條

推定年齡十八歲以上四十五歲以下ノ强壯ナル成年男子ノミ强制勞働ニ徵集セラルルコトヲ得本條約第十條ニ定メラルル種類ノ勞働ニ付テノ外左ノ制限及條件ニ從フベシ

(イ) 關係者ガ傳染病ニ罹リ居ラザルコト竝ニ右ノ者ガ所要勞務ニ及其ノ遂行條件ニ身體上適スルコトヲ行政廳ニ依リ任命セラルル醫師ガ可能ナル一切ノ場合ニ豫メ決定スルコト

(ロ) 學校ノ敎師及生徒竝ニ一般行政廳ノ職員ヲ除外スルコト

(ハ) 各部落ニ於テ家族生活及社會主活ニ缺クベカラザル强壯ナル成年男子ノ數ヲ維持スルコト

(ニ) 夫婦及家族ノ關係ヲ尊重スルコト

ガ過重ノ負擔ヲ右住民ニ對シ課セザルコト

第十條

租稅トシテ强要セラルル强制勞働及行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ爲使用セラルル强制勞働ハ漸次廢止セラルベシ

右廢止ニ至ル迄、强制勞働ガ租稅トシテ强要セラルル場合及强制勞働ガ行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ爲使用セラルル場合ニ於テハ關係機關ハ先ヅ左記ヲ確ムベシ

(イ) 爲サルベキ勞務ガ之ヲ爲スコトヲ要求セラルル部落ニ對シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト

(ロ) 右勞務ガ現ニ又ハ急迫ニ必要ナルコト

(ハ) 利用シ得ベキ勞力及現在ノ住民ノ右勞務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右勞務ガ過重ノ負擔ヲ右住民ニ對シ課セザルコト

(ニ) 右勞務ガ勞働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移轉ヲ伴ハザルコト

(ホ) 右勞務ノ遂行ガ宗教、社會生活及農業ノ要求ニ從ヒ指導セラルベキコト

第十一條

推定年齡十八歲以上四十五歲以下ノ强壯ナル成年男子ノミ强制勞働ニ徵集セラルルコトヲ得本條約第十條ニ定メラルル種類ノ勞働ニ付テノ外左ノ制限及條件ニ從フベシ

(イ) 關係者ガ傳染病ニ罹リ居ラザルコト竝ニ右ノ者ガ所要勞務ニ及其ノ遂行條件ニ身體上適スルコトヲ行政廳ニ依リ任命セラルル醫師ガ可能ナル一切ノ場合ニ豫メ決定スルコト

(ロ) 學校ノ敎師及生徒竝ニ一般行政廳ノ職員ヲ除外スルコト

(ハ) 各部落ニ於テ家族生活及社會主活ニ缺クベカラザル强壯ナル成年男子ノ數ヲ維持スルコト

(ニ) 夫婦及家族ノ關係ヲ尊重スルコト

前項(ハ)ノ適用ニ付テハ本條約第二十三條ニ定メラルル規則ハ一時ニ强制勞働ニ徵集セラレ得ベキ常住ノ强壯ナル成年男子ノ割合ヲ定ムベシ尤モ常ニ右割合ハ如何ナル場合ニ於テモ二十五「パーセント」ヲ超ユルコトヲ得ズ右割合ヲ定ムルニ當リ權限アル機關ハ人口ノ密度、住民ノ社會上及身體上ノ發達、季節竝ニ關係者ガ其ノ地方ニ於テ自己ノ爲遂行スルコトヲ要スル作業ヲ斟酌スベク且一般ニ關係部落ノ日常生活ノ經濟上及社會上ノ必要ヲ考慮スベシ

第十二條

或者ガ十二月ノ一期間ニ於テ一切ノ種類ノ强制勞働ニ徵集セラレ得ベキ最長期間ハ勞務場所ニ往復スルニ要スル期間ヲ含ミ六十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

强制勞働ガ强要セラルル各勞働者ハ其ノ完了シタル右勞働ノ期間ヲ示セル證明書ヲ交付セラルベシ

第十三條

强制勞働ガ强要セラルル者ノ平常ノ勞働時間ハ任意勞働ニ付通常行ハルルモノト同一タルベク且平常ノ勞働時間ヲ超ユル勞働時間ハ任意勞働ニ對スル超過時間ニ付通常行ハルル率ニ於テ報酬ヲ與ヘラルベシ

一週一日ノ休日ハ何レカノ種類ノ强制勞働ガ强要セラルル一切ノ者ニ對シ與ヘラルベク且右ノ日ハ關係地域又ハ關係地方ニ於ケル傳統又ハ慣習ニ依リ定メラルル日ト能フ限リ合致スベシ

第十四條

本條約第十條ニ定メラルル强制勞働ヲ除キ一切ノ種類ノ强制勞働ハ勞力ガ使用セラルル地方又ハ勞力ガ徵集セラルル地方ノ何レカニ於テ類似ノ勞務ニ付通常行ハルル率(其ノ何レガ高キヲ問ハズ)ヨリ低カラザル率ニ於テ現金ヲ以テ報酬ヲ與ヘラルベシ

首長ニ依リ其ノ行政上ノ職務ノ執行上使用セラルル勞力ニ付テハ前項ノ

規定ニ依ル賃銀ノ支拂ハ能フ限リ速ニ採用セラルベシ

賃銀ハ各勞働者ニ各別ニ支拂ハルベク且其ノ部落ノ首長又ハ他ノ權力者ニ支拂ハルベカラズ

賃銀支拂ニ付テハ勞務場所ヘノ旅行ノ往復ニ要スル日數ハ勞務日數トシテ計算セラルベシ

本條ハ日常ノ糧食ガ賃銀ノ一部トシテ與ヘラルルコトヲ妨ゲザルベク右糧食ハ其ノ相當ト認メラルル金額ト少クトモ同價値タルベシ尤モ賃銀ヨリノ控除ハ租稅ノ支拂ノ爲ニモ、作業ノ特殊ナル狀態ノ下ニ勞働者ヲ其ノ勞務ヲ行フニ適スル狀態ニ於テ維持スル爲勞働者ニ供給セラルル特殊ノ食物、被服若ハ宿泊ノ爲ニモ又ハ工具類ノ供給ノ爲ニモ爲サルルコトヲ得ズ

第十五條

勞働者ノ勞働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ對スル勞働者補償ニ關スル法令又ハ規則及死亡シ又ハ無能力ト爲リタル勞働者ノ被扶養者ノ爲ノ補償ヲ規定スル法令又ハ規則ニシテ關係地域ニ於テ實施セラレ又ハ實施セラルベキモノハ强制勞働ガ强要セラルル者及任意勞働者ニ均シク適用セラルベシ

勞働者ニシテ其ノ勞働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ依リ自己ヲ養フコトガ全部又ハ一部不能ト爲レル者ノ生計ヲ確保シ及其ノ勞働ニ基因スル無能力又ハ死亡ノ場合ニ於テ右勞働者ガ實際ニ扶養スル者ノ生活ヲ確保スル措置ヲ執ルハ何レノ場合ニ於テモ勞働者ヲ强制勞働ニ使用スル機關ノ義務タルベシ

第十六條

特殊ノ必要ノ場合ノ外强制勞働ガ强要セラルル者ハ食物及氣候ガ其ノ慣レタルモノト著シク異ルガ爲其ノ健康ヲ害スルガ如キ地方ニ移送セラレザルベシ

如何ナル場合ニ於テモ右勞働者ノ移送ハ右勞働者ヲ其ノ狀態ニ適合セシメ且其ノ健康ヲ保障スル爲必要ナル衞生及宿泊ニ關スル一切ノ措置ガ嚴格ニ施サレ得ルニ非ザレバ許可セラルルコトヲ得ズ

右移送ガ避ケ得ラレザル場合ニハ權限アル醫師ノ勸告ニ基キ食物及氣候ノ新シキ狀態ニ漸次慣レシムル措置ヲ執ルベシ

右勞働者ガ其ノ慣レザル規則正シキ勞働ヲ爲スコトヲ要求セラルル場合ニ於テハ其ノ規則正シキ勞働ニ慣ルルコトヲ確保スル爲特ニ漸進的訓練、勞働時間、休憩時間ノ設定及必要ナルコトアルベキ食物ノ增加又ハ改善ニ關シ措置ヲ執ルベシ

第十七條

勞働者ガ勞務場所ニ長期間留ルコトヲ必要ナラシムル建設又ハ保存ノ事業ノ爲强制勞働ヲ使用スルコトヲ許可スルニ先チ權限アル機關ハ左記ヲ確ムベシ

(一) 勞働者ノ健康ヲ保障シ且必要ナル醫療ヲ確保スル爲一切ノ必要ナル措置ガ執ラルルコト就中(イ)勞働者ガ勞務開始ニ先チ及勞務期間中一定ノ期間毎ニ醫學的檢査ヲ受クルコト(ロ)一切ノ要求ニ應ズル爲必要ナル藥局、病舍、病院及設備ト共ニ充分ナル醫員ガ存在スルコト及(ハ)勞務場所ノ衞生狀態並ニ飮料水、食糧、燃料、炊事道具及必要アル場合ノ住居及被服ノ供給ガ滿足ナルコト

(二) 勞働者ノ家族ノ生計ヲ確保スル爲特ニ、勞働者ノ要求ニ基キ又ハ其ノ同意ヲ得テ安全ナル方法ヲ以テ賃銀ノ一部ヲ家族ニ送付スルコトヲ容易ナラシムルコトニ依リ右生計ヲ確保スル爲一定ノ措置ヲ執ルコト

(三) 勞働者ガ勞務場所ニ往復スル旅行ハ行政廳ノ費用ヲ以テ且其ノ責任ノ下ニ爲サルベク右行政廳ハ利用シ得ベキ一切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ容易ナラシムベキコト

(四) 一定期間ノ勞働不能ヲ生ゼシムル疾病又ハ災害ノ場合ニ於テハ勞働

者ガ行政廳ノ費用ヲ以テ送還セラルルコト

(五) 勞働者ニシテ其ノ强制勞働ノ期間滿了ノ際任意勞働者トシテ留ルコトヲ欲スルコトアルベキモノガ其ノ無料ニテ送還セラルルノ權利ヲ二年間喪失スルコトナクシテ之ヲ許可セラルルコト

第十八條

人又ハ貨物ノ運送ノ爲ノ强制勞働例ヘバ運搬夫又ハ船頭ノ勞働ハ能フ限リ最短キ期間內ニ廢止セラルベシ右廢止ニ至ル迄ハ權限アル機關ハ就中左記ヲ定ムル規則ヲ公布スベシ(イ)右勞働ガ職務執行中ノ行政廳ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル爲若ハ政府貯藏品ノ運送ノ爲又ハ極メテ緊急ナル必要ノ場合ニ於テ職員以外ノ者ノ運送ノ爲ノミニ使用セラルベキコト(ロ)右ニ使用セラルル勞働者ガ醫學的檢査ノ可能ナル場合ニハ身體上適ストノ醫學上證明セラルベキコト及右醫學的檢査ノ實行シ難キ場合ニハ右勞働者ヲ使用スル者ガ勞働者ガ身體上適スル者ニシテ且傳染病ニ罹リ居ラザルコトヲ確保スルノ責任ヲ負フベキコト(ハ)右勞働者ガ運搬スルコトヲ得ベキ最大荷重(ニ)右勞働者ガ其ノ家庭ヨリノ徵集セラルルコトアルベキ最大距離(ホ)勞働者ガ其ノ家庭ニ歸還スルニ要スル日數ヲ含ミ一月又ハ他ノ期間ニ付其ノ徵集セラルルコトアルベキ最大日數竝ニ(ヘ)此ノ種ノ强制勞働ヲ要求シ得ル者及右ノ者ガ之ヲ要求シ得ル限度

前項(イ)、(ニ)及(ホ)ニ揭ゲラルル最大限度ヲ定ムルニ當リ權限アル機關ハ當該勞働者ガ徵集セラルル住民ノ身體上ノ發達、勞働者ガ旅行スルコトヲ要スル地方ノ性質及氣候狀態ヲ含ム一切ノ關係要素ヲ考慮スベシ

權限アル機關ハ運搬セラルベキ重量及通行セラルベキ距離ノミナラズ道路ノ性質、季節及他ノ一切ノ關係要素ヲモ考慮スベキモノト解シ右勞働者ノ通常ノ日程ガ平均一日八時間勞働ニ相當スル距離ヲ超エザルベキコトト竝ニ通常ノ日程ヲ超ユル行程時間ガ課セラルル場合ニハ右勞働者ハ普通率ヨリモ一層高キ率ニ於テ報酬ヲ與ヘラルベキコトヲ尙規定スベシ

權限アル機關ハ飢饉又ハ食糧品ノ缺乏ニ對スル用意ノ手段トシテノミ且常ニ食糧又ハ生產物ガ之ヲ生產スル個人又ハ部落ノ所有ニ歸スベキコトノ條件ノ下ニノミ强制耕作ヲ使用スルコトヲ許可スベシ

本條ハ生產ガ法令又ハ慣習ニ基キ部落ヲ基本トシテ組織セラレ且生產物又ハ其ノ販賣ヨリ生ズル利益ガ該部落ノ所有ニ歸スル場合ニハ法令又ハ慣習ニ基キ該部落ニ依リ要求セラルル勞務ヲ遂行スルノ該部落民ノ義務ヲ解除スルモノト解セラルルコトヲ得ズ

第二十條

部落ガ其ノ部落民ノ或者ニ依リ犯サルル犯罪ニ對シ罰セラルルコトアルベキ團體處罰法令ハ處罰手段ノ一トシテノ部落ニ依ル强制勞働ニ關スル規定ヲ包含スルコトヲ得ズ

第二十一條

强制勞働ハ鑛山ニ於ケル地下勞働ノ爲使用セラルルコトヲ得ズ

第二十二條

本條約ヲ批准スル締盟國ガ其ノ本條約ノ規定ノ實施ノ爲執リタル措置ニ關シ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百八條及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ從ヒ國際勞働事務局ニ提出スルコトヲ約スル年報ハ各關係地域ニ付强制勞働ガ該地域ニ於テ使用セラレタル程度、之ガ使用セラレタル目的、疾病及死亡ノ率、勞働時間、賃銀支拂方法及賃銀率ニ關スル能フ限リ完全ナル情報竝ニ他ノ一切ノ關係情報ヲ包含スベシ

第二十三條

本條約ノ規定ノ實施ノ爲權限アル機關ハ强制勞働ノ使用ヲ規律スル完全且精細ナル規則ヲ公布スベシ

右規則ハ就中强制勞働ガ强要セラルル者ヲシテ勞働條件ニ關スル一切ノ異議ヲ當該機關ニ申立ツルコトヲ得シメ及右異議ガ審査セラレ且考慮セ

ラルルコトヲ確保スル規定ヲ包含スベシ

第二十四條

任意勞働ノ監督ノ爲設ケラレタル現在ノ勞働監督機關ノ權限ヲ强制勞働ノ監督ニ及ブ樣擴張スルコトニ依リ又ハ他ノ何等カノ適當ナル方法ニ依リ强制勞働ノ使用ヲ規律スル規則ガ嚴格ニ實施セラルルコトヲ確保スル爲一切ノ場合ニ於テ適當ナル措置ヲ執ルベシ右勞働ガ强要セラルル者ニ右規則ヲ知悉セシムルコトヲ確保スル爲ノ措置ヲモ亦執ルベシ

第二十五條

强制勞働ノ不法ナル强要ハ刑事犯罪トシテ處罰セラルベク又法令ニ依リ科セラルル刑罰ガ眞ニ適當ニシテ且嚴格ニ實施セラルルコトヲ確保スルコトハ本條約ヲ批准スル締盟國ノ義務タルベシ

第二十六條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ右締盟國ガ對內的管轄事項ニ關スル義務ヲ受諾スルノ權利ヲ有スル限リ其ノ主權、管轄、保護、宗主權、後見又ハ權力ノ下ニ置カルル地域ニ對シ之ヲ適用スルコトヲ約ス尤モ右締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ヲ採用センコトヲ欲スルトキハ左記ヲ示ス宣言ヲ該國ノ批准ニ附加スベシ

(一) 右締盟國ガ變更ヲ加ヘズシテ本條約ノ規定ヲ適用セントスル地域

(二) 右締盟國ガ變更ヲ加ヘテ本條約ノ規定ヲ適用セントスル地域及右變更ノ細目

(三) 右締盟國ガ其ノ決定ヲ留保スル地域

前記宣言ハ批准ノ一部ト看做サルベク且批准ノ效力ヲ有スベシ何レノ締盟國モ原宣言ニ於テ本條(二)及(三)ノ規定ニ從ヒ爲サレタル留保ノ全部又ハ一部ヲ爾後ノ宣言ニ依リ取消スコトヲ得

第二十七條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スベシ

第二十八條

本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スベシ

本條約ハ事務總長ガ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ

爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ

第二十九條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同樣ニ通告スベシ

第三十條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日ノ後一年間ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

本條約ヲ批准シタル各締盟國ニシテ前項ニ揭グル十年ノ期間滿了後一年以內ニ本條ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セザルモノハ更ニ五年間拘束ヲ受クベク又爾後各五年ノ期間滿了每ニ本條ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第三十一條

國際勞働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各五年ノ期間滿了每ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ揭グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第三十二條

總會ガ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ締盟國ニ依ル新改正條約ノ批准ハ新改正條約ガ效力ヲ發生シタルトキハ前記第三十條ノ規定ニ拘ラズ猶豫ノ要件ヲ要セズシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生ゼシムベシ

新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得ザルニ至ルベシ

尤モ本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セザル締盟國ニ對シテハ其ノ現在ノ形式及內容ニ於テ引續キ效力ヲ有スベシ

第三十三條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ、「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百三十年六月二十八日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第十四回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百三十年七月二十五日署名ス

總會議長　エー、マハイム

國際勞働事務局長　アルベール、トーマ

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

茲ニ昭和五年瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル强制勞働ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇卽位紀元二千五百九十二年昭和七年十月十五日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

第一類　一般共通條約　第二編　平和條約

外第一七號

御名　國璽

外務大臣　內田　康哉

(右佛英文略ス)

(昭和七年十二月七日外務省告示第九十五號)

昭和五年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第十四回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル「强制勞働ニ關スル條約」ニ對スル帝國ノ批准ハ昭和七年十一月二十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

(以下省略)

●特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル條約

(昭和十三年十月二十八日條約第七號)

脫樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十一年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第二十回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル條約

國際勞働機關ノ總會ハ

國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百三十六年六月四日其ノ第二十回會議トシテ會合シ

右會議ノ會議事項ノ第一項目タル特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

千九百三十六年ノ土民勞働者募集條約ト稱セラルベキ左ノ條約案ヲ千九百三十六年六月二十日採擇ス

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ土民勞働者ノ募集ガ存在シ又ハ將來存在スルコトアルベキ各地域ニ於テ左ノ規定ニ從ヒ其ノ募集ヲ規律スルコトヲ約ス

第二條

本條約ニ於テ

(イ)「募集」ト稱スルハ勞務地、公ノ移民事務所若ハ職業紹介所又ハ使用者團體ニ依リ經營セラレ且權限アル權力ニ依リ監督セラルル事務所ニ於テ自發的ニ自己ノ勞務ヲ提供スルニ非ザル者ノ勞働ヲ得又ハ供給スル目的ヲ以テ行ハルル一切ノ行爲ヲ包含ス

(ロ)「土民勞働者」ト稱スルハ本機關ノ締盟國ノ屬地ノ土民ニ屬シ又ハ之ニ類似スル勞働者及本機關ノ締盟國ノ本土ノ非自立土民ニ屬シ又ハ之ニ類似スル勞働者ヲ包含ス

第三條

權限アル權力ハ、職業的募集ニ從事スル個人又ハ團體ニ依リ行ハルル場合ヲ除クノ外左ノ種類ノ募集行爲ヲ本條約ノ適用ヨリ除外スルノ政策ノ採用ヲ望マシトスル事情アル場合ニ於テハ右除外ヲ爲スコトヲ得

(イ)所定制限數ヲ超ユル勞働者ヲ使用スルニ非ザル使用者ニ依リ又ハ其ノ者ノ爲ニ行ハルル行爲

(ロ)勞務地ヨリ所定制限圈内ニ於テ行ハルル行爲

(ハ)個人的及家庭的使用人竝ニ非筋肉勞働者ノ雇入ノ爲ノ行爲

第四條

勞働ノ募集ヲ伴フコトアルベキ經濟開發計畫ヲ或地域ニ付承認スルニ先チ權限アル權力ハ實行可能且必要ナルベキ左ノ措置ヲ執ルベシ

(イ)必要ナル勞働ヲ得ル爲使用者ニ依リ又ハ其ノ者ノ爲壓迫ノ危險ガ關係住民ニ加ヘラルルコトヲ避クルコト

(ロ)關係住民ノ政治的及社會的組織竝ニ新經濟狀態ヘノ順應力ガ勞働ノ需要ニ依リ危殆ナラシメラレザルコトヲ能フ限リ保障スルコト

(ハ)前記經濟開發ガ關係住民ニ及ボスコトアルベキ其ノ他ノ不都合ナル影響ヲ豫防スルコト

第五條

一　或地域ニ於ケル勞働募集ノ許可ヲ與フルニ先チ權限アル權力ハ成年男子ノ退去ガ關係住民ノ社會生活ニ及ボスコトアルベキ影響ヲ考慮ニ入ルベク且特ニ左記ヲ考慮スベシ

(イ)人口ノ密度、其ノ增加又ハ減少ノ傾向及成年男子ノ退去ガ出產率ニ及ボスコトアルベキ影響

(ロ)成年男子ノ退去ガ特ニ食糧ノ供給ニ關聯シ關係住民ノ健康、福利及發展ニ及ボスコトアルベキ影響

(ハ)成年男子ノ退去ニ基ク家族及道德ニ對スル危險

(ニ)成年男子ノ退去ガ關係住民ノ社會組織ニ及ボスコトアルベキ影響

二　權限アル權力ハ、成年男子ノ退去ノ不都合ナル結果ニ對シ關係住民ヲ保護スル爲、一定ノ社會的單位ニ於テ殘存スル成年男子ノ數ガ成年男子ノ婦人及兒童ニ對スル通常ノ割合トシテノ所定率ヲ下ラザル樣其ノ單位ニ於テ募集セラルベキ成年男子ノ最大限度數ヲ定ムルノ政策ノ採用ヲ實行可能且必要ナラシムル事情アル場合ニ於テハ右ノ最大限度數ヲ定ムベシ

第六條

公ノ職員ハ直接タルト間接タルトヲ問ハズ私ノ企業ノ爲ニ募集ノ行爲ヲ爲スベカラザルモノトス但シ公ノ權力ノ爲私ノ企業ガ受託者トシテ遂行スル公益事業ニ被募集勞働者ガ使用セラルベキ場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

第十條

首長又ハ他ノ土民權力ハ左記ヲ爲サザルベキモノトス

(イ)募集代理人トシテ行動スルコト

(ロ)募集セラルルコトアルベキ者ニ壓迫ヲ加フルコト

(ハ)募集ノ援助ニ對シ出所ノ如何ヲ問ハズ特別ノ報酬又ハ他ノ特別ノ利益ヲ受クルコト

第十一條

如何ナル者モ又如何ナル團體モ右ノ者又ハ團體ガ權限アル權力ニ依リ許可セラレ且行政廳ノ爲又ハ一若ハ二以上ノ特定ノ使用者若ハ使用者團體ノ爲勞働者ヲ募集スル場合ヲ除クノ外被募集勞働者ハ勞務地ニ同行シ且其ノ者ト共ニ留ルコトヲ許容セラレタル妻及未成年ノ子ト別居セシメラレザルベキモノトス

第十二條

使用者、使用者ノ代理人、使用者團體、使用者ニ依リ補助セラルル團體竝ニ使用者團體及使用者ニ依リ補助セラルル團體ノ代理人ハ權限アル權力ニ依リ許可セラルル場合ニ限リ募集ニ從事スルコトヲ得

第十三條

募集許可證ヲ發給スルニ先チ權限アル權力ハ左記ヲ爲スベシ

(イ)許可申請者ガ個人ナルトキハ適當ノ者タルコトヲ確ムルコト

(ロ)許可申請者ガ使用者團體又ハ使用者ニ依リ補助セラルル團體タル未成年者ハ募集セラレザルベキモノトス但シ權限アル權力ハ所定ノ年齡ヲ超ユル未成年者ガ其ノ福利ノ爲ノ所定ノ保護ヲ條件トシテ輕易勞働ニ使用セラルル爲其ノ兩親ノ同意ヲ得テ募集セラルルコトヲ許可スルコトヲ得

第七條

一　家長ノ募集ハ其ノ家ニ屬スル者ノ募集ヲ包含スト看做サレザルベキモノトス

二　權限アル權力ハ、被募集勞働者ニ對シ就中家庭ヨリ遠距離ニ於テ且一定期間ヲ超ユル期間農業又ハ類似ノ勞務ノ爲募集セラルル勞働者ニ對シ其ノ家族ヲ同伴スルコトヲ奬勵スルノ政策ノ採用ヲ實行可能ナラシメ且望マシカラシムル事情アル場合ニ於テハ右ノ奬勵ヲ爲スベシ

三　關係者ノ明示ノ要求アル場合ヲ除クノ外被募集勞働者ハ勞務地ニ同行シ且其ノ者ト共ニ留ルコトヲ許容セラレタル妻及未成年ノ子ト別居セシメラレザルベキモノトス

四　募集地ヨリ當該勞働者ガ出發スルニ先チ反對ノ契約ナキ限リ勞働者ト同行スルコトノ許容ハ其ノ勞務ノ全期間中右勞働者ト共ニ留ルコトノ許容ト看做サルベキモノトス

第八條

權限アル權力ハ、被募集勞働者ヲシテ適當ナル人種的條件ノ下ニ勞務地ニ於テ集團セシムルコトヲ募集ノ許可條件ト爲スノ政策ノ採用ヲ實行可能ナラシメ且望マシカラシムル事情アル場合ニ於テハ右ノ許可條件ヲ附スルコトヲ得

場合ヲ除クノ外右申請者ニ對シ被許可人トシテノ適正ナル行動ニ對スル金錢上又ハ他ノ保證ヲ提供スルコトヲ要求スルコト

(ハ) 許可申請者ガ使用者タルトキハ支拂ハルベキ賃銀ノ支拂ニ付金錢上又ハ他ノ保證ヲ提供スルコトヲ之ニ要求スルコト

(ニ) 募集セラルベキ勞働者ノ健康及福利ヲ確保スル爲充分ナル措置ガ執ラレタルコトヲ確ムルコト

二　被許可人ハ一切ノ募集行爲ノ適法ナルコトヲ立證シ且各被募集勞働者ノ身元ヲ證明シ得ベキ記錄ヲ權限アル權力ガ定ムル樣式ニ從ヒ作成保存スベシ

三　被許可人ニシテ他ノ被許可人ノ代理人タルモノハ能フ限リ固定給ヲ受クベク且被募集勞働者ノ頭數ニ依ル率ヲ以テ計算セラルル報酬ヲ受クル如何ナル場合ニ於テモ右報酬ハ權限アル權力ノ定ムル最大限度ヲ超エザルベキモノトス

四　許可證ノ效力ハ權限アル權力ニ依リ定メラルベキ一年ヲ超エザル一定期間ニ制限セラルベキモノトス

五　許可證ノ更新ハ被許可人ノ許可證發給條件ノ遵守振ヲ條件トセラルベキモノトス

六　權限アル權力ハ左ノ權限ヲ有スベキモノトス

(イ) 被許可人ガ募集行爲ヲ行フニ適セザル犯罪又ハ非行ヲ犯シタルトキ許可ヲ取消スコト

(ロ) 被許可人ノ行動ニ付テノ調査ノ結果ノ判明スル迄許可ヲ停止スルコト

第十四條

一　何人ト雖モ現實ノ募集行爲ニ付從屬的資格ニ於テ被許可人ヲ補佐セザルベキモノトス但シ右ノ者ガ公ノ職員ニ依リ承認セラレ且被許可人ニ依リ承認書ヲ付與セラレタル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

二　被許可人ハ右補佐人ノ行爲ノ適正ナルコトニ付責ニ任ズベキモノトス

第十五條

一　權限アル權力ハ、勞働者タル左記募集者ヲ許可證所持ノ義務ヨリ免除スルノ政策ノ採用ヲ必要ナラシメ又ハ望マシカラシムル事情アル場合ニ於テハ右ノ免除ヲ爲スコトヲ得

(イ) 勞働者トシテ自己ガ使用セラルル企業ノ爲ニ他ノ勞働者ヲ募集シ

(ロ) 使用者ニ依リ他ノ勞働者ヲ募集スルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ委託セラレ且

(ハ) 募集ニ對シ報酬又ハ他ノ利益ヲ受クルニ非ザル者

二　勞働者タル募集者ハ被募集者ニ對シ賃銀ノ前貸ヲ爲サザルベキモノトス

三　勞働者タル募集者ハ權限アル權力ニ依リ定メラルベキ地域內ニ於テノミ募集行爲ヲ爲スコトヲ得

四　勞働者タル募集者ノ行爲ハ權限アル權力ニ依リ定メラルベキ方法ニ於テ監督セラルベキモノトス

第十六條

一　被募集勞働者ハ公ノ職員ノ前ニ出頭セシメラルベク右職員ハ募集ニ關スル法令及規則ガ遵守セラレタルコト及殊ニ勞働者ガ不法ナル壓迫ヲ受ケ又ハ詐僞若ハ錯誤ニ依リ募集セラレタルニ非ザルコトヲ確ムベ

二　被募集勞働者ハ募集地ニ便利ナル能フ限リ近クノ公ノ職員ノ前ニ又ハ異レル行政廳ノ下ニ在ル地域ニ於ケル勞務ノ爲一地域ニ於テ募集セラルル勞働者ニ付テハ遲クトモ募集地域ヲ離ルル地ニ於ケル公ノ職員ノ前ニ出頭セシメラルベキモノトス

第十七條

權限アル權力ハ、募集地又ハ其ノ附近ニ於テ雇入レラルルニ非ザル各被募集勞働者ニ對スル當該權力ノ定ムベキ事項（例ヘバ勞働者ノ身元、將來ノ雇傭條件及勞働者ニ爲サルベキ賃銀ノ前貸ニ付テノ事項）ヲ包含セル採用證書、勞働手帳又ハ假契約書ノ如キ書類ノ發行ヲ要求スルノ措置ノ採用ヲ實行可能且必要ナラシムル事情アル場合ニ於テハ右ノ要求ヲ爲スベシ

第十八條

一　一切ノ被募集勞働者ハ醫學的檢査ヲ受クベキモノトス

二　勞働者ガ募集地ヨリ距離隔レル地ニ於ケル勞務ノ爲募集セラレ又ハ異レル行政廳ノ下ニ在ル地域ニ於ケル勞務ノ爲一地域ニ於テ募集セラレタル場合ニハ、醫學的檢査ハ募集地ニ便利ナル能フ限リ近クノ場所ニ於テ又ハ異レル行政廳ノ下ニ在ル地域ニ於ケル勞務ノ爲一地域ニ於テ募集セラルル勞働者ニ付テハ遲クトモ募集ノ地域ヲ離ルル場所ニ於テ行ハルベキモノトス

三　權限アル權力ハ公ノ職員ニシテ其ノ前ニ勞働者ガ第十六條ニ從ヒ出頭セシメラレタルモノニ對シ、右ノ職員ガ左記ヲ確認スルトキハ醫學的檢査ニ先チ右勞働者ガ出發スルコトヲ許容スルノ權限ヲ付與スルコトヲ得

(イ) 勞働者ニ付募集地ノ附近又ハ出發地ニ於テ醫學的檢査ヲ行フコトノ不可能ナリシコト及不可能ナルコト

(ロ) 勞働者ガ旅行及將來ノ勞務ニ適スルコト及

(ハ) 勞働者ガ勞務地ニ到着ノ際又ハ其ノ後能フ限リ速ニ醫學的檢査ヲ受クルコト

四　權限アル權力ハ特ニ被募集勞働者ノ旅行ガ其ノ健康ヲ害スルノ虞アルガ如キ期間及狀態ニ於テ行ハルルモノナルトキハ出發前及勞務地到着後右被募集勞働者ガ醫學的檢査ヲ受ケシメラルベキコトヲ要求スルコトヲ得

五　權限アル權力ハ被募集勞働者ノ馴化及順應ノ爲竝ニ免疫ノ爲必要ナル一切ノ措置ガ執ラルベキコトヲ確保スベキモノトス

第十九條

一　募集者又ハ使用者ハ可能ナル都度勞務地ヘノ被募集勞働者ノ輸送ヲ爲スベキモノトス

二　權限アル權力ハ左記ヲ確保スル爲一切ノ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス

(イ) 勞働者ノ輸送ニ使用セラルル船車ハ右輸送ニ適シ、良好ナル衞生狀態ニ在リ且乘員過剩ト爲ラザルコト

(ロ) 夜間旅行ヲ停止スルコト必要ナルトキハ勞働者ノ爲ニ適當ナル宿泊設備ヲ爲スコト

(ハ) 長距離旅行ニ付テハ勞働者ノ醫療及福利ノ爲一切ノ必要ナル施設ヲ爲スコト

三　被募集勞働者ガ勞務地迄徒歩ニテ長距離旅行ヲ爲スコトヲ要スルトキハ權限アル權力ハ左記ヲ確保スル爲一切ノ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス

(イ)　日日ノ旅程ガ勞働者ノ健康及體力ノ保持ト兩立スルコト

(ロ)　勞働ノ移動ノ程度ガ必要トスルトキハ休憩假舍又ハ休憩家屋ヲ主要通路ノ適當ノ個所ニ設ケテ適當ナル衞生的狀態ニ之ヲ保チ且必要ナル醫療施設ヲ之ニ具ヘシムルコト

四　被募集勞働者ハ集團ヲ成シテ勞務地ニ長距離旅行ヲ爲スコトヲ要スルトキハ責任アル者ニ依リ護送セラルベキモノトス

第二十條

一　被募集勞働者ノ勞務地迄ノ旅費（旅行中其ノ保護ノ爲ニ生ズル一切ノ費用ヲ含ム）ハ募集者又ハ使用者ニ依リ負擔セラルベキモノトス

二　募集者又ハ使用者ハ被募集勞働者ニ對シ勞務地ヘノ旅行中ノ其ノ福利ノ爲必要ナル一切ノ物（就中地方的事情ニ從ヒ適當且充分ナル食糧品、飮料水、燃料及炊事道具竝ニ被服及毛布ヲ含ム）ヲ供給スベキモノトス

三　本條ハ其ノ適用ガ權限アル權力ニ依リ可能ナリト認メラルル限度ニ於テ勞働者タル募集者ニ依リ募集セラルル勞働者ニ之ヲ適用ス

第二十一條

左記ノ被募集勞働者ハ募集者又ハ使用者ノ費用ヲ以テ送還セラルベキモノトス

(イ)　勞務地ヘノ旅行中疾病又ハ災害ニ依リ勞働不能ト爲リタル者

(ロ)　醫學的檢査ニ依リ勞務ニ適セズト認メラレタル者

(ハ)　自己ノ責ニ歸スベカラザル理由ニ依リ募集後雇入レラレザル者

(ニ)　詐僞又ハ錯誤ニ依リ募集セラレタルモノト權限アル權力ニ依リ認メラレタル者

第二十二條

權限アル權力ハ賃銀ノ前貸ニ關シ被募集勞働者ニ支拂ハルベキ額ヲ制限シ且右ノ前貸ガ爲サルベキ條件ヲ規律スベキモノトス

第二十三條

被募集勞働者ノ家族ガ勞務地迄勞働者ト同行スルコトヲ許容セラレタル場合ニハ權限アル權力ハ旅行中其ノ健康及福利ヲ保護スル爲一切ノ必要ナル措置ヲ執ルベク就中

(イ)　本條約第十九條及第二十條ハ右ノ家族ニ適用セラルベキモノトス

(ロ)　勞働者ガ第二十一條ニ依リ送還セラルルトキハ其ノ家族モ亦送還セラルベキモノトス

(ハ)　勞働者ガ勞務地ヘノ旅行中死亡スルトキハ其ノ家族ハ送還セラルベキモノトス

第二十四條

一　異レル行政廳ノ下ニ在ル地域ニ於ケル勞務ノ爲勞働者ノ募集ヲ許可スルニ先チ募集地域ノ權限アル權力ハ被募集勞働者ガ該權力ノ管轄區域ヲ越エテ旅行スル場合ニ本條約ノ規定ニ從ヒ右勞働者ヲ保護スル爲一切ノ必要ナル措置ガ執ラレ來レルコトヲ確ムベキモノトス

二　勞働者ガ異レル行政廳ノ下ニ在ル地域ニ於ケル勞務ノ爲一地域ニ於テ募集セラレ且關係ノ權限アル權力ガ募集ノ事情及員數ニ徵シ必要ト認ムル場合ニハ該權力ハ右募集ガ許可セラルベキ限度ヲ定メ且募集及

雇傭ノ條件ノ實行ノ監督ニ關スル右權力間ノ協力ヲ規定スル協定ヲ締結スベシ

三　異レル行政廳ノ下ニ在ル地域ニ於ケル勞務ノ爲一地域ニ於テ爲サルル勞働者ノ募集ハ募集地域ノ權限アル權力ニ依リ發給セラルル許可證ニ依リテノミ行ハルベキモノトス但シ右權力ハ勞務地域ノ權限アル權力ニ依リ發給セラレタル許可證ヲ以テ自己ニ依リ發給セラレタル許可證ト同價値ノモノト認ムルコトヲ得

四　募集地域ノ權限アル權力ガ異レル行政廳ノ下ニ在ル地域ニ於ケル勞務ノ爲ノ募集ノ事情及員數ニ徵シ必要ナリト認ムル場合ニハ右權力ハ右募集ガ其ノ承認セル團體ニ依リテノミ行ハレ得ルコトヲ規定スベキモノトス

第二十五條

一　國際勞働機關憲章第三十五條ニ揭ゲラルル地域ニ關シテハ本條約ヲ批准スル右機關ノ各締盟國ハ左記ヲ示ス宣言ヲ該國ノ批准ニ附加スベキモノトス

(イ)　右締盟國ガ變更ヲ加ヘズシテ本條約ノ規定ヲ適用スルコトヲ約スル地域

(ロ)　右締盟國ガ變更ヲ加ヘテ本條約ノ規定ヲ適用スルコトヲ約スル地域及右變更ノ細目

(ハ)　本條約ヲ適用シ得ザル地域及其ノ場合ニ於テハ之ヲ適用シ得ザル理由

(ニ)　右締盟國ガ其ノ決定ヲ留保スル地域

二　本條一(イ)及(ロ)ニ揭ゲラルル約定ハ批准ノ一部ト看做サルベク且批准ノ效力ヲ有スベシ

三　何レノ締盟國モ本條一(ロ)、(ハ)又ハ(ニ)ニ依リ其ノ原宣言ニ於テ爲サレタル留保ノ全部又ハ一部ヲ爾後ノ宣言ニ依リ取消スコトヲ得

第二十六條

本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スベシ

第二十七條

一　本條約ハ國際聯盟事務總長ニ其ノ批准ヲ登錄シタル國際勞働機關ノ締盟國ノミヲ拘束スベシ

二　本條約ハ事務總長ガ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ノ後十二月ニシテ效力ヲ發生スベシ

三　爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ノ後十二月ニシテ效力ヲ發生スベシ

第二十八條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ガ登錄セラレタルトキハ國際聯盟事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同樣ニ通告スベシ

第二十九條

一　本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ登錄アリタル日ノ後一年間ハ其ノ效力ヲ生セズ

二　本條約ヲ批准シタル各締盟國ニシテ前項ニ揭グル十年ノ期間滿了後

一年以内ニ本條ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セザルモノハ更ニ十年間拘束ヲ受クベク又爾後各十年ノ期間滿了毎ニ本條ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第三十條

國際勞働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各十年ノ期間滿了毎ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ揭グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第三十一條

一　總會カ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ新條約カ別段ノ定ヲ爲サザル限リ

(イ)　締盟國ニ依ル新改正條約ノ批准ハ新改正條約カ效力ヲ發生シタルトキ前記第二十九條ノ規定ニ拘ラズ當然ニ本條約ノ即時ノ廢棄ヲ生セシムベシ

(ロ)　新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得ザルニ至ルベシ

二　本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セザル締盟國ニ對シテハ如何ナル場合ニ於テモ其ノ現在ノ形式及內容ニ於テ引續キ效力ヲ有スベシ

第三十二條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ、「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百三十六年六月二十四日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第二十回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百三十六年七月十八日署名ス

總會議長
セー、ヴェー、プラムスネス
國際勞働事務局長代理
イー、ジェー、フィーラン

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本帝國天皇（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和十一年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第二十回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇卽位紀元二千五百九十八年昭和十三年七月二十七日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　宇垣　一成

右歐文左ノ如シ（略ス）

●同上條約ニ對スル帝國ノ批准通告ノ件

（昭和十三年十月二十八日外務省告示第七十七號）

帝國政府ハ昭和十三年七月二十九日附ヲ以テ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和十一年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第二十回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル條約ニ對スル帝國ノ批准ヲ通告スルト共ニ右條約ノ朝鮮、臺灣、樺太、關東州租借地及南洋委任統治地域ニ對スル適用ヲ宣言シ前記帝國ノ批准ハ昭和十三年九月八日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

仍テ本條約ハ帝國ニ對シ同條約第二十七條ノ規定ニ依リ昭和十四年九月九日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十三年九月九日國際聯盟事務總長通牒）

●同上條約ニ對スル批准國名

（昭和十四年七月二十日外務省告示第四十四號）

英國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和十一年「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第二十回國際勞働總會ノ採擇ニ係ル特殊ノ勞働者募集制度ノ規律ニ關スル條約ニ對スル「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」ノ批准ヲ通告スルト共ニ右條約ニ何等ノ變更ヲ加ヘズシテ之ヲ左ニ揭グル殖民地、保護領、保護諸邦及委任統治地域ニ對シ適用スル旨宣言シ前記英國ノ批准ハ昭和十四年五月二十二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

「バルバドス」
英領「ギアナ」
英領「ホンデュラス」
「ソロモン」諸島英國保護領
「セイロン」
「フィジー」
「ガンビア」（殖民地及保護領）
「ギルバート」及「エリス」諸島殖民地
「ゴールド、コースト」
(イ)殖民地
(ロ)「アシアンティイ」
(ハ)北部地域
(ニ)英國委任統治ノ下ニ在ル「トーゴーランド」
香港
「ジアマイカ」（「タークス」、「カイコス」諸島及「カイマン」諸島ヲ含ム）
「ケニア」（殖民地及保護領）
「リーワード」諸島
「アンティグア」
「ドミニカ」
「モントセラット」
「セント、クリストファー」及「ネヴィス」「ヴァージン」諸島
馬來諸邦
(イ)馬來聯邦諸邦
「ネグリ、センビラン」
「パハン」
「ペラック」
「セランゴール」
(ロ)馬來非聯邦諸邦
「ジョホール」
「ケダー」
「ケランタン」
「ペルリス」
「トレンガヌ」
「アルネイ」

「モーリシアス」
「ニジェリア」
(イ)殖民地
(ロ)保護領
(ハ)英國委任統治ノ下ニ在ル「カメルーン」
北「ボルネオ」邦
北「ローデシア」
「ニアサランド」保護領
「サラワック」
「セイシェルス」
「シエラ、レオン」(殖民地及保護領)
「ソマリランド」保護領
海峽殖民地
「タンガニイカ」地域
「トシガ」
「トリニダッド」及「トバゴ」
「ウガンダ」保護領
「ウィンドワード」諸島
「グレナダ」
「セント、ルシア」
「セント、ヴィンセント」
(昭和十四年六月三日附國際聯盟事務總長回章)

第三編　戰時ニ關スル條約

第一章　通則

●開戰ニ關スル條約

(明治四十五年一月十二日　條約第三號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ署名シタル開戰ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

開戰ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國

大公「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ平和關係ノ安固ヲ期スル爲戰爭ハ豫告ナクシテ之ヲ開始セサルヲ必要トスルコト及戰爭狀態ハ遲滯ナク之ヲ中立國ニ通告スルヲ必要トスルコトヲ考慮シ之カ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジヨセフ、エツチ、チヨート

特命大使ホレエス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴイツド、ジエーン、ヒル

海軍少將、全權公使チヤールス、エス、スペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジオージ、ビー、デーヴイス

全權公使ウイリアム、アイ、プカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ホヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセンエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータンメレー、ド、カポスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒユーベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギーヨー、

「ボリヴイア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フエナンド、エ、グヲチヤラ

伯剌西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルハン、ヴイナロフ

大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、ゴンチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハヴアナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、ブスタマンデ

米國駐劄特命全權公使ゼンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ

前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴアハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使ドプルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤウルーチヤ

和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジヨア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官「サー」エドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツ

ケー、レー
和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘國皇帝陛下
國務大臣、内閣議長アイシェン
獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツオ、ランガベ
雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジェ、ストレイト
「グワテマラ」共和國大統領
和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチヤド
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリヨ
「ハイチ」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジヨセフ、ダルベマル
米國駐劄特命全權公使ジー、エヌ、レジエー、
前國際公法教授「ボルトープランス」組合辯護士ピエール、ユザクール
伊太利國皇帝陛下
上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、ザ、ヴエルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
參事院議官、下院議員、前文部大臣「コンマンドール」ギド、フジナト
日本國皇帝陛下
特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿
盧森堡國大公「ナツソー」公殿下
國務大臣、内閣議長アイシエン
獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー
墨西哥合衆國大統領
伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴア
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」國公殿下
「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル、アクチユエル」、佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル」、露國外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチユエル」、和蘭國駐劄露國特命全權公使チヤリコフ
諸威國皇帝陛下
前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン

比律悉駐在領事、伯爵ジエー、ヂユ、モンソー、ド、ベルジヤンダル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドアルヴエ、アツシュ、ド、ボーフオール
國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨンクヘール」ジー、セー、セー、デン、ベール、ボールチユゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロスジエー、カンダモ
波斯國皇帝陛下
佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズスルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルヅア、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下
參事院議官、「ベール、ヂユ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴエイラ
羅馬尼亞國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルザマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亞國皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴエ、アクチユエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチユエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チヤリコフ
「サルヴアドル」共和國大統領
佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ベドロ、ジー、マテウ
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下
陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイッチ
伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴイツチ
暹羅國皇帝陛下
陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ピユヴアナルト、ナリユーバル

瑞典國、「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド
前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ジエネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル
「チユーリヒ」大學法學教授マックス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカン、パシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
東「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニエス
前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ベー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　締約國ハ理由ヲ附シタル開戰宣言ノ形式又ハ條件附開戰宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戰爭ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス

第二條　戰爭狀態ハ遲滯ナク中立國ニ通告スヘク通告受領ノ後ニ非サレハ該國ニ對シ其ノ效果ヲ生セサルモノトス該通告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但シ中立國カ實際戰爭狀態ヲ知リタルコト確實ナルトキハ該中立國ハ通告ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第三條　本條約第一條ハ締約國中ノ二國又ハ數國間ノ戰爭ノ場合ニ效力ヲ有スルモノトス

第二條ハ締約國タル一交戰國ト均シク締約國タル諸中立國間ノ關係ニ付拘束力ヲ有ス

第四條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第五條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第六條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第七條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第八條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第四條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第五條第二項）又ハ廢棄（第七條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラルタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシアル
クリーゲ

第二　亞米利加合衆國　ジヨセフ、エツチ、チヨート
ホレエス、ポーター

第三　亞爾然丁國
ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ

第四　墺地利洪牙利國
男爵マツキオ

第五　白耳義國
ア、ベルナール
ジー、ウアン、デン、ヒユーベル
ギーヨーム

第六「ボリウイア」國
グラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾國
ルイ、バルボサ
エー、リスボア

第八　勃爾牙利國
陸軍少將ヴイナロフ
イヴアン、カランジユーロフ

第九　智利國
ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マツテ
カルロス、コンチヤ

第十　淸國

第十一　格倫比亞國
ホルヘ、ホルグイン
エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴアルガス

第十二　玖馬共和國　アントニオ、エス、デ、プスタマンテ
ゴンザロ、デ、クエサダ
マヌエル、サングイリー

第十三　丁抹國　セー、プロン

第十四　「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴアハル
アポリナル、テヘラ

第十五　「エクアドル」共和國　ヴイクトル、エム、レンドン

第十六　西班牙國　エ、ドルン、イ、デ、アルスアドブルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオガブリエル、マウラ

第十七　佛蘭西國　レオン、ブールジヨア
デスツールネル、ド、コンスタンエル、ルノー
マルスラン、ペレ

第十八　大不列顛國　エドワード、フライ
アーネスト、サトウレー
ヘンリー、ハワード

第十九　希臘國　クレオン、リツオ、ランガベ
デン、ペール、ポールチユゲール
ジー、アー、ローエル

第二十一　「ハイチ」國　ジー、アー、ロエフ

第二十二　伊太利國　セー、ジエー、カンダモ

第二十三　日本國　モムタゾスサルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメツド、カン

第二十四　盧森堡國　アルベルト、ドリヴエイラ

第二十五　墨西哥國　エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンフ
エヌ、チヤリコフ

第二十六　「モンテネグロ」國　ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ
エム、ジエー、ミリチエヴイツチ
モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ピユヴアナルト、ナリユーバル

第二十七　「ニカラグワ」國　カー、アツシユ、エル、ハムマル

第二十八　諾威國　エフ、ハーゲルプ

第二十九　巴奈馬國　ベー、ボラス

第三十　「パラグエー」國　ジエー、チユ、モンソー

第三十一　和蘭國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ポーフオール
テー、エム、セー、アツセル

第三十二　祕露國　スキヨルド
ヨハンネス、ヘルネル

第三十三　波斯國　セー、ジエー、カンダモ
モムタゾスサルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメツド、カン

第三十四　葡萄牙國　アルベルト、ドリヴエイラ

第三十五　羅馬尼亞國　エドガール、マヴロコルダト

第三十六　露西亞國　ネリドフ
マルテンフ
エヌ、チヤリコフ

第三十七　「サルヴアドル」國　ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ

第三十八　塞爾比亞國　エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ
エム、ジエー、ミリチエヴイツチ

第三十九　暹羅國　モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ピユヴアナルト、ナリユーバル

第四十　瑞典國　カー、アツシユ、エル、ハムマル

第一類　一般共通條約　第三編　戰時ニ關スル條約

第四十一　瑞西國　スキヨルド
ヨハンネス、ヘルネル

第四十二　土耳其國　チユルカン

第四十三　「ウルグエー」國　ホセ、バトレ、イ、オルドニエス

第四十四　「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウ

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル開戰ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　御璽

外務大臣　子爵内田康哉

●窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書

（明治三十三年十一月二十一日勅令無號）

肰和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ贊同シタル帝國全權委員ト各國全權委員ノ記名調印シタル窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書ヲ公布セシム

宣言書

下ニ記名スル海牙萬國平和會議ニ贊同シタル諸國ノ全權委員ハ之カ爲各本國政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日ノ聖彼得堡宣言書ニ揭ケタル趣旨ヲ體シテ左ノ宣言ヲ爲セリ

締盟國ハ窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止ス

締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限リ締盟國ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

前項ノ義務ハ締盟國間ノ戰鬪ニ於テ一ノ非締盟國カ交戰國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作リ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

非記名國ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

若締盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ效力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス

右廢棄ノ效力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ記錄ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國　ミュンステル印
墺地利洪牙利國　ヴェルセルスハインブ印
オコリクサニー印
白耳義國　ア、ベルネルト印
伯爵ド、グレル、ロジエー印
シュヴアリエー、デカン印
清國　楊儒印
丁抹國　エフ、ビル印
西班牙國　公爵デ、テツアン印
ドブルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤウルーチヤ印
亞爾然丁國　ド、ミエー印
墨西哥合衆國　セニール印
佛蘭西共和國　レオン、ブールジョア印
ジエー、ビウール印
デツールネル、ド、コンスタン印
希臘國　ニー、デリアンニ印
伊太利國　ニーグラ印
ア、ツアンニーニ印
ポンピーリー印
日本國　本野一郎印
盧森堡國　アイシエン印
「モンテネグロ」國　スタール印
和蘭國　フアン、カルネベーク印
デン、ベール、ボールチユゲール印
テー、エム、チエー、アツセル印
エー、エヌ、ラヒユセン印
波斯國　ミルザ、リザ、カン（アルフア、ウツドウレー）印
葡萄牙國　伯爵デ、マセーヅ印
ドルネーラス、デ、ヴアスコンセーロス印
羅馬尼亞國　伯爵デ、セリール印
ア、ベルヂマン印
露西亞國　ジヤン、エヌ、パピニウ印
スタール印
塞爾比亞國　ア、パシリー印
遏羅國　ミヤトヴイツチ印
ピア、スリヤ、ヌヴアトル印
ヴイスツダ印
瑞典諾威國　ビルト印
瑞西國　ロート印
土耳其國　チユルカン印
ヌーリー印
勃爾牙利國　アブヅラー印
メヘメツド印
博士デ、スタンショツフ印
陸軍少佐ヘツサプチエツフ印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

肰明治三十二年七月二十九日和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ贊同シタル帝國全權委員ト各國全權委員トノ間ニ協議決定シ記名調印シタル窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物

ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言ヲ親シク閲覽點檢シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右宣言ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十年明治三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

●窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言等ニ對スル加入國

（昭和十年十月三日外務省告示第八十四號）

「エティオピア」國ハ明治三十二年七月二十九日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル第一回平和會議諸條約中ノ左記二宣言ニ對スル同國ノ加入方ヲ昭和十年八月九日和蘭國政府ニ通告セリ

窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言

外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言

（昭和十年九月十四日附在本邦和蘭國臨時代理公使通牒）

●外包硬固ナル彈丸ニシテ其外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若クハ其外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言等ニ對スル加入國

（昭和十年十月三日勅令無號）

朕和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ贊同シタル帝國全權委員ト各國全權委員ノ記名調印シタル外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ記錄ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國　ミユンステル印
墺地利洪牙利國　ヴエルセルスハインブ印
オコリクサニー印
白耳義國　ア、ベルネルト印
伯爵ド、グレル、ロジエー印
ジユヴアリエー、デカン印
清國　楊儒印
丁抹國　エフ、ビル印
西班牙國　公爵デ、テツアン印
ドプルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤ、ウルーチヤ印
アルツーロ、デ、バゲール印
墨西哥合衆國　ド、ミエー印
セニール印
佛蘭西共和國　レオン、プールジヨア印
ジエー、ピウール印
デツールネル、ド、コンスタン印
希臘國　ニー、デリアンニ印
伊太利國　ニーグラ印
ア、ツアンニー印
ポンピーリー印
日本國　本野一郎印
盧森堡國　アイシエン印
「モンテネグロ」國　スタール印
和蘭國　フアン、カルネベーク印
デン、ベール、ボールチエゲール印
テー、エム、チエー、アツセル印
エー、エヌ、ラヒユセン印
波斯國　ミルザ、リザ、カン（アルフア、ウツドウレー）印
羅馬尼亞國　アー、ベルヂマン印
ジヤン、エヌ、パピニウ印
露西亞國　スタール印
ア、パシリー印
塞爾比亞國　ミヤトヴイツチ印
暹羅國　ピア、スリヤ、ヌヴアトル印
ヴイスツダ印
瑞典諾威國　ビルト印
瑞西國　ロート印
土耳其國　チユルカン印
ヌーリー印
アブヅラー印
メヘメツド印
勃爾牙利國　博士デ、スタンシヨツフ印
陸軍少佐ヘツサプチエツフ印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ贊同シタル帝國全權委員ト各國全權委員トノ間ニ協議決定シ記名調印シタル外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言ヲ親シク閲覽點檢シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右宣言ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十年明治三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

●開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約

（明治四十五年一月十三日條約第六號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回

（外務省版）

萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下「ドミニカ」共和國大統領「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下「グヮテマラ」共和國大統領「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ戰爭ノ危禍ニ對シ國際商業ノ安全ヲ保障セムト欲シ及近世ノ實例ニ從ヒ開戰前ニ善意ヲ以テ著手シ且履行中ニ在ル取引ヲ爲シ得ル限保護セムト欲シ之カ爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒユーベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギー、ヨーム

「ボリヴイア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウゲオ、セニラ

英國駐劄特命全權公使フエルナンド、エ、ゾツチヤラ

伯剌西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴイナロフ

大審院檢事總長イヴアン、カランジエーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハヴアナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、プスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ

前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マヌエル、サンゲイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴアハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使ドブルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤルーチヤ

和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、ラ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レカン、ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下
樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドヴァード、フライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツケー、レー
和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツカ、ランガベ
雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジュ、ストレイト
「グワテマラ」共和國大統領
和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チプレ、マチヤド
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジヨセフ、ダルベマル
米國駐劄特命全權公使ジー、エス、レジエー
前國際公法教授、「ポルトープランス」組合辯護士ピエール、ユヂクール
伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、チ、ヴエルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
參事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト
日本國皇帝陛下
特命全權大使都筑馨六
和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿
盧森堡國「ナツソー」公殿下
國務大臣、內閣議長アイシエン
獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー
墨西哥合衆國大統領
伊國駐劄特命全權公使「ゴンザロ、ア、エステヴア
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」國公殿下
「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル、アクチユエル」、佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル」、露國外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチユエル」、和蘭國駐劄露國特命全權公使チヤリコフ

諾威國皇帝陛下
前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ボラス
「パラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン
比律悉駐在領事、伯爵ジエー、ヂユ、モンソー、ド、ベルツヤンダル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドプルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨングヘール」ジー、セー、セー、デン、ベール、ボールチユゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨングヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
秘露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエー、カンダモ
波斯國皇帝陛下
佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルヅア、アーメツド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下
參事院議官「ベール、ヂユ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、候爵デ、ソヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール
瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴエイラ
羅馬尼亞國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亞國皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴエ、アクチユエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチユエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チヤリコフ
「サルヴアルドル」共和國大統領
佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下
陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイッチ

（外刊版）

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴイツチ
還羅國皇帝陛下
陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアンゲ、ピユヴアナルト、ナリユーバル
瑞典國、「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クメート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド
前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使「ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ジエネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル
「チユーリヒ」大學法學教授マツクス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカレ、パシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
東「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニエス
前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ラアン、ベー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　交戰國ノ一方ニ屬スル商船カ開戰ノ際敵港内ニ在ルトキハ該船舶ニ對シ卽刻又ハ相當ノ恩惠期間ノ後自由ニ出港シ且通航券ヲ付與セラレタル後其ノ到達港又ハ指定セラレタル他ノ港ニ直航スルヲ許サレムコトヲ希望ス

開戰前ニ最後ノ發航港ヲ去リ戰爭ヲ知ラスシテ敵港内ニ入リタル船舶ニ付亦同シ

第二條　不可抗力ニ基ク事情ノ爲前條ニ揭ケタル期間内ニ敵港ヲ去ルコト能ハサリシ商船又ハ出港ヲ許サレサリシ商船ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

交戰者ハ單ニ戰爭後賠償ナクシテ之ヲ還付スルノ義務ヲ負ヒテ該船舶ヲ抑留シ又ハ賠償ヲ拂ヒテ之ヲ徵發スルコトヲ得

第三條　開戰前ニ最後ノ發航港ヲ去リ海上ニ於テ遭遇シタル際戰爭ヲ知ラサリシ敵商船ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

右商船ハ單ニ戰爭後賠償ナクシテ還付スルノ義務ヲ負ヒテ之ヲ抑留シ又ハ賠償ヲ爲シ且人員ノ安全及船舶書類ノ保管ヲ爲スノ義務ヲ負ヒテ之ヲ徵發シ又ハ破壞スルコトヲ得

右船舶ニシテ本國港又ハ中立港ニ寄港シタル後ハ海戰ノ法規慣例ニ依ルモノトス

第四條　第一條及第二條ニ揭ケタル船舶内ニ在ル敵貨ハ又之ヲ抑留シタル上戰爭後賠償ナクシテ還付シ又ハ賠償ヲ爲シテ船舶ト共ニ若ハ船舶ト離シテ之ヲ徵發スルコトヲ得

第五條　第三條ニ揭ケタル船舶内ニ在ル貨物ニ付亦同シ

本條約ハ商船ニシテ其ノ構造上軍艦ニ變更セラルヘキモノナルコト明ナルモノニハ之ヲ適用セス

第六條　本條約ノ規定ハ交戰國カ惡ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第七條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第八條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第九條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第十一條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第七條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第八條第二項）又ハ廢棄（第十條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ各帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシヤル　第三條及第四條第二項ヲ留保ス
第二　亞米利加合衆國　クリーゲ
第三　亞爾然丁國　ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー
第四　墺地利洪牙利國　男爵マツキオ
第五　白耳義國　アー、ベルナール
ジー、ウアン、デン、ヒユーベル
キーヨーム
第六　「ボリヴイア」國　クラウヂオ、ヒニラ

第七　伯剌西爾國　ルイ、バルボサ
エー、リスボア
第八　勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ
イヴアン、カランジユーロフ
第九　智利國　ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マツテ
カルロス、コンチヤ
第十　淸國
第十一　格倫比亞國　ホルヘ、ホルグイン
エス、ベレス、トリアナ
エム、ヴアルガス
第十二　玖馬共和國　アントニオ、エス、デ、プスタマシテ
ゴンザロ、デ、クエサダ
マヌエル、サングイリー
第十三　丁抹國　セー、ブロン
第十四　「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴアハル
アポリナル、テヘラ
第十五　「エクアドル」共和國　ヴイクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
第十六　西班牙國　ドブルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオガブリエル、マウラ
第十七　佛蘭西國　レオン、ブールジヨア
デスツールネル、ド、コンスタンエル、ルノー
マルスラン、ペレ
第十八　大不列顛國　エドワード、フライ
アーネスト、サトウレー
ヘンリー、ハワード
第十九　希臘國　クレオン、リツオ、ランガベ
ジヨールシユ、ストレイト
第二十　「グワテマラ」國　ホセ、チブレ、マチヤド
第二十一　「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ
ジー、エヌ、レジエー
ピエール、ユヂクール
第二十二　伊太利國　ポンピリ
ジエー、フジナト
第二十三　日本國　佐藤愛麿
第二十四　盧森堡國　アイシエン
伯爵、ド、ヴイレー
第二十五　墨西哥國　ジエー、ア、エステヴア
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
第二十六　「モンテネグロ」國　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ
第二十七　「ニカラグワ」國
第二十八　諾威國　エフ、ハーゲルプ
第二十九　巴奈馬國　ベー、ボラス

第三十　「パラグエー」國　ジエー、ヂユ、モンソー
第三十一　和蘭國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
テー、エム、セー、アツセル
デン、ベール、ボールチユゲール
ジー、アー、ローエル
ジー、アー、ロエフ
第三十二　祕露國　セー、ジエー、カンダモ
第三十三　波斯國　モムタゾスサルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメツド、カン
第三十四　葡萄牙國　アルベルト、ドリヴエイラ
第三十五　羅馬尼亞國　エドガール、マヴロコルダト
第三十六　露西亞國　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ
（本條約第三條及第四條第二項ニ對シテ表明シ且千九百七年九月二十七日ノ第七回總會議ノ議事錄ニ記入セラレタル留保ヲ爲ス）
第三十七　「サルヴアドル」國　ペー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ
第三十八　塞爾比亞國　エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ
エム、ジエー、ミリチエヴイツチ
第三十九　暹羅國　モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ビユヴアナルト、ナリユーバル
第四十　瑞典國　カー、アツシユ、エル、ハムマルス
キヨルド
ヨハンネス、ヘルネル
第四十一　瑞西國　カルラン
第四十二　土耳其國　ヂユルカン
第四十三　「ウルグエー」國　ホセ、バトレ、イ、オルドニエス
第四十四　「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約ヲ閲覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵　内田康哉

外第一七號

●開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約等ニ對スル加入國

（昭和十年八月十五日外務省告示第六十八號）

「ポーランド」國政府ハ明治四十年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル左記條約ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和十年五月二十八日和蘭國政府ニ通告セリ

開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約
商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約
戰時海軍力ヲ以テスル砲擊ニ關スル條約
「ジェネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約
海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約

（昭和十年七月二十六日附在本邦和蘭國臨時代理公使通牒）

●同上條約ノ廢棄ニ關スル件

（大正十五年二月十日　外務省告示第十二號）

英國政府ハ千九百七年十月十八日海牙ニ於テ署名セラレタル開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約ヲ廢棄スル旨千九百二十五年十一月十四日附公文ヲ以テ在海牙英國公使館ヨリ和蘭國政府ニ通告ヲ爲シ和蘭國政府ハ同日之ヲ受領シタル趣ヲ以テ右條約第十條ノ規定ニ基キ今般在本邦和蘭國公使ヨリ通知アリタリ

（昭和十四年九月二十九日　外務省告示第六十一號）

佛蘭西國政府ハ明治四十年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約ヲ廢棄スル旨昭和十四年七月十二日附ヲ以テ和蘭國政府ニ通告セリ依テ右廢棄ハ佛蘭西國ニ對シ右條約第十條末項ノ規定ニ依リ右通告到達ノ一年後即チ昭和十五年七月十三日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十四年九月二十二日附本邦駐劄和蘭國特命全權公使通牒）

第二章　陸戰

●陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

（明治四十五年一月十三日　條約第四號）

股樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名シタル陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グヮテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ平和ヲ維持シ且諸國間ノ戰爭ヲ防止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ爲兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ爲スノ必要アルコトヲ考慮シ斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙能ク人類ノ福利ト文明ノ隆昌トシテ止ムコトナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ之カ爲戰爭ニ關スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ又ハ成ルヘク戰爭ノ慘害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ千八百七十四年ノ比律悉會議ノ後ニ於テ聰明仁慈ナル先見ヨリ出テタル前記ノ思想ヲ體シテ陸戰ノ慣習ヲ制定スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シタル

第一回平和會議ノ事業ヲ或點ニ於テ補充シ且精確ニスル必要ト判定セリ」

締約國ノ所見ニ依レハ右條規ハ軍事上ノ必要ノ許ス限努メテ戰爭ノ慘害ヲ輕減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ交戰者相互間ノ關係及人民トノ關係ニ於テ交戰者ノ行動ノ一般ノ準繩タルヘキモノトス

但シ實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ハ此ノ際之ヲ協定シ置クコト能ハサリシト雖明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレサル總テノ場合ヲ軍隊指揮者ノ擅斷ニ委スルハ亦締約國ノ意思ニ非サリシヲ以テ一層完備シタル戰爭法規ニ關スル法典ノ制定セラルルニ至ル迄ハ締約國ハ其ノ採用シタル條規ニ含マレサル場合ニ於テモ人民及交戰者カ依然文明國ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル國際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム

締約國ハ採用セラレタル規則ノ第一條及第二條ハ特ニ右ノ趣旨ヲ以テ之ヲ解スヘキモノナルコトヲ宣言ス

締約國ハ之カ爲新ナル條約ヲ締結セムコトヲ欲シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン

本會議特派委員「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジヨセフ、エツチ、チヨート

特命大使ホレエス、ポーター

和蘭國駐劄特命全權公使デヴイツド、ジエーン、ヒル

海軍少將、全權公使チヤールス、エス、スペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジヨージ、ピー、デーヴイス

亞爾然丁共和國大統領

全權公使ウイリアム、アイ、ブカナン

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ツー、ウアン、デン、ヒユーベル

〔外初版〕

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギーヨーム

「ボリヴイア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラヴヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フエルナンド、エ、グツチヤラ

伯剌西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、

リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴイナロフ

大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハヴアナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、

ヲスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ

前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マヌエル、サンゲイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、

カルヴアハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、プールジヨア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、

フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、

サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツケー、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツカ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジヨールジユ、ストレイト

「グワテマラ」共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チプレ、マチヤド

獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジヨセフ、ダルベマル

米國駐劄特命全權公使ジー、エヌ、レジエー

前國際公法教授、「ポルトープランス」組合辯護士ピエール、ユザクル

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリ、プルサチ、ヂ、ヴエルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ

參事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都築馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

盧森堡國大公「ナツソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシエン

獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴア

佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」國公殿下

「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル、アクチユエル」、佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル」露國外務省常任顧問官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチユエル」、

和蘭國駐劄露國特命全權公使チヤリコフ

諸威國皇帝陛下

前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ

〔外初版〕

巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ポラス
「バラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン
比律悉駐在領事、伯爵ジエー、ヂユ、モンソー、ド、ベルジヤンダル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨングヘール」ジー、セー、セー、デン、ベール、ボールチユゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨングヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエー、カンダモ
波斯國皇帝陛下
佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルヴア、アーメツド、カン、サヂヴ、ヴル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下
參事院議官、「ペール、ヂユ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール
瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリウエイラ
羅馬尼亞國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亞國皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴエ、アクチユエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチユエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チヤリコフ
「サルヴアドル」共和國大統領
佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下
陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイツチ
伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノウイツチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエウイツチ

墨西哥合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル
暹羅國皇帝陛下
陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ピユウアナルト、ナリユーバル
瑞典國「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド
前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使、ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ジエネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル
「チエーリヒ」大學法學教授マツクス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカン、パシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
東「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニエス
前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ベー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル

（外初版）

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　締約國ハ其ノ陸軍軍隊ニ對シ本條約ニ附屬スル陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則ニ適合スル訓令ヲ發スヘシ

第二條　第一條ニ揭ケタル規則及本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第三條　前記規則ノ條項ニ違反シタル交戰當事者ハ損害アルトキハ之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス交戰當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ

第四條　本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約國間ノ關係ニ於テハ陸戰ノ法規慣例ニ關スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス

千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ於テハ依然效力ヲ有スルモノトス

第五條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通知書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項

ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第六條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第七條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第八條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ授受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告書カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第九條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第五條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第六條第二項）又ハ廢棄（第八條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシヤル　附屬規則第四十四條ヲ留保ス
　　クリーゲ

第二　亞米利加合衆國　ジヨセフ、エツチ、チヨート
　　ホレエス、ポーター
　　ユー、エム、ローズ

デヴイツド、ジエーン、ヒルシー、エス、スペリー

第三　亞爾然丁國　ウイリアム、アイ、ブカナン
　　ロケ、サエンツ、ペニヤ
　　ルイス、エム、ドラゴ

第四　墺地利洪牙利國　セー、ロドリゲス、ラレタ
　　メレー　千九百七年八月十七日ノ總會議ニ於テ爲シタル宣言ヲ留保ス

第五　白耳義國　男爵マツキオ
　　ア、ベルナール
　　ジー、ウアン、デン、ヒユーベル
　　ギーヨーム

第六　「ボリヴイア」國　クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾國　ルイ、バルボサ
　　エー、リスボア

第八　勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ
　　イプアン、カランジユーロフ

第九　智利國　ドミンゴ、ガナ
　　アウグスト、マツテ
　　カルロス、コンチヤ

第十　清國

第十一　格倫比亞國　ホルヘ、ホルグイン
　　エス、ペレス、トリアナ
　　エム、ヴアルガス

第十二　玖馬共和國　アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ
　　ゴンザロ、デ、クエサダ
　　マヌエル、サンヴイリー

第十三　丁抹國　セー、ブロシ
　　ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴアハル

第十四　「ドミニカ」共和國　アポリナル、テヘラ

第十五　「エクアドル」國　ヴイクトル、エム、レンドン
　　エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六　西班牙國　レオン、プールジヨア
　　デスツールネル、ド、コンスタンエル、ルノー

第十七　佛蘭西國　マルスラン、ペレ
　　エドワード、フライ
　　アーネスト、リトウレー

第十八　大不列顛國　エフ、ハーゲルブ

第十九　希獵國　ヘンリー、ハワード
　　クルオン、リツオ、ランガベ
　　ジヨールジユ、ストレイト

第二十　「グヮテマラ」國　ホセ、チプレ、マチヤド

第二十一　「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ
　　ジー、エヌ、レジエー
　　ピエール、ユヂクール

第二十二　伊太利國　ポンピリ
　　ジエー、フジナト

第二十三　日本國　佐藤愛麿（第四十四條ヲ留保ス）

第二十四　盧森堡國　アイシエン
　　伯爵ド、ヴイレー

第二十五　墨西哥國　ジエー、ア、エステヴア
　　エス、ベー、ド、ミエー

第二十六　「モンテネグロ」國　エフ、エル、デ、ラ、バラ
　　ネリドフ
　　マルテンス
　　（本條約附屬規則第四十四條ニ關シテ表明シ且千九百七年八月十七日ノ第四回總會議事錄ニ記入セラレタル留保ヲ爲ス）

第二十七　「ニカラグヮ」國　エフ、ハーゲルブ

第二十八　諾威國　ベー、ボラス

第二十九　巴奈馬國

第三十「パラグエー」國　ジエー、ザユ、モンソー

第三十一　和蘭國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオールテー、エム、セー、アツセルデン、ベール、ボールチユゲールジー、アー、ローエルジー、アー、ロエフ

第三十二　祕露國　セー、ジエー、カンダモ

第三十三　波斯國　モムタゾスサルダネー、エム、サマド、カン

サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメツド、カン

第三十四　葡萄牙國　侯爵デ、ソヴエラル

伯爵デ、セリール

第三十五　羅馬尼亞國　アルベルト、ドリヴエイラ

エドガール、マヴロコルダト

第三十六　露西亞國　ネリドフ

マルテンス

エヌ、チヤリコフ

本條約附屬規則第四十四條ニ關シテ表明シ且千九百七年八月十七日ノ第四回總會議議事錄ニ記入セラレタル留保ヲ爲ス

第三十七「サルヴアドル」國　ベー、ジー、マテウ

エス、ペレス、トリアナ

第三十八　塞爾比亞國　エス、グルーイツチ

エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ

エム、ジエー、ミリチエヴイツチ

第三十九　暹羅國　モム、チヤチデー、ウドムセー、コラヂガニ、ドレリルアンダ、ビユヴアナルト、ナリユーバル

第四十　瑞典國　カー、アツシユ、エル、ハムマルスキヨルド

ヨハンネス、ヘルネル

第四十一　瑞西國　カルラン

第四十二　土耳其國　チユルカン〻第三條ヲ留保ス

第四十三「ウルグエー」國　ホセ、パトレ、イ、オルドニエス

第四十四「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

條約附屬書

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則

第一款　交戰者

第一章　交戰者ノ資格

第一條　戰爭ノ法規及權利義務ハ單ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス

一　部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト

二　遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト

三　公然兵器ヲ携帶スルコト

四　其ノ動作ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ在リテハ之ヲ軍ノ名稱中ニ包含ス

第二條　占領セラレサル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ當リ第一條ニ依リテ編成ヲ爲スノ遑ナク侵入軍隊ニ抗敵スル爲自ラ兵器ヲ操ル者カ公然兵器ヲ携帶シ且戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルトキハ之ヲ交戰者ト認ムヘシ

第三條　交戰當事者ノ兵力ハ戰鬪員及非戰鬪員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得

敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二章　俘虜

第四條　俘虜ハ敵ノ政府ノ權內ニ屬シ之ヲ捕ヘタル國人又ハ部隊ノ權內ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器、馬匹及軍用書類ヲ除クノ外依然其ノ所有タルヘシ

第五條　俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサル義務ヲ負ハシメ之ヲ都市、城寨、陣營其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得但シ已ムヲ得サル保安手段トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限リ之ヲ幽閉スルコトヲ得

第六條　國家ハ將校ヲ除クノ外俘虜ヲシテ其ノ階級及技能ニ應シ勞務者トシテ使役スルコトヲ得其ノ勞務ハ過度ナルヘカラス又一切作戰動作ニ關係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ爲ニ勞務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ

第七條　俘虜ノ勞銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩餘ハ解放ノ時給養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘシ

第八條　俘虜ハ之ヲ其ノ權內ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律、規則及命令ニ服從スヘキモノトス總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得

逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先チ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ

俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト爲リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナシ

第九條　俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキモノトス若此ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラルヘキ利益ヲ減殺セラルルコトアルヘシ

第十條　俘虜ハ其ノ本國ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政府及之ヲ捕ヘタル政府ニ對シ一

身ノ名譽ヲ賭シテ其ノ誓約ヲ嚴密ニ履行スル義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條　俘虜ハ宣誓解放ノ受諾ヲ強制セラルルコトナク又敵ノ政府ハ宣誓解放ヲ求ムル俘虜ノ請願ニ應スルノ義務ナシ

第十二條　宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ爲シタル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失フヘク且裁判ニ付セラルルコトアルヘシ

第十三條　新聞ノ通信員及探訪者竝酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲ササル從軍者ニシテ敵ノ權內ニ陷リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ所屬陸軍官憲ノ證明書ヲ携帶スル場合ニ限リ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十四條　各交戰國ハ戰爭開始ノ時ヨリ又中立國ハ交戰者ヲ其ノ領土ニ收容シタルトキヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ關スル事項其ノ他各俘虜ニ關シ銘銘票ヲ作成補修スル爲ニ必要ナル通報ヲ各當該官憲ヨリ受クルモノトス情報局ハ該票ニ番號、氏名、年齡、本籍地、階級、所屬部隊、負傷竝捕獲、留置、負傷及死亡ノ日附及場所其ノ他一切ノ備考事項ヲ記載スヘシ銘銘票ハ平和克復ノ後之ヲ他方交戰國ノ政府ニ交付スヘシ

情報局ハ又宣誓解放セラレ交換セラレ逃走シ又ハ病院若ハ繃帶所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留シ竝戰場ニ於テ發見セラレタル一切ノ自用品、有價物、信書等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ傳送スルノ任務ヲ有ス

第十五條　慈善行爲ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ人道的事業ヲ有效ニ遂行スル爲軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範圍內ニ於テ交戰者ヨリ自己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ一切ノ便宜ヲ受クヘシ右協會ノ代表者ハ各自陸軍官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關スル一切ノ規律ニ服從スヘキ旨書面ヲ以テ約シタル上俘虜收容所及送還俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ分與スルコトヲ許サルヘシ

第十六條　情報局ハ郵便料金ノ免除ヲ享ク俘虜ニ宛テ又ハ其ノ發シタル信書、郵便爲替、有價物件及小包郵便物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セラルヘシ

俘虜ニ宛テタル賻與品及救恤品ハ輸入稅其ノ他ノ諸稅及國有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

第十七條　俘虜將校ハ其ノ抑留セラルル國ノ同一階級ノ將校カ受クルト同額ノ俸給ヲ受クヘシ右俸給ハ其ノ本國政府ヨリ償還セラルヘシ

第十八條　俘虜ハ陸軍官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關スル規律ニ服從スヘキコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教ノ遵行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ宗教上ノ禮拜式ニ參列スルコトヲ得

第十九條　俘虜ノ遺言ハ內國陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ領置シ又ハ作成ス

俘虜ノ死亡ノ證明ニ關スル書類及埋葬ニ關シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ其ノ階級及身分ニ相當スル取扱ヲ爲スヘシ

第二十條　平和克復ノ後ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ歸還セシムヘシ

第三章　病者及傷者

第二十一條　病者及傷者ノ取扱ニ關スル交戰者ノ義務ハ「ジエネヴア」條約ニ依ル

第二款　戰鬪

第一章　害敵手段、攻圍及砲擊

第二十二條　交戰者ハ害敵手段ノ擇擇ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス

第二十三條　特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ　毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

ロ　敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト

ハ　兵器ヲ捨テ又ハ自衞ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト

ニ　助命セサルコトヲ宣言スルコト

ホ　不必要ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

ヘ　軍使旗、國旗其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジエネヴア」條約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコト

ト　戰爭ノ必要上萬已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財產ヲ破壞シ又ハ押收スルコト

チ　對手當事國國民ノ權利及訴權ノ消滅停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

交戰者ハ又對手當事國ノ國民ヲ強制シテ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加ラシムルコトヲ得ス戰爭開始前其ノ役務ニ服シタル場合ト雖亦同シ

第二十四條　奇計竝敵情及地形探知ノ爲必要ナル手段ノ行使ハ適法ト認ム

第二十五條　防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモノヲ問ハス攻擊又ハ砲擊スルコトヲ得ス

第二十六條　攻擊軍隊ノ指揮官ハ強襲ノ場合ヲ除クノ外砲擊ヲ始ムルニ先チ其ノ旨當憲ニ通告スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘキモノトス

第二十七條　攻圍及砲擊ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歷史上ノ紀念建造物、病院竝病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス

被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告スヘシ

第二十八條　都市其ノ他ノ地域ハ突擊ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス

第二章　間諜

第二十九條　交戰者ノ作戰地帶內ニ於テ對手交戰者ニ通報スルノ意思ヲ以テ隱密ニ又ハ虛僞ノ口實ノ下ニ行動シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非サレハ之ヲ間諜ト認ムルコトヲ得ス

故ニ變裝セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ爲敵軍ノ作戰地帶內ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト認メス又軍人タルト否トヲ問ハス自國軍又ハ

【外初版】

敵軍ニ宛テタル通信ヲ傳達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ間諜ト認メス通信ヲ傳達スル爲及總テ軍又ハ地方ノ各部間ノ聯絡ヲ通スル爲輕氣球ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ

第三十條　現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三十一條　一旦所屬軍ニ復歸シタル後ニ至リ敵ノ爲ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜行爲ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

第三章　軍使

第三十二條　交戰者ノ一方ノ命ヲ帶ヒ他ノ一方ト交涉スル爲白旗ヲ掲ケテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使竝之ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條　軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス

部隊長ハ軍使カ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防クニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得

濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第三十四條　軍使カ背信ノ行爲ヲ教唆シ又ハ自ラ之ヲ行フ爲其ノ特權アル地位ヲ利用シタルノ證迹明確ナルトキハ其ノ不可侵權ヲ失フ

第四章　降伏規約

第三十五條　締約當事者間ニ協定セラルル降伏規約ニハ軍人ノ名譽ニ關スル例規ヲ參酌スヘキモノトス

降伏規約一旦確定シタル上ハ當事者雙方ニ於テ嚴密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章　休戰

第三十六條　休戰ハ交戰當事者ノ合意ヲ以テ作戰動作ヲ停止ス若其ノ期間ノ定ナキトキハ交戰當事者ハ何時ニテモ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得但シ休戰ノ條件ニ遵依シ所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノトス

第三十七條　休戰ハ全般的又ハ部分的ダルコトヲ得全般的休戰ハ普ク交戰國ノ作戰動作ヲ停止シ部分的休戰ハ單ニ特定ノ地域ニ於テ交戰軍ノ或部分間ニノミ停止スルモノトス

第三十八條　休戰ハ正式ニ且適當ノ期間ニ於テノミ當該官憲及軍隊ニ通告スヘシ通告ノ後直ニ又ハ所定ノ期時ニ至リ戰鬪ヲ停止ス

第三十九條　戰地ニ於ケル交戰者ト人民トノ間及人民相互間ノ關係ヲ休戰規約ノ條項中ニ規定スルコトハ當事者ニ一任スルモノトス

第四十條　當事者ノ一方ニ於テ休戰規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ權利ヲ有スルノミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戰鬪ヲ開始スルコトヲ得

第四十一條　個人カ自己ノ發意ヲ以テ休戰規約ノ條項ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生スルニ止ルヘシ

第三款　敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ權力

第四十二條　一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力內ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條　國ノ權力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ

第四十四條　交戰者ハ占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戰者ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情報ヲ供與セシムルコトヲ得ス

第四十五條　占領地ノ人民ハ之ヲ強制シテ其ノ敵國ニ對シ忠誠ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第四十六條　家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財產竝宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ之ヲ尊重スヘシ

私有財產ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

第四十七條　掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

第四十八條　占領者カ占領地ニ於テ國ノ爲ニ定メラレタル租稅、賦課金及通過稅ヲ徵收スルトキハ成ルヘク現行ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ占領者ハ國ノ政府カ支辨シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支辨スルノ義務アルモノトス

第四十九條　占領者カ占領地ニ於テ前條ニ揭ケタル稅金以外ノ取立金ヲ命スルハ軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ應スル爲ニスル場合ニ限ルモノトス

第五十條　人民ニ對シテハ連帶ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行爲ノ爲金錢上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス

第五十一條　取立金ハ總テ總指揮官ノ命令書ニ依リ且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ徵收スルコトヲ得ス

取立金ハ成ルヘク現行ノ租稅賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

一切ノ取立金ニ對シテハ納付者ニ領收證ヲ交付スヘシ

第五十二條　現品徵發及課役ハ占領軍ノ需要ノ爲ニスルニ非サレハ市區町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徵發及課役ハ地方ノ資力ニ相應シ且人民ヲシテ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加ルノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス

右徵發及課役ハ占領地方ニ於ケル指揮官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ニ對シテハ成ルヘク卽金ニテ支拂ヒ然ラサレハ領收證ヲ以テ之ヲ證明スヘク且成ルヘク速ニ之ニ對スル金額ノ支拂ヲ履行スヘキモノトス

第五十三條　一地方ヲ占領シタル軍ハ國ノ所有ニ屬スル現金、基金及有價證券、貯藏兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有動產ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス

海上法ニ依リ支配セラルル場合ヲ除クノ外陸上、海上及空中ニ於テ報道ノ傳送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用ニ供セラルル一切ノ機關、貯藏兵器其ノ他各種ノ軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖之ヲ押收スルコトヲ得但シ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十四條　占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ絕對的ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ押收シ又ハ破壞スルコトヲ得ス右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十五條　占領國ハ敵國ニ屬シ且占領地ニ在ル公共建物、不動產、森林及農場ニ付テハ其ノ管理者及用益權者タルニ過キサルモノナリト考慮シ右財產ノ基本ヲ保護シ且用益權ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ

〔外初版〕

第五十六條　市區町村ノ財產竝國ニ屬スルモノト雖宗教、慈善、教育、技藝及學術ノ用ニ供セラルル建設物ハ私有財產ト同樣ニ之ヲ取扱フヘシ

右ノ如キ建物　歷史上ノ紀念建造物、技藝及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押收、破壞又ハ毀損スルコトハ總テ禁セラレ且訴追セラルヘキモノトス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名シタル陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵內田康哉

●陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約

（明治四十五年一月十三日條約第五號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顚愛蘭聯合王國大不列顚海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グッテマラ」共和國大統領「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諸威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、端西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ陸戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ヲ一層明確ナラシメ且中立領土ニ避退シタル交戰者ノ地位ヲ規定セムコトヲ欲シ又交戰者トノ關係ニ於ケル中立人ノ地位ヲ其ノ全體ニ付テ規定スルコトハ之ヲ後日ニ期待シ玆ニ中立人ノ資格ヲ定メムコトヲ希望シ之カ爲條約ヲ締結スルニ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン

本會議特派委員「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クロージ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジヨセフ、エツチ、チヨート

特命大使ホレエス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴイツド、ジエーン、ヒル

海軍少將、全權公使チヤールス、エス、スペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジヨージ、ビー、デーヴイス

全權公使ウイリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

第一類　一般共通條約　第三編　戰時ニ關スル條約

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カボスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒユーベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギーヨーム

「ボリヴイア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フエルナンド、エ、グツチヤラ

伯剌西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴイナロフ

大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロ

ス、コンチヤ
格倫比亞共和國大統領
陸軍將官ホルヘ、ホルグイン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ
佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス
玖馬共和國臨時總督
「ハヴアナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、
ブスタマンテ
米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ
前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングイリー
丁抹國皇帝陛下
侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン
海軍少將、クリスチアン、フレデリツク、シエルレル
侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル
「ドミニカ」共和國大統領
前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、
カルヴアハル
共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ
「エクアドル」共和國大統領
佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア
西班牙國皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使ドブルヴエ、エル、

デ、ヴイーリヤウルーチヤ
和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ
下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
佛蘭西共和國大統領
特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁
判官レオン、ブールジョア上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判
所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コスタン
巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士
院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ
大不列顚愛蘭聯合王國大不列顚海外領土皇帝印度皇帝陛下
樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、
フライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、
サトウ
樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツ
ケー、レー
和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツオ、ランガベ
雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジヨールジユ、ストレ
イト
「グワテマラ」共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブ
レ、チヤド
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジヨセフ、ダルベマル
米國駐劄特命全權公使ジー、エヌ、レジエー
前國際公法教授、「ポルトープランス」組合辯護士ピエール、ユデク
ール
伊太利國皇帝陛下
上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委
員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、デ、ヴエルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
參事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジ
ナト
日本國皇帝陛下
特命全權大使都筑馨六
和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿
盧森堡國大公「ナツソー」公殿下
國務大臣、內閣議長アイシエン
獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー
墨西哥合衆國大統領
伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴア
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド・ミエー

自耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、
ラ、バラ
「モンテネグロ」國公殿下
「コンセイエー、ブリヴエ、アンペリアル、アクチユエル」、佛國駐
劄露國特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、ブリヴエ、アンペリアル」、露國外務省常任顧問官
ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチユエル」、
和蘭國駐劄露國特命全權公使チヤリコフ
諾威國皇帝陛下
前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、
常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン
比律悉駐在領事、伯爵ジエー、デユ、モンソー、ド、ベルジヤンダ
ル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員、ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、
アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨンクヘール」ジー、セ

（外初版）

ー、セー、デン、ベール、ボールチュゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、商海軍大臣、「ヨングヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエー、カンダモ
波斯國皇帝陛下
佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムダゾスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルヅアアーメツド、カン、サヂグ、ウル、ムルダ
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下
參事院議官「ベール、ヂュ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール
瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴエイラ
羅馬尼亞國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルゲマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亞國皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴエ、アクチュエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴエ」、外務會常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチュエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チヤリコフ
「サルヴアドル」共和國大統領
佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下
陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイツチ
伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴイツチ
暹羅國皇帝陛下
陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアンゲ、ピュヴアナルト、ナリユーバル
瑞典國「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド
前無官大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使カストン、カルラン

陸軍參謀大佐「ツエネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル
「チユーリヒ」大學法學教授マックス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チュルカン、バシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
亜「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オルドニエス
前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン、ベー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル
因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　中立國ノ權利義務

第一條　中立國ノ領土ハ不可侵トス
第二條　交戰者ハ軍隊又ハ彈藥若ハ軍需品ノ輸重ナシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得ス
第三條　交戰者ハ又左ノ事項ヲ爲スコトヲ得ス
イ　無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戰國兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ一切ノ機械ヲ中立國ノ領土ニ設置スルコト
ロ　交戰者カ戰爭前ニ全然軍事上ノ目的ヲ以テ中立國ノ領土ニ設置シタル此ノ種ノ設備ニシテ公衆通信ノ用ニ供セラレサルモノヲ利用スルコト

第四條　交戰者ノ爲中立國ノ領土ニ於テ戰闘部隊ヲ編成シ又ハ徴募事務所ヲ開設スルコトヲ得ス
第五條　中立國ハ其ノ領土ニ於テ第二條乃至第四條ニ掲ケタル一切ノ行爲ヲ寬容スヘカラサルモノトス
中立國ハ其ノ領土ニ於テ行ハレタルモノニ非サレハ中立違反ノ行爲ヲ處罰スルヲ要セサルモノトス
第六條　中立國ハ交戰者ノ一方ノ勤務ニ服スル爲個人カ箇箇ニ其ノ國境ヲ通過スルノ事實ニ付其ノ責ニ任セス

第七條　中立國ハ交戰者ノ一方又ハ他方ノ爲ニスル兵器、彈藥其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス

第八條　中立國ハ其ノ所有ニ屬スルト會社又ハ個人ノ所有ニ屬スルトヲ問ハス交戰者ノ爲ニ電信又ハ電話ノ線條竝無線電信機ヲ使用スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルヲ要セサルモノトス
第九條　第七條及第八條ニ規定シタル事項ニ關シ中立國ノ定ムル一切ノ制限又ハ禁止ハ兩交戰者ニ對シ一樣ニ之ヲ適用スヘキモノトス
中立國ハ電信若ハ電話ノ線條又ハ無線電信機ノ所有者タル會社又ハ個人ナシテ右ノ義務ヲ履行セシムル樣監視スヘシ
第十條　中立國カ其ノ中立ノ侵害ヲ防止スル事實ハ兵力ヲ用ヰル場合ト雖之ヲ以テ敵對行爲ト認ムルコトヲ得ス

第二章　中立國内ニ於テ留置スル交戰者及救護スル傷者

第十一條　交戰國ノ軍ニ屬スル軍隊カ中立國領土ニ入リタルトキハ該中

立國ハ成ルヘク戰地ヨリ隔離シテ之ヲ留置スヘシ

第十六條　戰爭ニ與ラサル國ノ國民ハ中立人トス

第十七條　左ノ場合ニ於テ中立人ハ其ノ中立ヲ主張スルコトヲ得ス

イ　交戰者ニ對シ敵對行爲ヲ爲ストキ

ロ　交戰者ノ利益ト爲ルヘキ行爲ヲ爲スト雖モ殊ニ任意ニ交戰國ノ一方ノ軍ニ入リテ服務スルトキ

右ノ場合ニ於テ交戰者ニ對シ中立ヲ守ラサリシ中立人ハ該交戰者ヨリ同一ノ行爲ヲ爲シタル他方交戰國ノ國民ニ比シ一層嚴ナル取扱ヲ受クルコトナシ

第十八條　左ニ揭クル事項ハ第十七條ロ號ニ所謂交戰者ノ一方ノ利益ト爲ルヘキ行爲ヲ認メス

イ　交戰者ノ一方ニ供給ヲ爲シ又ハ其ノ公債ニ應スルコト但シ供給者又ハ債主カ他方ノ交戰者ノ領土又ハ其ノ占領地ニ住居セス且供給品カ此等地方ヨリ來ラサルモノナルトキニ限ル

ロ　警察又ハ民政ニ關スル勤務ニ服スルコト

第四章　鐵道材料

第十九條　中立國ノ領土ヨリ來リタル鐵道材料ニシテ該中立國又ハ私立會社若ハ個人ニ屬シ及屬スト認ムヘキモノハ必要已ムヲ得サル場合及程度ニ於テスルノ外交戰者ニ於テ之ヲ徵發使用スルコトヲ得ス右材料ハ成ルヘク速ニ本國ニ送還スヘシ

中立國モ亦必要ナル場合ニ於テハ交戰國ノ領土ヨリ來リタル材料ヲ該交戰國カ徵發使用シタル程度以內ニ於テ留置使用スルコトヲ得

右ニ關スル賠償ハ使用シタル材料及使用ノ期間ニ應シテ雙方ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第五章　附則

第二十條　本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第二十一條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第二十二條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第二十三條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第二十四條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第二十五條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第二十一條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第二十二條第二項）又ハ廢棄（第二十四條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシャル　クリーゲ

第二　亞米利加合衆國　ツヨセフ、エツチ、チヨート　ホレエス、ポーター　エー、エム、ローズ　デヴイツド、ジエーン、ヒルシー、エス、スペリー

第三　亞爾然丁國　ウイリアム、アイ、ブカナン　ロケ、サエンツ、ペニヤ　ルイス、エム、ドラゴ　セー、ロドリゲス、ラレタ　（亞爾然丁共和國ハ第十九條ヲ留保ス）

〔外初版〕

第四　墺地利洪牙利國　メレー
第五　白耳義國　男爵マツキオ
ア、ベルナール
ジー、ウアン、デン、ヒユーベル
ギーヨーム
第六「ボリヴイア」國　クラウヂオ、ピニラ
第七　伯剌西爾國　ルイ、バルボサ
エー、リスボア
第八　勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ
イヴアン、カランジエーロフ
第九　智利國　ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マツテ
カルロス、ユンチヤ
第十　清國　}第十六條、第十七條及第十八條ヲ留保ス
第十一　格倫比亞國　ホルヘ、ホルヘイン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴアルガス
第十二　玖馬共和國　アントニオ、エス、デ、プスタマンテ
ゴンザロ、デ、クエサダ
第十三　丁抹國　マヌエル、サンゲイリー
セー、ブロン
第十四「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリクス、イ、カルヴアハル
第十五「エクアドル」共和國　ヴイクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
第十六　西班牙國　ドブルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤ
ウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ
ガブリエル、マウラ
第十七　佛蘭西國　レオン　ブールジヨア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
第十八　大不列顛國　マルスラン、ベレ
エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード
第十九　希臘國　クレオン、リツカ、ランガベ
ジヨールジユ、ストレイト
第二十　「グヮテマラ」國　ホセ、チプレ、マチヤド
第二十一「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ
ジー、エヌ、レジエー
ピエール、ユヂクール
第二十二　伊太利國　ポンピリ
ヴエー、フシナト

第二十三　日本國　佐藤愛麿
第二十四　盧森堡國　アイシエン
伯爵ド、ヴイレー
第二十五　墨西哥國　ジエー、ア、エステヴア
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ
第二十六「モンテネグロ」國　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ
第二十七「ニカラグヮ」國　エフ、バーケルプ
第二十八　諾威國　ベー、ボラス
第二十九　巴奈馬國　ジエー、ダユ、モンソー
第三十「パラグエー」國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
第三十一　和蘭國　テー、エム、セー、アツセル
デン、ベール、ボールナユゲール
ジー、アー、ローエル
ジー、アー、ロエフ
第三十二　祕露國　セー、ジエー、カンダモ
第三十三　波斯國　エム、サマド、カン、モムタズスサ
ルタネー
サヂグ、ウル、ムルク、
エム、アーメッド、カン
侯爵デ、ソヴエラル
第三十四　葡萄牙國　侯爵デ、ソヴエラル

第一類　一般共通條約　第三編　戰時ニ關スル條約

伯爵デ、セリール
第三十五　羅馬尼亞國　アルベルト、ドクヴエイラ
第三十六　露西亞國　エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ
第三十七「サルヴアドル」國　ベー、ジー、マテウ
第三十八　塞爾比亞國　エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ
第三十九　暹羅國　エム、ジエー、ミリチエヴイツチ
モム、チヤチデー、カドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアンヂ、ピユヴアナルト、ナリユ
ーバル
第四十　瑞典國　カー、アツシユ、エル、ハムマルス
キヨルド
ヨハンネス、ヘルネル
第四十一　瑞西國　カルラン
第四十二　土耳其國　チユルカン
第四十三「ウルグエー」國　ホセ、バトレ、イ、オルドニエス
第四十四「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シ

タル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約ヲ閲覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵内田康哉

（大正十四年七月十七日　外務省告示第五十八號）

在和蘭「ポーランド」國公使ハ千九百七年十月十八日海牙ニ於テ署名セラレタル陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約、開戰ニ關スル條約竝陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約ニ對スル「ポーランド」國ノ加盟ヲ大正十四年五月七日附書翰ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ハ大正十四年五月九日右通告ヲ受領シタル旨前項陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約第六條、開戰ニ關スル條約第五條竝陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約第二十二條ノ規定ニ基キ在本邦和蘭國公使ヨリ本年七月一日附書翰ヲ以テ通知アリタリ

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約

（明治四十一年六月十一日條約第一號）

樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ瑞西國「ツュネヴァ」ニ於テ帝國全權委員ノ記名調印シタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約

獨逸國普魯西國皇帝陛下、瑞西國駐劄特命全權公使侍從「コンセイエー、アンチーム、アクチュエル」ア、ド、ピューロー

陸軍少將男爵ド、マントイフエル

衞生監陸軍軍醫監ドクトル、ウキラレ（少將相當）

「ポン」大學法學教授「コンセイエー、アンチーム、ド、ジュスチス」「サンヂツク、ド、ラ、グーロンヌ」「ドクトル」ツオルン

亞爾然丁共和國大統領閣下

瑞西國駐劄特命全權公使エンリク、ベーモレノ

瑞西國駐在總領事モリナ、サラス

ミヤ」國洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、勃爾牙利國公殿下、智利國大統領閣下、清國皇帝陛下、公果獨立國主權者タル白耳義國皇帝陛下、韓國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、墨西哥合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グヮテマラ」共和國大統領、「ホンヂユラス」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナツソー」公殿下、「モンテネグロ」國公殿下、諸威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「ウルゲー」共和國大統領ハ共ニ其ノ力ノ及フ限リ戰爭ニ避クヘカラサル慘害ヲ輕減セムコトヲ冀望シ此ノ目的ヲ以テ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關シ千八百六十四年八月二十二日「ジェネヴァ」ニ於テ約定シタル條規ヲ完成補修セムト欲シ之カ爲新條約ヲ締結スルコトニ決定シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸國普魯西國皇帝陛下

瑞西國駐劄特命全權公使侍從「コンセイエー、アンチーム、アクチュエル」ア、ド、ピューロー

陸軍少將男爵ド、マントイフエル

衞生監陸軍軍醫監ドクトル、ウキラレ（少將相當）

「ポン」大學法學教授「コンセイエー、アンチーム、ド、ジュスチス」「サンヂツク、ド、ラ、グーロンヌ」「ドクトル」ツオルン

亞爾然丁共和國大統領閣下

瑞西國駐劄特命全權公使エンリク、ベーモレノ

瑞西國駐在總領事モリナ、サラス

（外務版）

墺地利國「ボヘミヤ」國洪牙利國皇帝陛下

瑞西國駐劄特命全權公使「コンセイエー、アンチーム、アクチュエル」

男爵ハイドレル、ド、エゲレツグ、エ、シルゲンスタイン

白耳義國皇帝陛下

陸軍第四管區參謀長參謀大佐伯爵ド、ツエルクラエス

勃爾牙利國公殿下

衞生事務局長「ドクトル」マリン、ルウセフ

參謀大尉ポリス、シルマノフ

智利共和國大統領閣下

特命全權公使アグスチン、エドワーヅ

清國皇帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使陸徵祥

公果獨立國主權者タル白耳義國皇帝陛下

白耳義國陸軍第四管區參謀長參謀大佐伯爵ド、ツエルクラエス

韓國皇帝陛下

白耳義國駐劄日本國特命全權公使加藤恆忠

丁抹國皇帝陛下

陸軍衞生團長軍醫監ラウプ

西班牙國皇帝陛下

辨理公使「コント、ド、バゲール」シルヴエリオ、ド、バゲール、井、コルシ

亞米利加合衆國大統領

元亞米利加合衆國陸軍次官ヴキルリアム、カリー、サンガー

海軍兵學校長海軍少將チヤーレス、エス、スペリー

陸軍檢察總官陸軍少將ジョージ、ビーデヴイス

陸軍軍醫監ロバート、エム、オーレリー

伯剌西爾合衆國大統領

瑞西國駐劄代理公使「ドクトル」、カルロス、レングルーベル、クロツフ

在瑞西國伯剌西爾國公使館附武官、陸軍工兵大佐、ロベルト、トロムポウスキー、レイタオ、ダルメイダ

墨西哥合衆國大統領

陸軍少將ホセ、マリア、ベレツ

佛蘭西共和國大統領

瑞西國駐劄特命全權大使レヴオアル

佛國學士院會員、全權公使、外務省法律顧問、巴里法科大學教授ルイ、ルノール

豫備砲兵大佐ガリヴヰエー

陸軍二等軍醫正ボーザ

大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國皇帝陛下

陸軍少將「ナイト、コムマンダー、オフ、セント、マイケル、エンド、セント、ジョージ」「ナイト、コムマンダー、オフ、インデヤン、エムパイヤ」「コムパニオン、オフ、ゼ、バース」「サー」ジョン、チャーレス、アルダー「キングス、カウンシル」「ドクター、オフ、シヴヰル、ロー」「教授トーマス、アースキン、ホルランド

「コムパニオン、オフ、ゼ、バース」「サー」ジョン、フアルレー

陸軍中佐「コムパニオン、オフ、ゼ、ガーダー、オフ、セント、マイケル、エンド、セント、ジョージ」、「ローヤル、アーミー、メヂカル、コーア」、ウヰルリアム、グラント、マクファーソン

希臘國皇帝陛下

「ベルヌ」大學國際法教授ミシエル、ゲベツツー

「グアテマラ」共和國大統領

佛蘭西國駐劄代理公使マヌエル、アロヨ

「ジエネヴア」居住「ベルヌ」駐在總領事アンリ、ウヰスヲルド

「ホンヂユラス」共和國大統領

「ベルヌ」駐在總領事カスカル、ホエベル

伊太利國皇帝陛下

陸軍大佐「グラン、オツフ井シエー、ド、ロルドル、ロワイヤル、デ、サン、モーリス、エ、ラザール」侯爵ロジエル、マウリジ、ヂ、カステル、マウリジ

陸軍衞生監衞生部少將「コムマンドウール、ド、ロルドル、ロワイヤル、ド、ラ、クーロンヌ、ヂタリー」ジオヴアンニ、ランドネ

日本國皇帝陛下

白耳義國駐劄特命全權公使加藤恆忠

盧森堡國大公「ナツソー」公殿下

白耳義國陸軍第四管區參謀長參謀大佐伯爵ド、ツエルクラエス

「モンテネグロ」國公殿下

露西亞國駐劄瑞西國特命全權公使エ、ガヂエー

瑞西聯邦陸軍軍醫長大佐ミユールセツト

諾威國皇帝陛下

陸軍衞生部大尉ダーエ

和蘭國皇帝陛下

參事院議官退職陸軍中將「ヨシクヘール」ヨツト、チエー、チエー、デン、ベール、ポルチユゲール

陸軍一等軍醫長大佐「アー、アー、ヨツト、クソンイエール

祕露共和國大統領

在佛蘭西國祕露國公使館一等書記官グスタヴオ、デ、ラフエンテ

波斯國皇帝陛下

佛蘭西駐劄特命全權公使サマド、カン、モムタツ、オス、サルタネー

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴエイラ

前衆議院議員「リスボンヌ」陸軍兵學校長陸軍歩兵大佐ホセ、ニコラウ、ラポソ、ポテルホ

羅馬尼亞國皇帝陛下

豫備陸軍大佐「ドクトル」サヘ、ステフアネスコ

全露西亞國皇帝陛下

外務省常任顧問官「コンセイエー、プリヴエー」ド、マルテンス

塞爾比亞國皇帝陛下

司法省書記官長ミラン、セント、マルコウヰツチ

陸軍省衞生部長陸軍大佐「ドクトル」、ソンデルマイエル

遷都國皇帝陛下

佛蘭西國駐劄代理公使ブランス、チヤルーン

在佛蘭西國公使館參事官コラヂオーニ、ドレーリ

瑞典國皇帝陛下

陸軍第二師團軍醫長セーレンセン

瑞西聯邦政府

露西亞國駐劄特命全權公使エ、ガヂエー

瑞西聯邦陸軍軍醫長大佐ミユールセツト

「ウルゲー」共和國大統領

佛蘭西國駐劄代理公使アレキサンドル、ヘロサ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　傷者及病者

第一條　軍人及公務上軍隊ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ其ノ權内ニ收容シタル交戰者ニ於テ國重看護スヘキモノトス

但シ病者及傷者ヲ敵ニ遺棄スルノ已ムヲ得サルニ至リタル交戰者ハ軍事上ノ狀況ノ許ス限リ其ノ看護ヲ幇助セシメムカ爲衞生部員及衞生材料ノ一部ヲ病者傷者ト共ニ遺留スヘシ

第二條　交戰者一方ノ傷者又ハ病者ニシテ他ノ交戰者ノ權内ニ陷リタル者ハ前條ニ依リテ看護ヲ享クルノ外俘虜ト爲リ俘虜ニ關スル國際公法ノ一般規則ヲ適用セラルルモノトス

但シ交戰者ハ俘虜タル傷者病者ニ關シ有益ト認ムヘキ特例又ハ殊遇ノ條項ヲ相互ニ協定スルノ自由ヲ有シ殊ニ左ノ事項ニ付協定ヲ爲スノ權能ヲ有ス

一　戰鬪後戰場ニ遺棄セラレタル傷者ヲ互ニ引渡スコト

一　交戰者カ俘虜トシテ抑留シ置クヲ欲セサル傷者又ハ病者ヲ輪送ニ堪フルニ至リタル後又ハ全治後其ノ本國ニ送還スルコト

一　中立國ノ承諾ヲ得タル上戰爭ノ終了迄留置スル條件ヲ以テ對戰國ノ傷者又ハ病者ヲ同中立國ニ引渡スコト

第三條　各戰鬪後戰場ノ占領者ハ傷者ヲ搜探シ且掠奪及虐待ニ對シ傷者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘシ

右占領者ハ死者ノ埋葬又ハ火葬カ其ノ死體ヲ綿密ニ檢査シタル上ニテ行ハルルコトニ注意スヘシ

第四條　各交戰者ハ死者ニ付發見シタル軍隊ノ認識票又ハ身分ヲ證明スヘキ記號及集收シタル傷者又ハ病者ノ人名簿ヲ成ルヘク速ニ其ノ本國官憲又ハ所屬陸軍官憲ニ送付スヘシ

交戰者ハ互ニ其ノ權内ニ在ル傷者及病者ノ留置、移動竝入院及死亡ニ關スルコトヲ知照スヘク又戰場ニ於テ發見セラレ或ハ衞生上ノ固定營造物及移動機關内ニテ死亡シタル傷者又ハ病者ノ遺留ニ係ル一切ノ私用品、有價物、書狀等ヲ利害關係者ニ其ノ所屬國官憲ヲシテ傳送セシムル爲集收スヘシ

第五條　陸軍官憲ハ住民ノ慈惠心ニ訴ヘ之ニ應シタル者ニハ特別ノ保護及一定ノ特典ヲ與ヘ其ノ監督ノ下ニ兩軍ノ傷者病者ヲ收容看護セシムルコトヲ得ヘシ

第二章　衞生上ノ移動機關及固定營造物

第六條　衞生上ノ移動機關（即チ戰地軍隊ニ隨伴スヘキモノ）及衞生勤

【外初版】

務ノ固定營造物ハ兩交戰者ニ於テ之ヲ尊重保護スヘシ

第七條　衞生上ノ移動機關及固定營造物カ害敵行爲ノ爲ニ使用セラルルトキハ其ノ保護ヲ失フヘシ

第八條　左記ノ事項ハ衞生上ノ移動機關又ハ固定營造物カ第六條ニ依リ保障セラレタル保護ヲ喪失スヘキ性質ノモノト看做サス

第一　移動機關又ハ固定營造物ノ人員カ武裝シ其ノ武器ヲ自己又ハ傷者病者ノ防衞ノ爲ニ使用スルノ事實

第二　武裝看護人ノ在ラサルニ當リ正式ノ命令ヲ携帶スル步哨又ハ衞兵ヲシテ移動機關又ハ固定營造物ヲ守衞セシムルノ事實

第三　傷者ヨリ取上ケタルモ未タ所轄部署ニ引渡サレサル武器及藥筒カ移動機關又ハ固定營造物內ニ發見セラレタルノ事實

第三章　人員

第九條　傷者及病者ノ收容、輸送及治療竝衞生上ノ移動機關及固定營造物ノ事務ニ專ラ從事スル人員、軍隊附屬ノ敎法者ハ如何ナル場合ニ於テモ尊重保護セラルヘク敵手ニ陷リタルトキト雖俘虜トシテ取扱ハルルコトナカルヘシ

前項ノ規定ハ第八條第二號ノ場合ニ於テ衞生上ノ移動機關及固定營造物ノ守衞人員ニモ之ヲ適用ス

第十條　本國政府カ適法ニ認可シタル篤志救恤協會ノ人員ニシテ軍隊衞生上ノ移動機關及固定營造物ニ使用セラルル者ハ前條ニ揭ケタル人員ト同一ニ看做サルヘシ但シ該人員ハ陸軍ノ法律規則ニ服從スヘキモノトス

各國ハ其ノ責任ノ下ニ在リテ軍隊ノ衞生勤務ニ幇助ヲ與フルコトヲ許可シタル協會ノ名稱ヲ平時ヨリ又ハ戰爭開始ノ際若ハ戰爭中何レノ場合ニモ之ヲ有效ニ使用スルニ先チ他ノ一方ノ國ニ通告スルヲ要ス

第十一條　中立國ニ於テ認可セラレタル協會ハ豫メ其ノ國政府ノ承認ヲ得タル上當該交戰者ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ人員及衞生上ノ移動機關ヲシテ同交戰者ニ幇助ヲ與ヘシムルコトヲ得ス

右救護ヲ承諾シタル交戰者ハ其ノ使用ニ先チ之ヲ敵國ニ通告スヘシ

第十二條　第九條、第十條及第十一條ニ揭ケタル人員ハ敵ノ權內ニ陷リタル後モ其指揮ノ下ニ在リテ引續キ各自ノ職務ヲ執行スヘシ

前項人員ノ幇助カ既ニ必要ナキニ至リタルトキ又ハ軍事上ノ必要ト相容ルル時期及通路ニ從ヒ之ヲ所屬軍隊又ハ其ノ本國ニ送還スヘシ

右人員ハ各自ノ私有ニ屬スル被服、器具、武器及馬匹ヲ持去ルヲ得ヘシ

第十三條　敵國ハ第九條ニ揭ケタル人員カ其權內ニ在ル間自國軍隊ノ同一等級ノ者ニ給與スルト同額ノ給養及俸給ヲ之ニ支給スヘシ

第四章　材料

第十四條　衞生上ノ移動機關ハ敵ノ權內ニ陷ルトキト雖其ノ輸送方法護送人員ノ如何ヲ問ハス所屬材料ヲ保有ス同材料中ニハ輓馬ヲモ包含スルモノトス

但シ所轄陸軍官憲ハ傷者及病者看護ノ爲該材料ヲ使用スルノ權能ヲ有スヘク其ノ材料ハ衞生人員ノ爲ニ定メラレタル條件ニ依リ且成ルヘク衞生人員ト同時ニ之ヲ還付スヘシ

第十五條　固定營造物ノ建物及材料ハ戰爭ノ法規ニ從フ然レトモ傷者及病者ノ爲ニ必要ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉スルコトヲ得ス

但シ作戰部隊ノ指揮官ハ重大ナル軍事上ノ必要アルトキハ豫メ固定營造物內ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ謀リタル後便宜之ヲ處分スルコトヲ得ヘシ

第十六條　本條約ニ定メタル條件ニ從ヒ本條約上ノ利益ヲ享有スル救恤協會ノ材料ハ私有ノ財產ト看做サレ之カ爲戰爭ノ法規慣例ニ基キ交戰者ニ屬スル徵發權ニ依ルヲ除クノ外如何ナル場合ニ於テモ尊重セラルヘシ

第五章　後送機關

第十七條　後送機關ハ左ノ特別規定ニ依ルノ外衞生上ノ移動機關トシテ取扱ハルヘシ

第一　後送機關ヲ遮斷スル交戰者カ軍事上ノ必要アル場合ニハ該後送機關ハ收容シタル病者及傷者ヲ引受ケタル後之ヲ解カシムルコトヲ得ヘシ

第二　前號ノ場合ニ於テ第十二條ニ規定セラレタル衞生人員送還ノ義務ハ正式ノ命令ヲ携帶シテ輸送又ハ後送機關ノ護衞ニ任スル一切ノ軍人軍屬ニ及フヘシ

第十四條ニ規定シタル衞生材料還付ノ義務ハ特ニ後送ノ爲ニ組織セラレタル鐵道列車及內地航行ノ船舶竝衞生勤務ニ屬スル普通ノ車輛、列車及船舶ノ裝置材料ニ適用セラルヘシ

衞生勤務ニ屬セサル軍隊ノ車輛ハ其ノ輓馬ト共ニ捕獲スルヲ得ヘシ

普通人民及徵發ニ依リテ得タル各種ノ輸送物件ハ國際公法ノ通則ニ從フヘキモノトス同物件中ニハ後送ノ爲ニ使用セラルル鐵道材料及船舶ヲモ包含スルモノトス

第一類　一般共通條約　第三編　戰時ニ關スル條約

第六章　殊別記章

第十八條　瑞西國ニ對シ敬意ヲ表スル爲該聯邦國旗ノ著色ヲ顚倒シテ作成シタル白地赤十字ノ紋章ハ軍隊衞生勤務上ノ殊別記章トシテ維持セラルヘシ

第十九條　前條ノ記章ハ所轄陸軍官憲ノ認許ニ依リ衞生勤務ニ關係スル旗、臂章及一切ノ材料ニ差出セラルヘシ

第二十條　第九條第一項、第十條及第十一條ニ依リ保護セラルル人員ハ所轄陸軍官憲ヨリ交付シ且其ノ印章ヲ捺シタル白地赤十字ノ臂章ヲ左腕ニ裝著スヘク陸軍ノ衞生勤務ニ從事スル人員ニシテ軍服ヲ著セサルモノハ認識證明書ヲ併セ携帶スヘシ

第二十一條　本條約ニ依リテ尊重セラルル衞生上ノ移動機關及固定營造物ニシテ陸軍官憲ノ認許ヲ受ケタルモノニ非サレハ本條約ノ記章旗ハ之ヲ揭揚スルコトヲ得ス右記章旗ハ該機關又ハ營造物所屬交戰者ノ國旗ト共ニ揭揚スヘシ

但シ敵ノ權內ニ陷リタル衞生上ノ移動機關ハ其ノ地位ノ繼續スル間赤十字旗ノ外他ノ國旗ヲ揭揚スヘカラス

第二十二條　第十一條ニ規定シタル條件ニ依リ其ノ勤務ヲ幇助スルノ許可ヲ得タル中立國ノ衞生上ノ移動機關ハ本條約ノ記章ト共ニ所屬交戰者ノ國旗ヲ揭揚スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ衞生上ノ移動機關ニモ之ヲ適用ス

第二十三條　白地ニ赤十字ノ記章及赤十字又ハ「ジエネヴア」十字ナル稱號ハ平時ト戰時トヲ問ハス本條約ニ依リテ保護セラルル衞生上ノ移動機關、固定營造物、人員及材料ヲ保護シ又ハ標榜スル爲ニ非サレハ

【外初版】

之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七章　條約ノ適用及執行

第二十四條　締盟國中ノ二國又ハ數國間ニ戰爭アル場合ニ限リ締盟國ハ本條約ノ規定ヲ遵守スルノ義務アルモノトス此ノ規定ヲ遵守スルノ義務ハ交戰國ノ一カ本條約ノ記名者ナラサル時ヨリ消滅スルモノトス

第二十五條　交戰軍ノ司令長官ハ各其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ綱領ニ準據シ前諸條ノ執行ニ關スル細目及規定漏ノ事項ヲ補足處理スヘシ

第二十六條　記名國政府ハ本條約ノ規定ヲ其ノ軍隊及特ニ保護セラルル人員ニ敎示シ且之ヲ國民ニ知悉セシムルカ爲必要ナル手段ヲ執ルヘシ

第八章　濫用及違犯ノ禁制

第二十七條　記名國政府ニシテ其ノ現行法制完全ナラサルモノハ本條約ニ依リ權利ヲ享有スルモノ以外ノ個人又ハ協會ニ於テ「赤十字」又ハ「ジェネヴァ」十字ナル記章又ハ名稱ヲ使用シ就中商業上ノ目的ヲ以テ製造標又ハ商標又ハ商標ノ方法ニ依リ之ヲ用井ルコトヲ常ニ防止セムカ爲必要ナル手段ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ立法府ニ提案スヘキコトヲ約ス

前項ニ規定シタル記章又ハ名稱ノ使用禁止ハ各國ノ法制ニ依リテ定メラレタル時期ヨリ其ノ效力ヲ生スヘク遲クトモ本條約實施後五年以內ニ其ノ效力ヲ生スヘシ本條約實施後ハ同禁止ニ牴觸スル製造標又ハ商標ノ使用ヲ以テ不法トス

第二十八條　記名國政府ニシテ其ノ陸軍刑法不完全ナル場合ニハ戰時ニ於テ軍隊ノ傷者及病者ニ對スル個人的掠奪及虐待行爲ヲ禁制シ且本條約ニ依リテ保護セラレサル軍人又ハ個人ノ爲シタル赤十字ノ記章旗及

贋章ノ濫用ヲ陸軍記章ノ侵犯トシテ處罰スルニ必要ナル手段ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ立法府ニ提案スヘキコトヲ約ス

記名國政府ハ遲クトモ本條約批准後五年以內ニ瑞西聯邦政府ヲ經テ右禁制ニ關スル規定ヲ互ニ相通告スヘシ

總則

第二十九條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ「ベルヌ」府ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作リ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

第三十條　本條約ハ各締盟國カ其ノ批准書ヲ提供シタル日ヨリ六箇月ノ後其ノ國ニ對シテ效力ヲ生スヘシ

第三十一條　正當ニ批准セラレタル本條約ハ締盟國間ノ關係ニ於テ千八百六十四年八月二十二日ノ條約ニ代ルヘキモノトス

千八百六十四年ノ條約ハ之ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ付テハ引續キ效力ヲ有スヘキモノトス

第三十二條　本條約ハ千九百六年六月十一日「ジェネヴァ」ニ開會シタル萬國會議ニ代表者ヲ派遣シタル諸國及該萬國會議ニ代表者ヲ派遣セサルモ千八百六十四年ノ條約ニ記名シタル諸國ニ依リ本年十二月三十一日迄ニ記名セラレ得ルモノトス

千九百六年十二月三十一日迄ニ本條約ニ記名セサル諸國ハ其ノ後ニ至リ之ニ加盟スルノ自由ヲ有スヘシ其ノ加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ通告シ同政府ヨリ更ニ之ヲ各締盟國ニ通知スヘキモノトス

他ノ諸國モ亦同一ノ形式ニ依リ加盟ヲ請求スルヲ得ヘシ但シ其ノ請求ハ瑞西聯邦政府ニ通告ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過スルモ締盟國ノ何レヨリモ同政府ヘ異議ヲ申入レサルトキニ限リ始メテ其ノ效力ヲ生スヘキモノトス

第三十三條　各締盟國ハ本條約ヲ廢棄スルノ權能ヲ有ス其ノ廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ瑞西聯邦政府ニ通告シタル後一年ヲ經過スルニ非サレハ效力ヲ生スルコトナシ瑞西聯邦政府ハ右通告ヲ爾餘ノ締盟國ニ直ニ通知スヘシ

前項ノ廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スルモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

千九百六年七月六日「ジェネヴァ」ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ瑞西聯邦政府ノ記錄ニ保管シ其ノ謄證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國	
フオン、ビユーロー	(印)
フライヘル、フオン、マントイフエル	(印)
ウ井ラレ	(印)
ツオルン	
亞爾然丁共和國	
エンリク、ペー、モレノ	(印)
フランシスコ、モリナ、サラス	(印)
墺地利洪牙利國	
フライヘル、フオン、ハイドレル	(印)政府ノ承認ヲ保留シテ
白耳義國	
伯爵、ジエード、ツエルクラエス	(印)
勃爾牙利國	
ドクトル、ルウセフ	(印)
大尉シルマノフ	(印)
智利共和國	
アグスチン、エドワーヅ	(印)
淸國	
蓀徵祥	(印)
公果國	
伯爵、ジエー、ド、ツエルクラエス	(印)
韓國	
加藤恆忠	(印)
丁抹國	
ハー、ラウプ	(印)
西班牙國	
伯爵、シルヴエリオ、ド、バゲール	(印)
亞米利加合衆國	
ウ井ルリヤム、カリー、サンガー	
シー、エス、スペリー	(印)
ジョージ、ピー、デヴイス	(印)
アール、エム、オーレリー	(印)
伯剌西爾合衆國	

〔外初版〕

シー、レングルーベル、クロツフ　（印）
陸軍大佐ロベルト、トロムボウスキー、レイタオ、ダルメイタ

墨西哥合衆國
ホセ、エム、ペレツ　（印）　政府ノ承認チ保留シテ

佛蘭西國
レヴォアル　（印）
エル、ルノール　（印）
エス、オリヴィエー　（印）
エー、ポーザ　（印）

大不列顛及愛蘭國
ジョン、シー、アルダー　（印）　第二十三條、第二十七條、第二十八條チ保留ス
チー、イー、ホルランド　（印）
ジョン、フアルレー　（印）
ウヰルリヤム、グラント、マクファーソン　（印）

希臘國
ミシエル、ケベツジー
「グワテマラ」共和國
マヌエル、アロヨ　（印）
エツチ、ウヰスワルド　（印）
「ホンヂュラス」共和國
オスカル、ホエペル

伊太利國
マウリジ　（印）
ランドネ　（印）

日本國
加藤恆忠　（印）

盧森堡國
伯爵、ジー、ド、ツエルクラエス　（印）

「モンテネグロ」國
エ、ガヂエー　（印）
陸軍大佐、ミユールセツト

諸威國
ハンス、ダーエ

和蘭國
デン、ベール、ボールチユゲール　（印）
クワンイエル　（印）

祕露國
ゲスタヴォ、デ、ラ、フエンテ　（印）

波斯國
モムタツ、オス、サルタネー、エム、サマド、カン　（印）　第十八條チ留保ス

葡萄牙國
アルベルト、ドリヴエイラ　（印）
ホセ、ニコラウ、ラボソ、ボテルホ　（印）

羅馬尼亞國

ドクトル、サヘ、ステフアネスコ　（印）

露西亞國
マルテンス　（印）

塞爾比亞國
ミラン、セント、アルコウキツチ　（印）

墨ドクトル、ローマン、ソンデルマイエル　（印）

遲羅國
チヤルーン　（印）
コラヂオーニ、ドレーリ　（印）

瑞典國
オロフ、セーレンセン　（印）

瑞西國
エ、オヂエー　（印）
大佐、ミユールセツト
「ウルゲー」共和國
アー、ヘロサ　（印）

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治三十九年七月六日瑞西國「ジェネヴァ」ニ於テ帝國全權委員ノ記名調印シ且同年十月十五日之ニ關シ帝國政府ニ於テ宣言スル所アリタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十八年明治四十一年三月九日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セツム

御名國璽

外務大臣　伯爵　林　董

●戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約締結後同條約ニ加盟國

（明治四十四年八月三十一日官報）

コスタリカ共和國政府ハ明治三十九年七月六日ジェネヴァニ於テ調印セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善」ニ關スル條約ニ加盟ノ儀昨四十三年七月二十九日附書翰ヲ以テ瑞西聯邦政府ヘ請求シタル處其後同條約ノ締盟國ヨリ何等ノ異議ナクシテ一箇年ヲ經過シタルニ付キ該條約第三十二條ノ規定ニ依リ右コスタリカ共和國ノ該條約ニ加盟ノ儀ハ確定シタルモノト認ムヘキ旨今般在本邦瑞西聯邦臨時代理公使ヨリ通牒アリ

（明治四十四年十一月二十日官報）

サルヴアドール共和國政府ハ明治三十九年七月六日ジュネヴア ニ於テ調印セラレタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ニ加盟ノ旨本年九月二十八日附書柬ヲ以テ瑞西國政府ニ通知シタル趣今般本邦駐劄瑞西國公使ヨリ通牒アリ

●同件

（大正十一年十二月二十二日外務省告示第六十一號）

曩ニ「リスアニア」共和國及「ダンチッヒ」自由市ハ明治三十九年七月六日「ジェネヴァ」ニ於テ調印セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約」ニ加盟方瑞西聯邦政府ニ申入レタル處其ノ後本件ニ關シ同條約締盟國ヨリ何等ノ異議ナクシテ一箇年ヲ經過セルニ付同條約第三十二條ノ規定ニ依リ「リスアニア」國ノ加盟ハ大正十一年九月三日ヲ以テ又「ダンチッヒ」自由市ノ加盟ハ大正十一年十月十二日ヲ以テ夫々確定シタル旨今般在本邦瑞西國公使ヨリ通牒アリタリ

（大正十二年六月三十日外務省告示第三十號）

曩ニ「アフガニスターン」王國及「ラトヴィア」共和國ハ明治三十九年七月六日「ジェネヴァ」ニ於テ調印セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約」ニ加盟方瑞西聯邦政府ニ申入レタル處其ノ後本件ニ關シ同條約締盟國ヨリ何等ノ異議ナクシテ一箇年ヲ經過セルニ付同條約第三十二條ノ規定ニ依リ「アフガニスターン」王國ノ加盟ハ大正十二年四月四日ヲ以テ又「ラトヴィア」共和國ノ加盟ハ大正十二年四月八日ヲ以テ夫々確定シタル旨今般在本邦瑞西國公使ヨリ通牒アリタリ

（大正十二年十一月六日外務省告示第四十一號）

曩ニ「アルバニア」國ハ明治三十九年七月六日「ジェネヴァ」ニ於テ調印セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約」ニ加盟方瑞西聯邦政府ニ申入レタル處其ノ後本件ニ關シ同條約締盟國ヨリ何等ノ異議ナクシテ一箇年ヲ經過セルニ付同條約第三十二條ノ規定ニ依リ「アルバニア」國ノ加盟ハ大正十二年九月十三日ヲ以テ確定シタル旨今般在本邦瑞西國公使ヨリ通牒アリタリ

（大正十四年二月六日外務省告示第十六號）

曩ニ「エジプト」國ハ明治三十九年七月六日「ジェネヴェ」ニ於テ調印セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約」ニ「エジプト」國ノ記章カ白地ニ赤色ノ新月ヨリ成リ右月ノ兩端ハ正面ヨリ見テ左ヨリ右ニ又篤志機關ノ臂章ニ於テノ右ヨリ左ニ屈折セルモノナルコトヲ留保シテ加盟方瑞西聯邦政府ニ申入レタル處其ノ後本件ニ關シ同條約締盟國ヨリ何等ノ異議ナクシテ一箇年ヲ經過セルニ付同條約第三十二條ノ規定ニ依リ右「エジプト」國ノ加盟ハ大正十三年十二月十七日ヲ以テ確定シタル旨今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通牒アリタリ

（大正十五年十月一日外務省告示第五十九號）

曩ニ「アイスランド」國ハ明治三十九年七月六日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約」ニ加盟方瑞西國政府ニ通告シタル處其ノ後一年ヲ經過シタルモ本件ニ關シ同條約締盟國ヨリ何等ノ異議ナクシテ一箇年ヲ經過セルニ付同條約第三十二條ノ規定ニ依リ右「アイスランド」國ノ加盟ハ大正十五年三月二十五日ヲ以テ確定シタル旨今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通知アリタリ

（大正十五年十月八日外務省告示第六十一號）

「ドミニカン」共和國ハ明治三十九年七月六日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約」ニ加入方本年七月十六日附書翰ヲ以テ瑞西國政府ニ通告シタル處同共和國ハ千八百六十四年八月二十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル條約ノ締約國ナルヲ以テ明治三十九年ノ條約ニ對スル右加入ハ同條約第三十二條第二項ノ規定ニ從ヒ右通告ニ依リ確定スルモノナル旨今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通知アリタリ

●戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約

（昭和十年三月八日條約第一號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國全權委員カ瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ關係各國全權委員ト共ニ議定シ且留保ノ上署名シタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ヲ右留保ヲ存シテ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約

獨逸國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、埃地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレート、ブリテン」、「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、「ブルガリア」國皇帝陛下、「チリ」共和國大統領、中華民國國民政府主席、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、丁抹國及「アイスランド」國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、「エストニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、希臘共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ラトヴィア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「ニカラグア」共和國大統領、諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ペルシア」國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「チェッコスロヴァキア」共和國大統領、「トルコ」共和國大統領、「ウルグアイ」東方共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆共和國大統領ハ

共ニ共ノ力ノ及ブ限リ戰爭ニ避クベカラザル慘害ヲ輕減センコトヲ冀望シ此ノ目的ヲ以テ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關シ千八百六十四年八月二十二日及千九百六年七月六日「ジュネーヴ」ニ於テ約定シタル規定ヲ完成補修セント欲シ

之ガ爲新條約ヲ締結スルコトニ決定シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸國大統領
　待命公使、法學博士「エドムンド、ロームベルグ」

「アメリカ」合衆國大統領
　前大藏次官補「エリオット、ワヅウォース」
　瑞西國駐劄「アメリカ」合衆國特命全權公使「ヒュー、アール、ウィルソン」

墺地利共和國聯邦大統領
　聯邦宰相官房省參事官(外務部)、法學博士「マルク、ライトマイエル」

白耳義國皇帝陛下
　陸軍第一管區衞生部司令官、陸軍重醫監「ポール、ドモルデル」
　外務省法律顧問「ジョセフ、ド、リユエル」

「ボリヴィア」共和國大統領
　瑞西國駐劄「ボリヴィア」國辨理公使「アルベルト、コルタデリアス」

「ブラジル」合衆共和國大統領
　瑞西國駐劄「ブラジル」國特命全權公使「ラウル、ド、リオ・ブランコ」

「グレート、ブリテン」、「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下
　「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分
　獨逸國駐劄英國大使「サー、ホレース、ランボルド」

「カナダ」
　國際聯盟ニ派遣ノ「カナダ」政府常任顧問「ウォルター、アレクザンダー、リッデル」

「オーストラリア」聯邦
　瑞西國駐劄英國特命全權公使「クロード、ラッセル」

「ニュー、ジーランド」
　瑞西國駐劄英國特命全權公使「クロード、ラッセル」

南「アフリカ」聯邦
　「ロンドン」駐在南「アフリカ」聯邦高級委員「イーリク、ヘンドリク、ロウ」

「アイルランド」自由國
　國際聯盟ニ派遣ノ「アイルランド」自由國代表者「シーン、レスター」

印度
　瑞西國駐劄英國特命全權公使「クロード、ラッセル」

「ブルガリア」國皇帝陛下
　國際聯盟ニ派遣ノ「ブルガリア」國政府常任代表者、在「ベルヌ」「ブルガリア」國代理公使「ディミトリ、ミユッフ」

「チリ」共和國大統領
　在「ベルリン」「チリ」國公使館附陸軍武官、陸軍大佐「ギリエルモ、ノヴォア・セプルヴェダ」

衞生部大尉「ダリオ、プルガル・アリアガダ」

中華民國國民政府主席
　在「ベルヌ」中華民國臨時代理公使蕭繼榮

「コロンビア」共和國大統領
　瑞西國駐劄「コロンビア」國特命全權公使「フランシスコ、ホセ、デ、ウルティア」

「キユバ」共和國大統領
　瑞西國駐劄「キユバ」國特命全權公使「カルロス、デ、アルメンテロス、イ、デ、カルデナス」
　國際聯盟ニ派遣ノ「キユバ」國代表部附、公使館書記官「カルロス、プランコ、イ、サンチエス」

丁抹國及「アイスランド」國皇帝陛下
　丁抹國
　　前外務大臣、瑞西國及和蘭國駐劄丁抹國特命全權公使、侍從「ハラルド、ド、スカヴェニウス」
　　在「ベルヌ」丁抹國臨時代理公使「グスターフ、エム、ラスムッセン」

「ドミニカ」共和國大統領
　「ジユネーヴ」駐在「ドミニカ」共和國領事「シァルル、アッケルマン」

「エジプト」國皇帝陛下
　「カイロ」陸軍士官學校國際法教授、國家訴訟事件部辯護士「モハメド、アブデル、モネイム、リアド」
　在「ローマ」「エジプト」王國公使館外交官補「アンリ、ワシッフ、シマイカ」

西班牙國皇帝陛下
　瑞西國駐劄西班牙國特命全權公使「トーレエルモサ」侯爵

「エストニア」共和國大統領
　「エストニア」國赤十字社社長、醫學博士「ハンス、リースメント」

「フィンランド」共和國大統領
　在「パリ」「フィンランド」國公使館附陸軍武官、陸軍中佐「アー、エー、マルトラ」

佛蘭西共和國大統領
　瑞西國駐劄佛蘭西國大使「アンリ、シアサン、ド、マルシイ!」
　在「ベルヌ」佛蘭西國大使館參事官「ジアン、デュ、ソール」

希臘共和國大統領
　在「ベルヌ」希臘國臨時代理公使「ラファエル、ラファエル」
　在「パリ」希臘國公使館附陸軍武官、陸軍中佐「ソフォクル、ヴェニゼロス」

「ハンガリー」國攝政殿下
　國際聯盟ニ派遣ノ王國政府常任代表委員、辨理公使「ポール、ド、ヘヴェシ」

伊太利國皇帝陛下
　伊太利國上院議員「ジオヴァンニ、チラオロ」

日本國皇帝陛下
　瑞西國駐劄日本國特命全權公使吉田伊三郎
　陸軍中佐下村定

在「パリ」日本國大使館附海軍武官、海軍中佐三浦省三
「ラトヴィア」共和國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國駐劄「ラトヴィア」國特命全權公使「シアルル、ドウーズマンス」
瑞西國、獨逸國、「ハンガリー」國及和蘭國駐劄「ラトヴィア」國特命全權公使「オスカル、ヴォイト」
「ルクセンブルグ」國大公殿下
「ジュネーヴ」駐在大公國領事「シアルル、ヴェルメール」
「メキシコ」合衆國大統領
白耳義國駐劄「メキシコ」國特命全權公使、陸軍軍醫總監「フランシスコ、カスティリオ、ナヘラ」
「ニカラグア」共和國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ「ニカラグア」國常任代表委員、法學博士「アントアンヌ、ソッティール」
諾威國皇帝陛下
瑞西國、伊太利國及希臘國駐劄諾威國特命全權公使「ヨハネス、イルゲンス」
諾威國赤十字社書記長、陸軍歩兵少佐「ヤンス、クリスティアン、メイニック」
和蘭國皇帝陛下
瑞西國駐劄和蘭國特命全權公使「ヴィレム、イサーク、ダウデ、フアン、トローストヴァイク」
和蘭國赤十字社副社長、陸軍衞生部軍醫總監、陸軍少將「ヨハン、カルル、ディール」
陸軍大學校教授、參謀本部附陸軍少佐「ヤコブ、ハルベルツ」
「ペルシア」國皇帝陛下
瑞西國駐劄「ペルシア」國特命全權公使「アヌシレヴァン、カーン、セパーボディ」
「ポーランド」共和國大統領
陸軍軍醫大佐「ヨセフ、ガブリエル、プラツキ」
陸軍中佐「ヴー、イェジ、パペツキ」
「ポルトガル」共和國大統領
瑞西國駐劄「ポルトガル」國特命全權公使「ヴァスコ、デ、ケヴェド」
公使館一等書記官「フランシスコ、デ、カリェイロス、エ、メネゼス」
「ルーマニア」國皇帝陛下
瑞西國駐劄「ルーマニア」國特命全權公使「ミシェル、ベー、ボエレスコ」
參謀、陸軍大佐「ユージェーヌ、ヴェルテジアノ」
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國皇帝陛下
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、瑞西國駐劄「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國特命全權公使「イリア、シューメンコヴィッチ」
遞羅國皇帝陛下
英國駐劄遞羅國特命全權公使「ヴァルンヴェーディア」殿下

瑞典國皇帝陛下
瑞西國駐劄瑞典國特命全權公使「カルル、イヴァン、ヴェストマン」
瑞西聯邦政府
聯邦政務省外務部長、全權公使「ボール、ディニシェール」
陸軍軍醫長、衞生部大佐「カルル、ハウゼル」
辯護士、休職陸軍歩兵大佐「アントン、チューブリン」
軍醫、衞生部中佐「ロジェー、ド、ラ、ハルプ」
「チューリッヒ」大學國際法教授、陸軍法務少佐「ディートリッヒ、シンドレル」
「チェッコスロヴァキア」共和國大統領
瑞西國駐劄「チェッコスロヴァキア」國特命全權公使「ズデニェク、フィールリンゲル」
「トルコ」共和國大統領
「トルコ」國赤新月社副社長、「トルコ」國國民議會副議長「ハッサン、ベイ」
共和國參議院議長「ヌスレット、ベイ」
醫學博士、教授「アキル、ムフタル、ベイ」
實施學校及「ギュルハネ」病院教授、軍醫、陸軍中佐「ドクトル、アブヅルカディール、ベイ」
「ウルグァイ」東方共和國大統領
瑞西國駐劄「ウルグァイ」國特命全權公使「アルフレド、デ、カストロ」
「ヴェネズエラ」合衆共和國大統領

伊太利國駐劄「ヴェネズエラ」國特命全權公使「カラクシオロ、パラ・ペレス」
在「ベルヌ」「ヴェネズエラ」國臨時代理公使「イヴァン、マヌエル、ウルタド・マチァド」
右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一章　傷者及病者

第一條

軍人及公ニ軍隊ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルモノハ如何ナル場合ニ於テモ尊重且保護セラルベシ右ノ軍人及人員ハ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ自己ノ權内ニ收容シタル交戰者ニ依リ博愛ノ心ヲ以テ待遇セラレ且看護セラルベシ
尤モ傷者又ハ病者ヲ敵ニ遺棄スルノ已ムヲ得ザルニ至リタル交戰者ハ軍事上ノ要求ノ許ス限リ其ノ看護ニ寄與スル爲其ノ衞生人員及衞生材料ノ一部ヲ傷者病者ト共ニ遺留スベシ

第二條

一方ノ軍隊ノ傷者及病者ニシテ他方ノ交戰者ノ權内ニ陷リタルモノハ前條ニ依リテ看護ヲ享クルノ外俘虜ト爲リ俘虜ニ關スル國際法ノ一般規則ヲ適用セラルベシ
尤モ交戰者ハ傷者又ハ病者タル俘虜ノ爲ニ且現存ノ義務以外ニ其ノ有益ト認ムル條項ヲ定ムルコトヲ得ベシ

第三條

各戰鬪後戰場ノ占領者ハ傷者及死者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ之ヲ保

護スルノ措置ヲ執ルベシ

戰線間ニ殘留スル傷者ヲ收容スルコトヲ得シムル爲事情ノ許ストキハ其ノ都度局地的休戰又ハ射擊中止ヲ協定スベシ

第四條

交戰者ハ收容又ハ發見セラレタル傷者、病者及死者ノ姓名竝ニ之ヲ認識スルニ足ル一切ノ資料ヲ成ルベク速ニ相互ニ通知スベシ

交戰者ハ死亡證明書ヲ作成シ且交換スベシ

交戰者ハ又戰場ニ於テ又ハ死者ヨリ發見セラレタル一切ノ個人的用品特ニ認識票ノ半分（他ノ半分ハ屍體ニ附ケ置カルベキモノトス）ヲ蒐集シ且交換スベシ

交戰者ハ死者ノ土葬又ハ火葬ニ先チ死亡ヲ確認シ死者ヲ認識シ且之ガ報告ヲ爲シ得ル爲愼重ナル且出來得レバ醫學的ノ身體檢査ノ行ハルル樣注意スベシ

交戰者ハ尙死者ガ敬意ヲ以テ埋葬セラレ、其ノ墳墓ガ尊敬セラレ且常ニ見出サレ得ル樣注意スベシ

交戰者ハ之ガ爲戰爭開始ニ際シ墳墓ノ場所ノ移轉如何ニ拘ラズ後日爲スコトアルベキ屍體發掘ヲ可能ナラシメ且屍體ヲ認識シ得シムル目的ヲ以テ墳墓係ヲ公ニ組織スベシ

交戰者ハ戰爭ノ終リタルトキハ直ニ墳墓表竝ニ其ノ墓地及他ノ場所ニ埋葬セラレタル死者ノ表ヲ交換スベシ

第五條

軍事官憲ハ其ノ監督ノ下ニ兩軍ノ傷者又ハ病者ヲ收容看護セシムル爲住民ノ慈惠心ニ訴フルコトヲ得ベク之ニ應ジタル者ニハ特別ノ保護及一定ノ便宜ヲ與フルモノトス

第二章　衞生上ノ部隊及營造物

第六條

移動衞生部隊卽チ戰地軍隊ニ隨伴スベキモノ及衞生機關ノ固定營造物ハ交戰者ニ於テ之ヲ尊重保護スベシ

第七條

衞生上ノ部隊及營造物ガ害敵行爲ノ爲ニ使用セラルルトキハ其ノ保護ヲ失フベシ

第八條

左記ノ事實ハ衞生上ノ部隊又ハ營造物ガ第六條ニ依リ保障セラレタル保護ヲ喪失スベキ性質ノモノト看做サレザルベシ

㈠　部隊又ハ營造物ノ人員ガ武裝シ其ノ武器ヲ自己又ハ傷者及病者ノ防衞ノ爲ニ使用スルノ事實

㈡　武裝看護人ノ在ラザルニ當リ步哨又ハ衞兵ヲシテ部隊又ハ營造物ヲ守衞セシムルノ事實

㈢　傷者及病者ヨリ取上ゲタルモ未ダ所轄機關ニ引渡サレザル携帶武器及彈藥ガ部隊又ハ營造物內ニ發見セラレタルノ事實

㈣　獸醫機關ノ人員及材料ガ部隊又ハ營造物ノ一部分ヲ構成セズシテ其ノ內ニ在ルノ事實

第三章　人員

第九條

傷者及病者ノ收容、輸送及治療竝ニ衞生上ノ部隊及營造物ノ事務ニ專ラ從事スル人員竝ニ軍隊附屬ノ敎法者ハ如何ナル場合ニ於テモ尊重且保護セラルベシ此等ノ者ハ敵手ニ陷リタルトキト雖モ俘虜トシテ取扱ハルルコトナカルベシ

軍人ニシテ場合ニ依リ補助看護人又ハ補助擔架兵トシテ傷者及病者ノ收容、輸送及治療ニ使用セラルル爲特別ニ敎育セラレ且認識證明書ヲ携帶スルモノハ此等ノ職務ノ遂行中捕ヘラレタルトキハ常置衞生人員ト同一ノ制度ノ利益ヲ享有スベシ

第十條

本國政府ガ適法ニ認可シタル篤志救恤協會ノ人員ニシテ第九條第一項ニ揭ゲタル人員ト同一ノ職務ニ使用セラルルモノハ該項ニ揭ゲタル人員ト同一ニ看做サルベシ但シ該協會ノ人員ハ軍ノ法令ニ服從スベキモノトス

各締約國ハ其ノ責任ノ下ニ自國軍隊ノ公ノ衞生勤務ニ援助ヲ與フルコトヲ許可シタル協會ノ名稱ヲ平時ヨリ又ハ戰爭開始ノ際若ハ戰爭中何レノ場合ニモ之ヲ實際ニ使用スルニ先チ他ノ締約國ニ通告スベシ

第十一條

中立國ニ於テ認可セラレタル協會ハ豫メ自國政府ノ承認ヲ得且交戰者ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ人員及衞生部隊ヲシテ當該交戰者ニ援助ヲ與ヘシムルコトヲ得ザルベシ

右救護ヲ承諾シタル交戰者ハ其ノ使用ニ先チ之ヲ敵ニ通告スベシ

第十二條

第九條、第十條及第十一條ニ揭ゲタル人員ハ相手方ノ權內ニ陷リタル後抑留セラルルヲ得ザルベシ

反對ノ合意ナキ限リ右人員ハ歸路開通シ且軍事上ノ要求ガ之ヲ許スニ至リタルトキハ直ニ其ノ屬スル交戰者ニ送還セラルベシ

右人員ハ送還セラルル迄相手方ノ指揮ノ下ニ在リテ引續キ各自ノ職務ヲ執行スベシ右人員ハ成ルベク其ノ屬スル交戰者ノ傷者及病者ノ看護ニ從事セシメラルルベシ

右人員ハ其ノ出發ニ際シ其ノ所有スル被服、器具、武器及輸送機關ヲ持去ルベシ

第十三條

交戰者ハ第九條、第十條及第十一條ニ揭ゲタル人員ガ其ノ權內ニ在ル間自國軍隊ノ對當人員ニ對スルト同一ノ給養、宿舍、手當及給與ヲ之ニ支給スベシ

交戰者ハ戰爭開始後直ニ其ノ衞生人員ノ階級ノ對當關係ニ付協定スベシ

第四章　建物及材料

第十四條

移動衞生部隊ハ其ノ何タルヲ問ハズ相手方ノ權內ニ陷ルトキト雖モ其ノ材料、輸送機關及輸送係員ヲ保有スベシ

尤モ權限アル軍事官憲ハ傷者及病者看護ノ爲該材料、輸送機關及輸送係員ヲ使用スルノ權能ヲ有スベク其ノ返還ハ衞生人員ノ爲ニ定メラレタル條件ニ於テ且成ルベク之ト同時ニ爲サルベシ

第十五條

軍隊ノ衞生上ノ固定營造物ノ建物及材料ハ戰爭ノ法規ニ從フベシ然レドモ傷者及病者ノ爲ニ必要ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉ズルコトヲ得ザルベシ

尤モ作戰部隊ノ指揮官ハ緊急ナル軍事上ノ必要アルトキハ豫メ固定營造物內ニ於テ治療セラルル傷者及病者ノ安全ヲ圖リタル後之ヲ處分スルコ

トヲ得ベシ

第十六條

本條約ノ利益ヲ享有スル救恤協會ノ建物ハ私有財産ト看做サルベシ

右協會ノ材料ハ其ノ所在ノ如何ヲ問ハズ同樣ニ私有財産ト看做サルベシ

戰爭ノ法規慣例ニ依リ交戰者ニ認メラレタル徵發權ハ緊急ナル必要アル場合ニ於テ且傷者及病者ノ安全ヲ圖リタル後ニ於テノミ行使セラルベシ

第五章　衞生上ノ輸送機關

第十七條

衞生上ノ後送ノ爲裝備セラレタル車輛ニシテ單獨ニ又ハ隊ヲ爲シテ移動スルモノハ左ノ特別規定ニ依ルノ外移動衞生部隊トシテ取扱ハルベシ

單獨ノ又ハ隊ヲ爲セル衞生上ノ輸送車輛ヲ遮斷スル交戰者ハ軍事上ノ必要アルトキハ一切ノ場合ニ於テ該車輛ノ收容シタル傷者又ハ病者ヲ引取リタル後之ヲ停止シ隊ヲ解クコトヲ得ベシ交戰者ハ該車輛ガ遮斷セラレタル戰區ニ於テ且衞生上ノ必要ノ爲ニノミ之ヲ利用スルコトヲ得ベシ該車輛ハ其ノ局地的任務ノ終了シタルトキハ第十四條ニ規定セラレタル條件ニ於テ返還セラルベシ

輸送ニ任ジ且之ガ爲正規ノ命令書ヲ携帶スル軍人軍屬ハ衞生人員ニ付第十二條ニ規定セラレタル條件ニ於テ且第十八條末項ノ留保ノ下ニ送還セラルベシ

後送ノ爲ニ特ニ組織セラレタル一切ノ輸送機關及右輸送機關ノ裝備材料ニシテ衞生機關ニ屬スルモノハ第四章ノ規定ニ從ヒ返還セラルベシ

衞生機關ニ屬セザル軍隊ノ輸送機關ハ其ノ繫駕ト共ニ之ヲ捕獲スルコトヲ得ベシ

徵發ニ由レル普通人及一切ノ輸送機關ハ國際法ノ一般規則ニ從フベシ

第十八條

衞生上ノ輸送機關トシテ使用セラルル航空機ハ專ラ傷者及病者ノ後送竝ニ衞生人員及衞生材料ノ輸送ニ充テラルル間本條約ノ保護ヲ享有スベシ

右航空機ハ白色ニ塗ラルベク且下面及上面ニ國色章ノ傍ニ第十九條ニ規定セラレタル殊別記章ヲ明瞭ニ附セラルベシ

特別ノ且明白ナル許可アル場合ヲ除キ戰線及野戰病院ノ前方ニ存スル地帶竝ニ一般ニ敵ノ一切ノ領域又ハ敵ニ依リ占領セラレタル一切ノ領域ノ上ノ飛行ハ禁止セラルベシ

衞生航空機ハ著陸ノ要求アルトキハ必ズ之ニ從フコトヲ要ス

敵ノ領域又ハ敵ニ依リ占領セラレタル領域上ニ於ケル右强制的ノ又ハ偶然ノ著陸ノ場合ニハ傷者及病者竝ニ衞生人員及衞生材料（航空機ヲ含ム）ハ引續キ本條約ノ規定ノ利益ヲ享有スベシ

捕ヘラレタル操縱者、運航從事者及無線電信技術者ハ戰爭ノ終了スル迄衞生勤務ニノミ使用セラルルコトヲ條件トシテ送還セラルベシ

第六章　殊別記章

第十九條

瑞西國ニ對シ敬意ヲ表スル爲該聯邦國旗ノ著色ヲ顚倒シテ作成シタル白地赤十字ノ紋章ハ軍隊ノ衞生勤務ノ標章及殊別記章トシテ維持セラルベシ

尤モ赤十字ノ代リニ白地ニ赤新月又ハ赤ノ獅子及太陽ヲ殊別記章トシテ既ニ使用スル諸國ニ付テハ右標章ハ本條約ノ意義ニ於テ同樣ニ許容セラルベシ

第二十條

標章ハ權限アル軍事官憲ノ認許ヲ得テ衞生勤務ニ關係アル旗、臂章及一切ノ材料ニ表出セラルベシ

第二十一條

第九條第一項、第十條及第十一條ニ依リ保護セラルル人員ハ軍事官憲ヨリ交付シ且其ノ印章ヲ捺シタル殊別記章ヲ附セル臂章ヲ左腕ニ裝著シ置クベシ

第九條第一項及第二項ニ揭ゲタル人員ハ軍隊手牒ヘノ記入又ハ特別ノ書類ヨリ成ル認識證明書ヲ付與セラルベシ

權限アル軍事官憲ハ第十條及第十一條ニ揭ゲタル人員ニシテ軍服ヲ有セザルモノヲシテ其ノ衞生人員タルノ資格ヲ證明スル寫眞附認識證明書ヲ所持セシムベシ

認識證明書ハ各軍ニ於テ劃一的ニシテ且同一型ノモノタルベシ

如何ナル場合ニ於テモ衞生人員ハ其ノ徽章又ハ固有ノ認識證明書ヲ奪ハルルコトヲ得ザルベシ

紛失ノ場合ニハ右人員ハ其ノ複本ヲ取得スルノ權利ヲ有スベシ

第二十二條

本條約ノ殊別旗ハ本條約ニ依リテ尊重セラルル衞生上ノ部隊及營造物ニシテ軍事官憲ノ認許ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ揭揚スルコトヲ得ザルベシ固定營造物ニ於テハ右殊別旗ト共ニ該營造物ノ屬スル交戰者ノ國旗ヲ揭揚スルコトヲ要スベク移動部隊ニ於テハ該部隊ノ屬スル交戰者ノ國旗ヲ之ト共ニ揭揚スルコトヲ得ベシ

尤モ敵ノ權內ニ陷リタル衞生部隊ハ右權內ニ在ル限リ本條約ノ殊別旗ノミヲ揭揚スベシ

交戰者ハ一切ノ攻擊的行動ノ可能性ヲ除去スル目的ヲ以テ、衞生上ノ部隊及營造物ヲ表示スル殊別標章ヲ陸上、空中及海上ノ敵軍ニ明瞭ニ認識セシムル爲必要ナル措置ヲ軍事上ノ要求ノ許ス限リ執ルベシ

第二十三條

第十一條ニ規定シタル條件ニ於テ其ノ役務ヲ提供スルノ許可ヲ得タル中立國ノ衞生部隊ハ本條約ノ殊別旗ト共ニ其ノ屬スル交戰者ノ國旗ヲ揭揚スルコトヲ要ス

右部隊ハ交戰者ニ役務ヲ提供スル限リ同樣ニ其ノ自國國旗ヲ揭揚スルノ權利ヲ有スベシ

前條第二項ノ規定ハ右部隊ニ適用セラルベシ

第二十四條

白地赤十字ノ標章及赤十字又ハ「ジュネーヴ」十字ノ語ハ平時ト戰時トヲ問ハズ本條約ニ依リテ保護セラルル衞生上ノ部隊及營造物竝ニ人員及材料ヲ保護シ又ハ表示スル爲ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ザルベシ

第十九條第二項ニ揭ゲル標章ニ關シ之ヲ使用スル諸國ニ對シテ亦同樣ナルベシ

尙第十條ニ揭ゲル篤志救恤協會ハ平時ニ於ケル博愛事業ノ爲殊別標章ヲ國內法令ニ從ヒ使用スルコトヲ得ベシ

特例トシテ且國ノ赤十字（赤新月又ハ赤ノ獅子及太陽）社ノ一ノ明白ナル許可ヲ得タルトキハ傷者又ハ病者ノ無料看護ニ專ラ充テラルル救護所ノ場所ヲ指示スル爲平時ニ於テ本條約ノ標章ヲ使用スルコトヲ得ベシ

第七章　條約ノ適用及執行

第二十五條

本條約ノ規定ハ如何ナル場合ニ於テモ締約國ニ依リ嚴重セラルベシ

戰時ニ於テ交戰者ノ一ガ條約ノ當事者タラザル場合ト雖モ條約ノ規定ハ條約ニ參加セル一切ノ交戰者ノ間ニ拘束力ヲ有スベシ

第二十六條

交戰軍ノ總指揮官ハ各其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ一般原則ニ準據シ前諸條ノ執行ニ關スル細目及規定漏ノ事項ヲ補足處理スベシ

第二十七條

締約國ハ本條約ノ規定ヲ其ノ軍隊及特ニ保護セラルル人員ニ敎示スル爲及之ヲ人民ニ知悉セシムル爲必要ナル措置ヲ執ルベシ

第八章　濫用及違反ノ禁止

第二十八條

締約國政府ニシテ現ニ其ノ法令十分ナラザルモノハ左記事項ヲ常ニ防止スルニ必要ナル措置ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ立法機關ニ提案スベシ

(イ)　商業上ノ目的ヲ以テスルト他ノ如何ナル目的ヲ以テスルトヲ問ハズ個人又ハ本條約ニ依リ使用ノ權利ヲ有スルモノ以外ノ團體ニ依ル赤十字又ハ「ジュネーヴ」十字ノ標章又ハ名稱竝ニ之ガ模倣ト爲ル一切ノ記章及名稱ノ使用

(ロ)　瑞西聯邦國旗ノ著色ノ顚倒セラレタルモノノ採用ニ依リ同國ニ對シ敬意ノ表セラレタルニ鑑ミ商業上ノ誠實ニ反スル目的ニ於ケルト瑞西ノ國民的感情ヲ毀損スルコトアルベキ狀態ニ於ケルトヲ問ハズ個人又ハ團體ニ依ル瑞西聯邦ノ紋章又ハ之ガ模倣ト爲ル記章ノ製造標若ハ商標又ハ右製造標若ハ商標ノ要部トシテノ使用

赤十字又ハ「ジュネーヴ」十字ノ標章又ハ名稱ノ模倣ト爲ル記章又ハ名稱ノ使用ノ(イ)ニ規定セラレタル禁止及瑞西聯邦ノ紋章又ハ之ガ模倣ト爲ル記章ノ使用ノ(ロ)ニ規定セラレタル禁止ハ各法令ニ依リ決定セラルル時期ヨリ且遲クトモ本條約ノ實施後五年ニシテ其ノ效力ヲ發生スベシ右實施後ハ右禁止ニ反スル製造標又ハ商標ヲ採用スルハ適法ナラザルベシ

第二十九條

締約國政府ハ又其ノ刑法不十分ナル場合ニハ本條約ノ規定ニ反スル一切ノ行爲ヲ戰時ニ於テ禁止スルニ必要ナル措置ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ立法機關ニ提案スベシ

締約國政府ハ遲クトモ本條約批准ノ時ヨリ五年以內ニ瑞西聯邦政府ノ仲介ニ依リ右禁止ニ關スル規定ヲ相互ニ通告スベシ

第三十條

本條約ニ對スル違反アリトノ主張アルトキハ一交戰者ノ請求ニ基キ、關係當事者間ニ定メラルベキ手續ニ從ヒ右違反ニ付審査開始セラルベシ違反確認セラルルトキハ交戰者ハ成ルベク速ニ違反ヲ止メ且之ヲ禁止スベシ

最終規定

第三十一條

本日ノ日附ヲ有スベキ本條約ハ千九百二十九年七月一日「ジュネーヴ」ニ開催セラレタル會議ニ代表者ヲ派遣シタル一切ノ國及該會議ニ代表者ヲ派遣セザルモ千八百六十四年又ハ千九百六年ノ「ジュネーヴ」條約ニ參加セル國ノ名ニ於テ千九百三十年二月一日迄ニ署名セラレ得ベシ

第三十二條

本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ

批准書ハ「ベルヌ」ニ於テ寄託セラルベシ

各批准書ノ寄託ニ付調書一通作成セラレ其ノ認證謄本ハ瑞西聯邦政府ヨリ自己ノ名ニ於テ本條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタル一切ノ國ノ政府ニ交付セラルベシ

第三十三條

本條約ハ少クトモ二箇ノ批准書ガ寄託セラレタル後六月ニシテ實施セラルベシ

爾後本條約ハ各締約國ニ付其ノ批准書ノ寄託後六月ニシテ實施セラルベシ

第三十四條

本條約ハ締約國間ノ關係ニ於テ千八百六十四年八月二十二日及千九百六年七月六日ノ條約ニ代ルベシ

第三十五條

自己ノ名ニ於テ本條約ガ署名セラレザリシ國ハ何レモ本條約實施ノ日ヨリ其ノ名ニ於テ之ニ加入スルコトヲ得

第三十六條

加入ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ對シ通告セラルベク加入書ガ同國政府ニ到達シタル日ノ後六月ニシテ效力ヲ生ズベシ

瑞西聯邦政府ハ自己ノ名ニ於テ條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタル一切ノ國ノ政府ニ右加入ヲ通知スベシ

第三十七條

戰爭狀態ハ戰爭開始前又ハ開始後交戰國ニ依リ寄託セラレタル批准及通告セラレタル加入ニ對シ直ニ效力ヲ生セシムベシ瑞西聯邦政府ハ戰爭狀態ニ在ル國ヨリ受ケタル批准又ハ加入ヲ最迅速ナル方法ニ依リ通知スベシ

第三十八條

各締約國ハ本條約ヲ廢棄スルノ權能ヲ有スベシ廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ瑞西聯邦政府ニ通告シタル後一年ヲ經過スルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナカルベシ瑞西聯邦政府ハ右通告ヲ一切ノ締約國政府ニ通知スベシ

廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生ズベシ

尙右廢棄ハ廢棄國ガ參加セル戰爭中其ノ效力ヲ生ゼザルベシ此ノ場合ニ於テハ本條約ハ一年ノ期間滿了後更ニ平和條約締結迄引續キ其ノ效力ヲ有スベシ

第三十九條

本條約ノ認證謄本ハ瑞西聯邦政府ノ手配ニ依リ國際聯盟ノ記錄ニ寄託セラルベシ同樣ニ瑞西聯邦政府ニ通告セラルベキ批准、加入及廢棄ハ同政府ニ依リ國際聯盟ニ通知セラルベシ

右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百二十九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右一通ハ瑞西聯邦ノ記錄ニ寄託保存セラルベク其ノ認證謄本ハ會議ニ招請セラレタル一切ノ國ノ政府ニ交付セラルベシ

獨逸國

エドムンド、ロームベルグ

「アメリカ」合衆國
エリオット、ワヅウォース
ヒュー、アール、ウィルソン
埃地利國
ライトマイエル
白耳義國
ドクトル、ドモルデル
ジー、ド、リュエル
「ボリヴィア」國
アー、コルタデリアス
「ブラジル」國
ラウル、ド、リオ・ブランコ
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分
予ハ予ガ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分ノ爲本條約ニ爲ス署名ハ英國皇帝陛下ガ本條約第二十八條ヲ左ノ意味ニ解釋スベシトノ留保ノ下ニ爲サルルモノナルコトヲ宣言ス卽チ同條ニ揭グル立法的措置ニ於テハ瑞西聯邦ノ紋章又ハ該紋章ノ模倣ト爲ル記章ヲ本條約實施前一切ノ適法ノ目的ヲ以テ使用シタル個人、組合、商社又ハ會社ハ同一目的ヲ以テスル右ノ紋章又ハ記章ノ使用ヲ繼續スルコトヲ妨ゲラルベキモノニ非ザルコトヲ豫見スルコトヲ得
ホレース、ランボルド
「カナダ」
予ハ予ガ「カナダ」ノ爲本條約ニ爲ス署名ハ「カナダ」自治領政府ガ本條約第二十八條ヲ左ノ意味ニ解釋スベシトノ留保ノ下ニ爲サルルモノナルコトヲ宣言ス卽チ同條ニ揭グル立法的措置ニ於テハ瑞西聯邦ノ紋章又ハ該紋章ノ模倣ト爲ル記章ヲ本條約實施前一切ノ適法ノ目的ヲ以テ使用シタル個人、組合、商社又ハ會社ハ同一目的ヲ以テスル右ノ紋章又ハ記章ノ使用ヲ繼續スルコトヲ妨ゲラルベキモノニ非ザルコトヲ豫見スルコトヲ得
ダブリュー、エー、リッデル
「オーストラリア」
予ハ予ガ「オーストラリア」ノ爲本條約ニ爲ス署名ハ「オーストラリア」聯邦政府ガ本條約第二十八條ヲ左ノ意味ニ解釋スベシトノ留保ノ下ニ爲サルルモノナルコトヲ宣言ス卽チ同條ニ揭グル立法的措置ニ於テハ瑞西聯邦ノ紋章又ハ該紋章ノ模倣ト爲ル記章ヲ本條約實施前一切ノ適法ノ目的ヲ以テ使用シタル個人、組合、商社又ハ會社ハ同一目的ヲ以テスル右ノ紋章又ハ記章ノ使用ヲ繼續スルコトヲ妨ゲラルベキモノニ非ザルコトヲ豫見スルコトヲ得
クロード、ラッセル
「ニュー、ジーランド」
予ハ予ガ「ニュー、ジーランド」ノ爲本條約ニ爲ス署名ハ「ニュー、ジーランド」政府ガ本條約第二十八條ヲ左ノ意味ニ解釋スベシトノ留保ノ下ニ爲サルルモノナルコトヲ宣言ス卽チ同條ニ揭グル立法的措置ニ於テハ瑞西聯邦ノ紋章又ハ該紋章ノ模倣ト爲ル記章ヲ本條約實施前一

切ノ適法ノ目的ヲ以テ使用シタル個人、組合、商社又ハ會社ハ同一目的ヲ以テスル右ノ紋章又ハ記章ノ使用ヲ繼續スルコトヲ妨ゲラルベキモノニ非ザルコトヲ豫見スルコトヲ得
クロード、ラッセル
南「アフリカ」
イーリク、エイチ、ロウ
「アイルランド」自由國
予ハ予ガ「アイルランド」自由國ノ爲本條約ニ爲ス署名ハ「アイルランド」自由國ガ本條約第二十八條ヲ左ノ意味ニ解釋スベシトノ留保ノ下ニ爲サルルモノナルコトヲ宣言ス卽チ同條ニ揭グル立法的措置ニ於テハ瑞西聯邦ノ紋章又ハ該紋章ノ模倣ト爲ル記章ヲ本條約實施前一切ノ適法ノ目的ヲ以テ使用シタル個人、組合、商社又ハ會社ハ同一目的ヲ以テスル右ノ紋章又ハ記章ノ使用ヲ繼續スルコトヲ妨ゲラルベキモノニ非ザルコトヲ豫見スルコトヲ得
シーシ、レスター
印度
予ハ予ガ印度政府ノ爲本條約ニ爲ス署名ハ印度政府ガ本條約第二十八條ヲ左ノ意味ニ解釋スベシトノ留保ノ下ニ爲サルルモノナルコトヲ宣言ス卽チ同條ニ揭グル立法的措置ニ於テハ瑞西聯邦ノ紋章又ハ該紋章ノ模倣ト爲ル記章ヲ本條約實施前一切ノ適法ノ目的ヲ以テ使用シタル個人、組合、商社又ハ會社ハ同一目的ヲ以テスル右ノ紋章又ハ記章ノ使用ヲ繼續スルコトヲ妨ゲラルベキモノニ非ザルコトヲ豫見スルコトヲ得
第一類　一般共通條約　第三編　戰時ニ關スル條約
クロード、ラッセル
「ブルガリア」國
デー、ミコッフ
ステファーヌ、エヌ、ラフチエフ
「チリ」國
ヘー、ノヴォア
デー、ブルガル
中華民國
蕭繼榮
「コロンビア」國
フランシスコ、ホセ、ウルティア
「キュバ」國
カルロス、デ、アルメンテロス
カルロス、ブランコ
丁抹國
ハラルド、スカヴェニウス
グスターフ、ラスムッセン
「ドミニカ」共和國
セー、アッケルマン
「エジプト」國
モハメド、アブデル、モネイム、リアド
アッシュ、ドゥブルヴェー、エム、シマイカ
西班牙國

政府ノ承認ヲ條件トス

トーレエルモサ侯爵マウリシオ、ロペス、ロペルツ、イ、テリ

「エストニア」國
ドクトル、リースメント

「フィンランド」國
アー、エー、マルトラ

佛蘭西國
アッシュ、ド、マルシイー
ジー、デュ、ソール

希臘國
エール、ラファエル
エス、ヴェニゼロス

「ハンガリー」國
ポール、ド、ヘヴェシ

伊太利國
ジョヴァンニ、チラオロ

日本國

日本國ハ第二十八條ノ規定ニ主義上贊同スルモ同條(ロ)ニ規定スル禁止ノ實施ノ日ニ關シ留保ヲ爲ス

日本國ハ右ノ禁止ハ該禁止ノ實施前使用セラレ又ハ登錄セラレタルコトアルベキ紋章及記章ニ適用セラレザルモノト了解ス

日本國代表委員ハ前記留保ノ下ニ本條約ニ署名ス

吉田伊三郎

下村　定

三浦　省三

「ラトヴィア」國
シァルル、ドゥーズマンス

ドクトル、オスカル、ヴォイト

「ルクセンブルグ」國
セー、ジエー、ヴェルメール

「メキシコ」國
エフエ、カスティリオ、ナヘラ

「ニカラグア」國
アー、ソッティール

諾威國
ヨッド、イルゲンス
ヤンス、メイニック

和蘭國
ヴエー、ダウデ、ファン、トロースト ヴァイク
ドクトル、ディール
イエー、ハルベルツ

「ペルシア」國
アヌシレヴァン、セパーボディ

「ポーランド」國
ヨゼフ、ゲー、プラツキ
ヴー、イエツ、バベツキ

「ポルトガル」國
ヴァスコ、デ、ケヴェド
エフエ、デ、カリェイロス、エ、メネセス

「ルーマニア」國
エム、ベー、ボエレスコ
陸軍大佐エー、ヴェルテジアノ

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國
イー、シューメンコヴィッチ

遞羅國
ヴァルンヴェーディア

瑞典國
コー、イー、ヴェストマン

瑞西國
ポール、ディニシエール
ハウセル
チューブリン
ド、ラ、ハルプ
シンドレル

「チェッコスロヴァキア」國
ゼッド、フィールリンゲル

「トルコ」國
ハッサン
ドクトル、アブヅルカディール

エム、メスレット
ドクトル、アキル、ムフタル

「ウルグァイ」國
アルフレド、デ、カストロ

「ヴェネズエラ」國
セー、パラ・ベレス
イー、エメ、ウルタド・マチァド

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕帝國全權委員ガ瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ關係各國全權委員ト共ニ議定シ且留保ノ上署名シタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ヲ閱覽點檢シ右留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百九十四年昭和九年十月二十六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　廣田　弘毅

右佛文左ノ如シ(略ス)

●同上條約ニ對スル批准書寄託竝加入國名

（昭和十年三月八日外務省告示第十三號）

帝國政府ハ帝國全權委員ガ瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ關係各國全權委員ト共ニ議定シ且留保ノ上署名シタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル帝國ノ批准書ヲ昭和九年十二月十八日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ仍テ右條約ハ帝國ニ對シ昭和十年六月十八日ヨリ實施セラルベシ

倘右新條約ニ對スル批准書ヲ寄託セル國及寄託ノ年月日竝ニ右條約ヘノ加入ヲ通告セル國及通告ノ年月日左ノ通

批准書寄託國	寄託ノ年月日
西班牙國	昭和五年八月六日
瑞西國	昭和五年十二月十九日
伊太利國	昭和六年三月二十四日
「ユーゴースラヴィア」國	昭和六年五月二十日
「ポルトガル」國	昭和六年六月八日
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國	昭和六年六月二十三日
「オーストラリア」聯邦	同
「ニュー、ジーランド」	同
南「アフリカ」聯邦	同
印度	同

諸威國	昭和六年六月二十四日
瑞典國	昭和六年七月三日
「ラトヴィア」國	昭和六年十月十四日
「ルーマニア」國	昭和七年二月四日
「アメリカ」合衆國	昭和七年三月二十三日
「ブラジル」國	昭和七年五月十二日
白耳義國	昭和七年六月二十九日
「ポーランド」國	昭和七年八月一日
「メキシコ」國	昭和七年八月五日
丁抹國	昭和七年十月五日
和蘭國	昭和八年二月二十日
「カナダ」	昭和八年六月一日
「チリ」國	昭和八年七月二十五日
「エジプト」國	昭和九年二月二十一日
獨逸國	昭和九年三月十日
「トルコ」國	瑞西聯邦政府ヘ加入書到達ノ年月日
加入國	
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦	昭和六年九月二十六日
「ペルー」國	昭和八年三月十日
「イラーク」國	昭和九年五月二十五日

（昭和十年七月二十四日外務省告示第五十五號）

希臘國ハ昭和四年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約」ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十年五月二十八日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ希臘國ニ對シ批准書寄託ノ日ノ後六月即チ昭和十年十一月二十八日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十年七月九日附在本邦瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十年十月二日外務省告示第八十三號）

「エティオピア」國ハ「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約」ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和十年七月十五日瑞西聯邦政府ニ通告セリ右加入ハ昭和十一年一月十五日ヨリ效力ヲ生ズベシ（昭和十年八月十四日附在本邦瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十年十月三日外務省告示第八十六號）

佛蘭西國ハ「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約」ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十年八月二十一日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ佛蘭西國ニ對シ批准書寄託ノ日ノ後六月即チ昭和十一年二月二十一日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十年九月十九日附在本邦瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十一年一月二十三日外務省告示第十一號）

中華民國ハ「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約」ノ批准書ヲ昭和十年十一月十九日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ同條約第三十三條ノ規定ニ依リ中華民國ニ對シ批准書寄託ノ日ノ後六月即チ昭和十一年五月十九日ヨリ效

地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約」ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十年五月二十八日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ希臘國ニ對シ批准書寄託ノ日ノ後六月即チ昭和十年十一月二十八日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十年七月九日附在本邦瑞西國特命全權公使通牒）

力ヲ發生スヘシ（昭和十一年一月八日附在本邦瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十一年三月二十六日
外務省告示第二十三號）

「フィンランド」國ハ「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約」ノ批准書ヲ昭和十一年二月八日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ「フィンランド」國ニ對シ昭和十一年八月八日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十一年十月九日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十一年四月二十一日
外務省告示第三十一號）

墺地利國ハ「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約」ノ批准書ハ昭和十一年三月十三日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ墺地利國ニ對シ批准書寄託ノ日ノ後六月即チ昭和十一年九月十三日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十一年四月八日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十一年八月四日
外務省告示第五十九號）

「エストニア」國ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ノ批准書ヲ昭和十一年六月十一日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ「エストニア」國ニ對シ昭和十一年七月十四日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十一年十月二十四日
外務省告示第八十七號）

「ハンガリー」國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十一年十一月九日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十二年二月十一日
外務省告示第百三號）

「チェッコスロヴァキア」國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十二年十月十二日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ「チェッコスロヴァキア」國ニ對シ昭和十三年四月十二日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十二年十一月九日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十二年十二月十一日
外務省告示第百四號）

「ブルガリア」國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十二年十月十三日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ「ブルガリア」國ニ對シ昭和十三年四月十三日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十二年十一月九日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十四年五月一日
外務省告示第十六號）

「リスアニア」國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和十四年二月二十七日瑞西聯邦政府ニ通告セリ右條約ハ「リスアニア」國ニ對シ昭和十四年八月二十七日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十四年四月五日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十四年八月九日
外務省告示第四十六號）

「タイ」國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十四年六月三日瑞西聯邦政府ニ寄託セリ右條約ハ「タイ」國ニ對シ昭和十四年十二月三日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十四年六月二十八日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十四年十一月十八日
外務省告示第八十一號）

「スロヴァキア」國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和十四年九月十五日瑞西聯邦政府ニ通告セリ

尙「スロヴァキア」國政府ハ同條約第三十七條ニ基キ「スロヴァキア」國ガ戰爭ヲ開始シタル場合ニ於テハ右開始ノ時ヨリ同條約ノ加盟國ト爲ルベキ旨聲明セリ（昭和十四年十一月七日附本邦駐劄瑞西國臨時代理公使通牒）

（昭和十七年七月二十九日
外務省告示第十八號）

「サルヴァドル」共和國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和十七年三月十二日附ヲ以テ通告シ「スイス」國政府ハ昭和十七年四月二十二日右通告ヲ受領セリ

尙「サルヴァドル」國政府ハ同國ガ現在「ドイツ」國、「イタリア」國及日本國ト交戰狀態ナルヲ以テ前記條約第三十七條ニ基キ直ニ右條約ニ依リ拘束セラルル旨特ニ聲明セリ（昭和十七年七月十八日附本邦駐劄「スイス」國公使館通牒）

第三章　海戰

●商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約

（明治四十五年一月十三日條約第七號）

樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グヮテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞典聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ戰時ニ於テ商船ヲ戰鬪艦隊ニ編入スル爲之ヲ行ヒ得ヘキ條件ヲ定ムルノ希望スヘキコトヲ考慮シ締約國ハ商船ヲ軍艦ニ變更スルコトハ之ヲ公海ニ於テ行ヒ得ルヤ否ノ問題ニ關シ一致スルコト能ハサリシニ因リ變更ノ場所ハ問題外ト爲シ左記ノ規則中ニ包含セラレサルモノナルコトヲ考慮シ之カ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、「コンセイエー」、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーグ

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及敎務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及敎務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー」、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カボスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒユーベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞學士院會員、男爵ギーヨーム

「ボリヴイア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウザオ、ヒニラ

英國駐劄特命全權公使フエルナンドエ、グヮチヤラ

伯剌西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴイナコフ

大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスド、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

〔外刊版〕

サンチアゴ、ペレス、トリアナ
佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス
玖馬共和國臨時總督
「ハヴアナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、
ブスタマンテ
米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ
前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングイリー
下抹國皇帝陛下
侍從、米國駐劄特命全權公使 コンスタンチン、ブロン
海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル
侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル
「エクアドル」共和國大統領
佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア
西班牙國皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使ドプルヴエ、エル、
デ、ヴイーリヤウルーチヤ
和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ
下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
佛蘭西共和國大統領
特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁
判官レオン、ブールジョア
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツール

ネル、ド、コンスタン
巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士
院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ
大不列顚愛蘭聯合王國大不列顚海外領土皇帝印度皇帝陛下
樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、
フライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、
サトウ
樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツ
ケー、レー
和蘭國劄駐特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツオ、ランガベ
雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジョールジユ、ストレ
イト
「グワテマラ」共和國大統領
和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブ
レ、マチヤド
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使ジヤ、ジョセフ、ダルベマル
米國駐劄特命全權公使ジー、エヌ、レジエー

前國際公法教授、「ポルトープランス」、組合辯護士ピエール、ユヂ
クール
伊太利國皇帝陛下
上院議員、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委
員長、伯爵ジョセソ、トルニエリ、プルサチ、ヂ、ヴエルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
參事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フ
ツナト
日本國皇帝陛下
特命全權大使都筑馨六
和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿
盧森堡國大公「ナツソー」公殿下
國務大臣、內閣議長アイシエン
獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー
墨西哥合衆國大統領
伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴア
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、
ラ、バラ
「モンテネグロ」國公殿下
「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル、アクチユエル」、佛國駐
劄露國特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル」、露國外務省常任顧問官

ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチユエル」、和蘭國駐劄
露國特命全權公使チヤリコフ
諾威國皇帝陛下
前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、
常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーグルプ
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ボラス
「パラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使 エウセビオ、マチヤイン
比律悉駐在領事、伯爵ジエー、ヂユ、モンソー、ド、ベルジヤンダ
ル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴエ、アツシユド、ポーフオール
國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、
アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨンクヘール」ジー、セ
ー、セー、デン、ベール、ポールチユーゲル
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨンクヘール」、ジー、
アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロ

ス、ジエー、カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾスサルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使ミルヴア、アーメツド、カン、サヂグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

參事院議官、「ベール、ヂユ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴエラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴエイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルヂマン

和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、プリヴエ」「アクチユエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アクチユエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チヤリコフ

「サルヴアドル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイツチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴイツチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム

公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビユヴアナルト、ナリユーバル

瑞典國、「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン

陸軍參謀大佐、「ジエネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル

「チユーリヒ」大學法學教授マツクス、ソーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカノ」チユルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー

海軍中將メヘメツド、パシヤ

「ヴエネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 軍艦ニ變更セラレタル商船ハ其ノ揭クル國旗ノ所屬國ノ直接ノ管轄直接ノ監督及責任ノ下ニ置カルルニ非サレハ軍艦ニ屬スル權利及義務ヲ有スルコトヲ得ス

第二條 軍艦ニ變更セラレタル商船ニハ其ノ國ノ軍艦ノ外部ノ特殊徽章ヲ附スルコトヲ要ス

第三條 指揮官ハ國家ノ勤務ニ服シ且當該官憲ニ依テ正式ニ任命セラレ其ノ氏名ハ艦隊ノ將校名簿中ニ記載セラルヘキモノトス

第四條 乘員ハ軍紀ニ服スヘキモノトス

第五條 軍艦ニ變更セラレタル一切ノ商船ハ其ノ行動ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スヘキモノトス

第六條 交戰者ニシテ商船ヲ軍艦ニ變更シタルモノハ成ルヘク速ニ右變更ヲ其ノ軍艦表中ニ記入スルコトヲ要ス

第七條 本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第八條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第九條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通知シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十一條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十二條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第八條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第九條第二項）又ハ廢棄（第十一條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

〔外初版〕

第一類　一般共通條約　第三編　戰時ニ關スル條約

公締約國ハ右帳簿ナ閲覧シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシヤル　クリーゲ

第二　亞米利加合衆國

第三　亞爾然丁國　ロケ、サエンツ、ベニヤ　セー、ロドリゲス、ラレタ

第四　墺地利洪牙利國　メレー　男爵マツキオ

第五　白耳義國　ア、ベルナール　ウアン、デン、ヒユーベル　ギーヨーム

第六「ポリヴイア」國　クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾國　ルイ、バルボサ　エー、リスポア

第八　勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ　イヴアン、カランジユーロフ

第九　智利國　ドミンゴ、ガナ　アウグスト、マツテ　カルロス、コンチヤ

第十　清國

第十一　格倫比亞國　ホルヘ、ホルグイン　エス、ベレス、トリアナ　エム、ヴアルガス

第十二　玖馬共和國　アントニオ、エス、デ、プスタマンテ　ゴンザロ、デ、クエサダ　マヌエル、サングイリー

第十三　丁抹國　セー、ブロン

第十四「ドミニカ」共和國

第十五「エクアドル」共和國　ヴイクトル、エム、レンドン　エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六　西班牙國　ドブルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤウルーチヤ　ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ　ガブリエル、マウラ

第十七　佛蘭西國　レオン、ブールジヨア　デスツールネル、ド、コンスタン　エル、ルノー　マルスラン、ベレ

第十八　大不列顛國　エドワード、フライ　アーネスト、サトウ

第十九　希臘國　レー　ヘンリー、ハワード　クレオン、リツオ、ランガベ　ジヨールジユ、ストレイト

第二十「グワテマラ」國　ホセ、チブレ、マチヤド

第二十一「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ　ジー、エヌ、レジエー　ビエール、ユヂクール

第二十二　伊太利國　ポンピリ　ジエー、フジナト

第二十三　日本國　佐藤愛麿

第二十四　盧森堡國　アイシエン　伯爵ド、ヴイレー

第二十五　墨西哥國　ジエー、ア、エステヴア　エス、ベー、ド、ミエー　エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六「モンテネグロ」國　ネリドフ　マルテンス　エヌ、チヤリコフ

第二十七「ニカラグワ」國

第二十八　諾威國　エフ、ハーゲルプ

第二十九　巴奈馬國　ベー、ボラス

第三十「パラグエー」國　ジエー、ヂユ、モンソー

第三十一　和蘭國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ポーフオール　テー、エム、セー、アツセル　デン、ベール、ポールチユゲール　ジー、アー、ローエル　ジー、アー、ロエフ

第三十二　祕露國　セー、ジエー、カンダモ

第三十三　波斯國　モムタゾスサルタネー、エム、サマド、カン　サヂダ、ウル、ムルク、エム、アーメツド、カン

第三十四　葡萄牙國　侯爵デ、ソヴエラル　伯爵デ、セリール　アルベルト、ドリヴエイラ

第三十五　羅馬尼亞國　エドガール、マヴロコルダト

第三十六　露西亞國　ネリドフ　マルテンス　エヌ、チヤリコフ

第三十七「サルヴアドル」國　ベー、ジー、マテウ　エス、ベレス、トリアナ

第三十八　塞爾比亞國　エス、グルーイツチ　エム、ジエー、ミロヴアノヴイチ

エム、ジエー、ミリチエヴイツチ
第三十九　墨　羅　國　モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ピユヴアナルト、ナリ
ユーバル
第四十　瑞　典　國　カー、アツシユ、エル、ハムマル
スキヨルド
ヨハンネス、ヘルネル
第四十一　瑞　西　國　カルラン
第四十二　土　耳　其　國　チユルカン　八千九百七年十月九日ノ第八回總會議ニ於テ爲シタル宣言ヲ留保ス
第四十三　「ウルグエー」國
第四十四　「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約ヲ閲覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵　内田康哉

●自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約（明治四十五年一月十三日條約第八號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、自耳義國皇帝陛下、「ボリヴイヤ」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國ハ不列顛海外領土皇帝卽廣皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ各國民ニ對シテ開放セラレタル海路ノ自由ノ原則ニ鑑ミ現時ノ狀態ニ於テハ自動觸發海底水雷ノ使用ヲ禁止スルコト能ハストスルモ戰爭ノ禍害ヲ輕減シ且戰爭ノ存在ニ拘ラス爲シ得ル限平和的航海ニ對シテ其ノ當然主張シ得ヘキ安全ヲ付與セムカ爲之カ使用ヲ制限シ且之ニ付規定ヲ設クルノ必要ナルコトヲ考慮シ本件ハ之ニ關スル利害關係ニ對シ一切ノ望マシキ保障ヲ與フル樣規定スルコトハ之ヲ後日ニ期待シ之カ爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下
國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン
本會議特派委員「「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーグ
亞米利加合衆國大統領
特命大使ジヨセフ、エツチ、チヨート
特命大使ホレエス、ポーター
特命大使ユリアー、エム、ローズ
和蘭國駐劄特命全權公使デヴイツド、ジエーン、ヒル
海軍少將、全權公使チヤールス、エス、スペリー
陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジヨージ、ビー、デーヴイス
全權公使ウイリアム、アイ、ブカナン
亞爾然丁共和國大統領
前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ
墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下
「コンセイエー、アンチーム」、「特命全權大使」ゲータン、メレー、ド、カボスメレー
希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マルキオ
白耳義國皇帝陛下
國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール
國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒユーベル
和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギーヨーム
「ボリヴイア」共和國大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ
英國駐劄特命全權公使フエルナンド、エ、グツチヤラ
伯剌西爾合衆國大統領
特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
和蘭國駐劄特命全權公使、エヴアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア
勃爾牙利國公殿下
陸軍參謀少將、待從將官ヴルバン、ヴイナロフ

〔外務版〕

大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ
智利共和國大統領
英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ
獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ
前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ
格倫比亞共和國大統領
陸軍將官ホルヘ、ホルグイン
サンタアゴ、ベレス、トリアナ
佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス
玖馬共和國臨時總督
「ハヴアナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンテエス、デ、プスタマンテ
米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ
前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マメエル、サンケイリー
丁抹國皇帝陛下
侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン
海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル
侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル
「ドミニカ」共和國大統領
前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴアハル
共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テハラ
「エクアドル」共和國大統領
佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權　使　イクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア
佛蘭西共和國大統領
特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジヨア
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン
巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下
樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワードフライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツケー、レー
和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツオ、ランガベ
雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジヨールジユ、ストレイト

「グワテマラ」共和國大統領
和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チプレ、マチヤド
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジヨセフ、ダルベマル
米國駐劄特命全權公使ジー、エス、レツエー
前國際公法教授「ポルトープランス」紐合辯護士ピエール、ユヂクール
伊太利國皇帝陛下
上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂヴエルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
參事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト
日本國皇帝陛下
特命全權大使都筑馨六
和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿
盧森堡國大公「ナツソー」公殿下
國務大臣、內閣議長アイシエン
獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー
墨西哥合衆國大統領
伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴア
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、パラ
諾威國皇帝陛下
前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン
比律悉駐在領事、伯爵ジエー、ヂユ、モンソー、ド、ベルツヤンダル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
屬務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨンクヘール」ジー、セー、セー、デン、ベール、ポールチユゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員、ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロ

〔外初版〕

ス、ジエー、カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムメゾスサルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使ミルヅア、アーメツド、カン、サヂグ、ウル、ムルク

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ゼル、ヂマン

和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト

「サルヴアドル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイツチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリヂエヴイツチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チヤヤデー、ウドム

公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ピユヴアナルト、ナリユーバル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン

陸軍參謀大佐「ジエネヴア」大學教授ユーツエーン、ボレル

「ヂユーリヒ」大學法學教授マツタス、フーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」ヂユルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー

海軍中將メヘメツド、パシヤ

烏「ウルグエー」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、パトレ、イ、オルドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ

「ヴエネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　左ノ事項ハ之ヲ禁止ス

一　敷設者ノ監理ヲ離レテヨリ長クトモ一時間以內ニ無害ト爲ルノ構造ヲ有スルモノヲ除クノ外無繫維自動觸發水雷ヲ敷設スルコト

二　繫維ヲ離レタル後直ニ無害ト爲ラサル繫維自動觸發水雷ヲ敷設スルコト

三　命中セサル場合ニ無害ト爲ラサル魚形水雷ヲ使用スルコト

第二條　單ニ商業上航海ヲ遮斷スルノ目的ヲ以テ敵ノ沿岸及港ノ前面ニ自動觸發水雷ヲ敷設スルコトヲ禁ス

第三條　繫維自動觸發水雷ヲ使用スルトキハ平和的航海ヲ安全ナラシムル爲一切ノ爲シ得ヘキ豫防手段ヲ執ルヘシ

交戰者ハ爲シ得ル限右水雷ヲシテ一定ノ期間經過後ハ無害ダラシムルノ裝置ヲ施スヘキコト及右水雷ニシテ監視セラレサルニ至リタルトキハ軍事ノ必要下差支ナキ限速ニ航海者ニ對スル告示ヲ以テ其ノ危險區域ヲ指示スヘキコトヲ約定ス右告示ハ外交上ノ手續ニ依リ之ヲ各國政府ニ通告スヘキモノトス

第四條　中立國ニシテ其ノ沿岸ノ前面ニ自動觸發水雷ヲ敷設スルモノハ交戰者ト同一ノ規定ニ遵據シ且同一ノ豫防手段ヲ執ルコトヲ要ス

中立國ハ豫メ告示ヲ以テ自動觸發水雷ヲ敷設セムトスル區域ヲ航海者ニ知ラシムルコトヲ要ス右告示ハ外交上ノ手續ニ依リ至急之ヲ各國政府ニ通知スヘキモノトス

第五條　締約國ハ戰爭終了シタルトキハ各自其ノ敷設シタル水雷ヲ引上クル爲施シ得ヘキ總テノ手段ヲ盡スヘキコトヲ約定ス

交戰國ノ一方ヲ他ノ交戰國ノ沿岸ニ敷設シタル繫維自動觸發水雷ニ關シテハ之ヲ敷設シタル國ハ其ノ敷設面ヲ他ノ國ニ通告シ各國ハ最短期限內ニ自國ノ水域中ニ在ル敷設水雷ヲ引上クルノ手段ヲ執ルヘシ

第六條　締約國ニシテ未タ本條約ニ規定スルカ如キ完全ナル敷設水雷ヲ有セス從テ現ニ第一條及第三條ニ定メタル規則ニ準據スルコト能ハサルモノハ前記規定ニ遵應セシムル爲其ノ水雷材料ヲ速ニ改良スヘキコトヲ約定ス

第七條　本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第八條　本條約ハ成ヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一同ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二同平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通告スルモノトス

第九條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムトスル國ハ書面ヲ以テ其意ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ前ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スヘキモノトス

第十一條　本條約ハ第一回批准書寄託ノ日以後第六十日ヨリ七年間有效ナルモノトス

本條約ハ廢棄アルニ非サレハ右期間滿了後引續キ效力ヲ有ス

廢棄ハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ

「外初版」

シ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ六月ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第十二條　締約國ハ自動觸發水雷使用ノ問題カ前條第一項ノ期間滿了ヨリ六月前ニ於テ第三回平和會議ニ由リテ審議決定セラレサリシ場合ニハ右六月前ニ於テ該問題ヲ審議セムコトヲ約定ス

締約國ニ於テ敷設水雷使用ニ關スル新條約ヲ締結スルトキハ本條約ハ其ノ實施ノ時ヨリ之ヲ適用セス

第十三條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第八條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日並加盟（第九條第二項）又ハ廢棄（第十一條第三項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閲覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシヤル／クリーゲ　｝第二條ヲ留保ス

第二　亞米利加合衆國　ジヨセフ、エッチ、チヨート／ホレエス、ポーター／ユー、エム、ローズ／デヴイツド、ジエーン、ヒル／シー、エス、スペリー／ウイリアム、アイ、ブカナン

第三　亞爾然丁國　ロケ、サエンツ、ペニヤ／ルイス、エム、ドラゴ／セー、ロドリゲス、ラレタ

第四　墺地利洪牙利國　メレー／里爵マツキオ

第五　白耳義國　ア、ベルナール／ウアン、デン、ヒユーベル／ギーヨーム

第六　「ボリヴィア」國　クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾國　ルイ、バルボサ／エー、リスボア

第八　勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ／イヴアン、カランジユーロツ

第九　智利國　ドミンゴ、ガナ／アウグスト、マツテ／カルロス、コンチヤ

第十　清國

第十一　格倫比亞國　ホルヘ、ホルグイン／エス、ペレス、トリアナ／エム、ヴアルガス

第十二　玖馬共和國　アントニオ、エス、デ、ブスタマ

ンテ／ゴンザロ、デ、クエサダ／マヌエル、サングイリー

第十三　丁抹國　ア、ヴエデル

第十四　「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴアハル

第十五　「エクアドル」共和國　アポリナル、テヘラ／ヴイクトル、エム、レンドン　｝第一條第一號ヲ留保ス

第十六　西班牙國　エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十七　佛蘭西國　マルスラン、ペレ　｝第二條ヲ留保ス

第十八　大不列顛國　エドワード、フライ／アーネスト、サトウ／レー／ヘンリー、ハワード　｝左ノ宣言ヲ留保ス

英國全權委員ハ本條約ニ署名スルニ當リ本條約カ或行爲又ハ方法ヲ禁止セサルノ單純ナル事實ハ英國皇帝陛下ノ政府ヨリ前記ノ行爲又ハ方法ノ當否ヲ争フノ權利ヲ奪フモノニ非サルコトヲ宣言ス

第十九　希臘國　クルオン、リツオ、ランガベ／ジヨールジユ、ストレイト

第二十　「グワテマラ」國　ホセ、チブレ、マチヤド

第二十一　「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ／ジー、エヌ、レジエー／ピエール、ユヂクール

第二十二　伊太利國　ポンピリ／ジエー、フジナト

第二十三　日本國　佐藤愛麿

第二十四　盧森堡國　アイシエル／伯爵ド、ヴイレー

第二十五　墨西哥國　ジエー、ア、エヌテヴア／エス、ベー、ド、ミエー／エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六　「モンテネグロ」國

第二十七　「ニカラグワ」國

第二十八　諾威國　エフ、ハーゲルプ

第二十九　巴奈馬國　ベー、ポラス

第三十　「パラグエー」國　ジエー、ヂユ、モンソー

第三十一　和蘭國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール／テー、エム、セー、アツセル／デン、ベール、ボールチユゲール

〔外初版〕

ツー、アー、ローエル
ジー、アー、ロエフ

第三十二　祿露國　セー、ジエー、カンダモ
第三十三　波斯國　モムタゾスサルタネー、エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルク、エム、アーメッド、カン

第三十四　葡萄牙國
第三十五　羅馬尼亞國　エドガール、マヴロコルダト
第三十六　露西亞國
第三十七　「サルヴアドル」國　ベー、ジー、マテウエス、ベレス、トリアナ
第三十八　塞爾比亞國　エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ
チエムツ、ジエー、ミリチエヴイ
第三十九　暹羅國　モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアンゲ、ピユヴアナット、
ナリユーバル
（第一條第一號ニ留保ス）
第四十　瑞典國
第四十一　瑞西國　カルラン

六百七十

（千九百七年十月九日ノ第八回總會議ノ議事錄ニ記入セラレタル宣言ヲ留保ス）

第四十三「ウルゲエー」國　ホセ、パトレ、イ、オルドニエス
第四十四「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル
天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵　內田康哉

戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約

（明治四十五年一月十三日條約第九號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第一條第二項ヲ留保シテ署名シタル戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、哥倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總裁、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グアテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「サルゲエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ防守セラレサル港、都市及村落ヲ海軍力ヲ以テ砲撃スルコトニ關シ第一回平和會議ノ表明シタル希望ヲ實行セムト欲シ爲シ得ル限陸戰ノ法規慣例ニ關スル千八百九十九年ノ規則ノ主義ヲ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ及ホシ以テ住民ノ權利ヲ保障シ且重要ナル建物ノ保存ヲ確實ニスヘキ一般規定ヲ右砲撃ニ適用スルノ必要ヲ考慮シ之ニ依リテ人類ノ利益ニ貢獻シ戰爭ノ慘害ヲ輕減セムトノ希望ヲ體シ之カ爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下
國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビー

ベルスタイン
本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領
特命大使ジヨセフ、エツチ、チヨート

特命大使ホレエス、ポーター

特命大使エリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴイツド、ジエーン、ヒル

海軍少將、全權公使チヤールス、エス、スペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジヤージ、ビー、デーヴイス

全權公使ウイリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領
前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロルン、サエンツ、ペニヤ

前外務及敎務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及敎務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下
「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カボスメレー

〔外初版〕

各國國駐剳特命全權公使、男爵ウイルヘルム、ボイスケ
日耳義帝國皇帝陛下
國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官
ルツトル
國務大臣、前司法大臣ジー、ヴアン、デン、ヒエーベル
和蘭國駐剳特命全權公使コンスタンチン、ルムボルト
「ポツダム」宮中晩餐會
米國駐剳特命全權公使コツクロ、ウ、ヒヤザード、イ、アロスデイ
前」ンヴアナ上中將海軍大臣
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ラフタキ、ヒニウ
英國駐剳特命全權公使フエルナンド、フレンチ
特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ズルホヤ
「アミニオ」共和國大統領
前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ラスロバ
和蘭國駐剳全權公使ヨンキエル、エフ、ドスタ、サンフオルト
大審院檢事總長イグナシオ、カランゾエロフ
陸軍參謀少將、侍從將官ルベン、グイナロフ
「エクアドル」共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テンテス
佛國駐剳特命全權公使ラフオン、ド、ラレスア
代理公使ヨハンナ、デ、アルスア
特命大使、上院議員、前內閣總長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ヴールジョア
佛蘭西共和國大統領
英國駐剳特命全權公使ヂミスエ、カナ
獨逸國駐剳特命全權公使アグスチ、ヌ、ラルソア
前陸軍大臣、前代議院議長、前巡廻評定官駐剳特命全權公使カルロス、コンチキ
格倫比亞共和國大統領

伊太利國皇帝陛下
上院議員、佛國駐剳特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ツロヤ
千院議長、外務次官、「コンマンドール」キヤピ、ヴアサヤ、ヴヨルツ
參事院議員、特命全權公使ヘルラン、ペレ
大不列顛帝國聯合王國大不列顛領海外領土皇帝印度皇帝陛下
羅典國駐剳特命全權公使「サー」アーネスト、メーソン、ペ
ブラ
和蘭駐剳特命全權公使「ヘー」ンスリー、スヴート
日本國皇帝陛下
特命全權大使部渕勝次
和蘭國駐剳特命全權公使佐藤榮藏
盧森堡國大公「チヤン一」公殿下
國務大臣、內閣議長アイシヨー
獨逸國駐剳代理公使ヒンケル、ヴイー
布魯國皇帝陛下
獨逸國駐剳特命全權公使ヴレンナ、ヴルチ
墨西哥合衆國大統領
佛國駐剳特命全權公使ゼルベス、ヂ、ヒスケケア
白耳義國駐剳特命全權公使ヴアンデルベルデ、ミヨー
佛國駐剳特命全權公使ヴアンデルベルデ、ミヨー
「ポツダム」宮中晩餐會
獨逸國駐剳代理公使ヒンケル、ヴイー
和蘭國駐剳特命全權公使ヨンキエル、エフ、ドスタ
「ペキン」共和國大統領
「コンセイル」プヂヨ、ブランヂル、プヂヨヒヨ、佛國駐剳特命全權公使ヂミスエ、ブランヂル
前露西特命全權大使イズボルスキー
「コンセイル」プヂヨ、ブランヂル、露國外務省代理閣下、
4 ページ

前國際公法教授、「ホルトフツク」紐倉辯護士ヒヨール、ユヤク

「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチユエル」、和蘭國駐劄露國特命全權公使チヤリコフ
諾威國皇帝陛下
前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、バーゲルプ
巴奈馬共和國大統領
ペリサリカ、ポラス
「パラゲエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン
比律濱駐在領事、伯爵ツエー、チユ、モンメー、ド、ベルジヤンダル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員、ドブルヴエ、アツシユ、ド、ポーフオール
國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨングヘール」ジー、セー、セー、デン、ベール、ボールチユゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨングヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ツエー、カンダモ
波斯國皇帝陛下
佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルツア、アーメツド、カン、サヴゲ、ウル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下
參事院議官、「ベール、ヂユ、ロツイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール
瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴエイラ
羅馬尼亞國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亞國皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴエ、アクチユエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ
「コンセイエープリヴエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチユエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チヤリコフ
「サルヴアドル」共和國大統領
佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下
陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイツチ
伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴイツチ
暹羅國皇帝陛下
陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアンゲ、ピユヴアナルト、ナリユーバル
瑞典國「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官グヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド
前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ジエネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル
「チユーリヒ」大學法學教授マツクス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカン、パシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
東「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、パトレ、イ、オルドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ブアン、ペー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトゥル
因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　防守セラレサル港、都市、村落、住宅又ハ建物ノ砲撃

第一條　防守セラレサル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ禁ス
執レノ地域ト雖其ノ港前ニ自働觸發海底水雷ヲ敷設シタル事實ノミヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ得サルモノトス
第二條　右禁止中ニハ軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ貯藏所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラルヘキ工場及設備竝港內ニ在ル軍艦ヲ包含セサルモノトス海軍指揮官ハ相當ノ期間ヲ以テ警告ヲ與ヘタル後地方官憲ニ於テ右期間內ニ之ヲ破壞スルノ措置ヲ執ラサリシ場合ニ於テ全ク他ニ手段ナキトキハ砲撃ニ依リ之ヲ破壞スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テ右指揮官ハ砲撃ノ爲ニ生スルコトアルヘキ故意ニ出テサル損害ニ付何等責任ヲ負フコトナシ
軍事ノ必要上卽時ノ行動ヲ要スル爲期間ヲ與フルコトヲ得サル場合ト雖防守セラレサル都市ノ砲撃ニ關スル禁止ニ付テハ第一項ノ場合ト同一ナルヘク且指揮官ハ砲撃ノ爲右都市ニ來スヘキ不便ヲ成ルヘク少ナカラシムル爲一切ノ相當手段ヲ執ルヘシ

第三條　防守セラレサル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ地方官憲カ其ノ附近ニ在ル海軍ノ目前ノ需要ヲ充ス爲必要ナル糧食又ハ軍需品ノ徴發ヲ正式ノ催告ニ依リ命セラレタルニ拘ラス之ニ應スルコトヲ拒ミタルトキハ明示ノ通告ヲ爲シタル後之ヲ砲撃スルコトヲ得

右徴發ハ地方ノ資力ニ相應スルモノタルヘシ徴發ハ必ス該海軍指揮官ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スヘク且之レニ對シテハ成ルヘク即金ニテ支拂ヒ然ラサレハ領收證ヲ以テ之ヲ證明スヘシ

第四條　防守セラレサル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ取立金ヲ支拂ハサルヲ理由トシテ之ヲ砲撃スルコトヲ得ス

第二章　一般ノ規定

第五條　海軍力ヲ以テ砲撃ヲ爲スニ當リテハ指揮官ハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歷史上ノ紀念建造物、病院竝病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス

住民ハ看易キ徽章ヲ以テ右ノ建物、紀念建造物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ堅固ナル方形ノ大板ニシテ對角線ノ一ヲ以テ上部ハ黑色下部ハ白色ノ兩三角形ニ區劃シタルモノナルヘシ

第六條　軍事ノ必要上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外攻撃海軍指揮官ハ砲撃ヲ始ムル前其ノ旨官憲ニ通告スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘキモノトス

第七條　都市其ノ他ノ地域ハ突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス

第三章　附則

第八條　本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第九條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第十條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十一條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十二條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十三條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第九條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第十條第二項）又ハ廢棄（第十二條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國（マルシャル、グリーゲス）（第一條第二項ヲ留保）

第二亞米利加合衆國（ジョセフ、エツチ、チョート、ホレエス、ボーター、エー、エム、ローズ、デヴイツド、ジエーン、ヒルシー、エス、スペリー）

第三亞爾然丁國（ウイリアム、アイ、ブカナン、ロケ、サエンツ、ペニヤ、マヌエル、ザングイリー、ルイス、エム、ドラゴ、セー、ロドリゲス、ラレタ、セー、ブロン）

第四墺地利洪牙利國（メレー男爵マツキオ、ア、ベルナール、ジー、ウアン、デン、ヒユーベル、ギーヨーム）

第五白耳義國（クラウヂオ、ピニラ、ルイ、バルボサ、エー、リスボア）

第六「ボリヴイア」國（陸軍少將ヴイナロフ、イヴアン、カランジユーロフ）

第七伯剌西爾國（ドミンゴ、ガナ、アウグスト、マツテ）（八月十七日ノ第四回總會議ニ於テ爲シタル第三條ニ關スル留保ヲ爲ス）

第八勃爾牙利國（ジヨセフ、チヨート、カルロス、コンチヤ）

第九智利國（マヌエル、サングイリー）

第十清國

第十一格倫比亞國（ホルヘ、ホルグイン、エス、ベレス、トリアナ）

第十二玖馬共和國（アシトニオ、エス、デ、プスタマンテ、ゴンザロ、デ、クエサダ）

第十三丁抹國（セー、ロドリゲス、ラレタ、セー、ブロン）

第十四「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル
アポリナル、テヘラ

第十五「エクアドル」共和國　ヴイクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六西班牙國　マルスラン、ペレ〔第一條第二項ヲ留保ス〕

第十七佛蘭西國　エドワード、フライアーネスト、サトウ〔第一條第二項ヲ留保ス〕

第十八大不列顛國　レー
ヘンリー、ハワード
クレオン、リツガ、ランガベ

第十九希臘國　ジヨールジユ、ストレイト

第二十「グワテマラ」國　ホセ、チプレ、マチヤド

第二十一「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ

第二十二伊太利國　ジー、エヌ、レジエー
ビエール、ユダクール
ポンピリ

第二十三日本國　ジエー、フジナト
佐藤愛麿〔第一條第二項ヲ留保ス〕

第二十四盧森堡國　アイシエン

第二十五墨西哥國　伯爵ド、ヴイレー

第二十六「モンテネグロ」國　エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、パラ
ネリドフ

第二十七「ニカラグワ」國　マルテンス
エヌ、チヤリコフ

第二十八諾威國　エフ、ハーゲルプ

第二十九巴奈馬國　ベー、ポラス

第三十「パラグエー」國　ジエー、ザユ、モンソー

第三十一和蘭國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
テー、エム、セー、アツセルデン、ベール、ポールチユゲール
ジー、アー、ロ・エル
ジー、アー、ロエフ

第三十二祕露國　セー、ジエー、カンダモ

第三十三波斯國　モムタズサルタネー、エム、サマド、カン
サヴグ、ウル、ムルク、エム、アーメツド、カン

第三十四葡萄牙國　アルベルト、ドリヴエイラ

第三十五羅馬尼亞國　エドガール、マヴロコルダト

第三十六露西亞國　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ

第三十七「サルヴアドル」國　ペー、ジー、マテウ
エス、ベレス、トリアナ

第三十八塞爾比亞國　エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ

第三十九暹羅國　エム、ジエー、ミリチエヴイツチ
モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヴオニ、ドレリ
リアング、ビユヴアナルト、ナリユーバル

第四十瑞典國　カー、アツシユ、エル、ハムマルスキヨルド
ヨハンネス、ヘルネル

第四十一瑞西國　カルラン

第四十二土耳其國　チユルカン

第四十三「ウルグエー」國　ホセ、パトレ、イ、ガルドニエス

第四十四「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第一條第二項ヲ留保シテ署名シタル戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約ヲ閲覽點檢シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵　內田康哉

「ジエネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約

（明治四十五年一月十三日條約第十號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル「ジエネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

「ジエネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、清國皇帝陛下、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日

〔外初版〕

本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグェー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグェー」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ互ニ其ノ力ノ及フ限戰爭ニ避クヘカラサル禍害ヲ輕減セムコトヲ希望シ此ノ目的ヲ以テ千九百六年七月六日ノ「ジェネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用セムト欲シ之ニ關スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ヲ改正スル爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレエス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少將、全權公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジョージ、ビー、デーヴィス

全權公使ウイリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニャ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シャール、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒューベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギーヨーム

「ボリヴィア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フェルナルド、エ、グァチヤラ

伯剌西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エッアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ

清國皇帝陛下

特命大使陸徵祥

和蘭國駐劄特命全權公使錢恂

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハヴアナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ

前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴアハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使ドブルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤウルーチヤ

和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士

（外務版）

院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下
樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官「サー」エドワード、フライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ
樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツケー、レー
和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツオ、ランガベ
雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジヨールジユ、ストレイト
「グワテマラ」共和國大統領
和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、ヤチヤド
「ハイチ」共和國大統領
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジヨセフ、ダルベマル
米國駐劄特命全權公使ジー、エヌ、レジエー
前國際公法教授、「ポルトープランス」組合辯護士ピエール、ユヂクール

伊太利國皇帝陛下
上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴエルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フツナト
日本國皇帝陛下
特命全權大使都筑馨六
和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿
盧森堡國大公「ナツソー」公殿下
國務大臣、内閣議長アイシエン
獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー
墨西哥合衆國大統領
伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴア
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
「モンテネグロ」國公殿下
「コンセイエー、プリヴエ、アンペリアル、アクチユエル」、佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ、アンパリアル」、露國外務省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチユエル」、和蘭國駐劄

露國特命全權公使チヤリコフ
諾威國皇帝陛下
前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン
比律悉駐在領事、伯爵ジエー、ヂユ、モンソー、ド、ベルジヤンダル
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボーフオール
國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨンクヘール」ジー、セー、セー、デン、ベール、ポールチユゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨンクヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエー、カンダモ
波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルザ、アーメツド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下
參事院議官、「ベール、ヂユ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール
瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ド リヴエイラ
羅馬尼亞國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト
全露西亞國皇帝陛下
「コンセイエー、プリヴエ、アクチユエル」、佛國駐劄特命全權大使ネリドフ
「コンセイエー、プリヴエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アクチユエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使チヤリコフ
「サルヴアドル」共和國大統領
佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下

〔外初版〕

陸軍將官、參事院議長サヴア、ヴルーイツチ
伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ
英國駐劄衆和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴイツチ
遙羅國皇帝陛下
陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアンゲ、ピユヴアナルト、ナリユーベル
瑞典國、「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド
前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄衆和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ツエネヴア」大學教授エージエーン、ポレル
「チユーリヒ」大學法學教授マツクス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカン、パシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
東「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、パトレ、イ、オルドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フアシ、ベー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
遙國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　軍用病院船即チ傷者、病者及難船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ國家ニ於テ製造シ又ハ設備スル船舶ニシテ開戰ノ際又ハ戰爭中其ノ使用ニ先チ船名ヲ交戰國ニ通告シタルモノハ戰爭ノ繼續中之ヲ尊重スヘク且捕獲スルコトヲ得サルモノトス
右船舶ハ中立港內ノ滯留ニ關シ亦軍艦ト同一視セラルルコトナシ

第二條　私人又ハ公認セラレタル救恤協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ艤裝シタル病院船ニシテ其ノ所屬交戰國カ之ニ官ノ命令ヲ付シ且開戰ノ際又ハ戰爭中其ノ使用ニ先チ船名ヲ對手國ニ通告シタルモノハ亦均シク尊重セラレ且捕獲ヲ免ルルモノトス
右船舶ハ其ノ艤裝中及最後ノ發航ノ際當該官憲ニ於テ監督シタルコトヲ證明スル同官憲ノ書類ヲ携帶スヘシ

第三條　中立國ノ私人又ハ公認セラレタル協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ艤裝シタル病院船ニシテ豫メ本國政府ノ同意ヲ得且交戰國ノ一方ノ許可ヲ得テ該交戰國ノ指揮ノ下ニ立チ開戰ノ際又ハ戰爭中該交戰國ヨリ其ノ使用ニ先チ船名ヲ對手國ニ通告シタルモノハ尊重セラレ且捕獲ヲ免ルルモノトス

第四條　第一條、第二條及第三條ニ揭ケタル船舶ハ國籍ノ如何ヲ問ハス交戰國ノ傷者、病者及難船者ヲ救護扶助スヘシ
各國政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セサルコトヲ約定ス
右船舶ハ決シテ戰鬪者ノ運動ヲ妨碍スヘカラス
右船舶ハ戰鬪中ト戰鬪後トヲ問ハス自己ノ危險ヲ以テ行動スルモノトス
交戰者ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢捜索ヲ爲スノ權利ヲ有シ其ノ介助ヲ拒絕シ其ノ雖隔ヲ命シ其ノ航行スヘキ方向ヲ指定シ且其ノ船內ニ監督員ヲ乘込マシムルコトヲ得若事情重大ナルカ爲必要ナルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ヘシ
交戰者ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ航海日誌ニ記入スヘシ

第五條　軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ綠色ノ橫筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ
第二條及第三條ニ揭ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗リ幅約一「メートル」半ノ赤色ノ橫筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ
前記ノ諸船舶ニ附屬スル端舟及救護用ニ供セラルヘキ小船ハ前二項ニ準シテ塗色シ以テ之ヲ標識スヘシ
病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニ「ツエネヴア」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ揭ケ又中立國ニ屬スルモノナルトキハ右ノ外指揮ヲ受クル交戰國ノ國旗ヲ大檣ニ揭ケテ之ヲ標識スヘシ

第四條　第一條ノ規定ニ依リ敵ノ爲ニ抑留セラレタル病院船ハ其ノ屬スル交戰國ノ國旗ヲ撤去スヘシ
前記ノ病院船及端舟ニシテ其ノ享有スル尊重ヲ夜間確實ナラシメムト欲スルモノハ其ノ附隨スル交戰者ノ同意ヲ得テ其ノ標識塗色ヲ看易クスル爲必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第六條　第五條ニ定メタル特殊徽章ハ平時ト戰時トヲ問ハス同條ニ揭ケタル船舶ヲ保護シ又ハ標識スル爲ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條　軍艦內ニ於ケル戰鬪ノ場合ニ於テハ病室ハ爲シ得ル限之ヲ尊重庇護スルヘシ
右病室及其ノ所屬材料ニ付テハ戰爭ノ法規ニ從フ但シ傷者及病者ニ必要ナル間ハ其ノ用途ヲ他ニ轉スルコトヲ得ス
病室及其ノ所屬材料ヲ自己ノ權內ニ屬セシメタル指揮官ハ重大ナル軍事上ノ必要アル場合ニ於テハ豫メ病室內ニ在ル傷者及病者ノ安全ヲ確保シタル上之ヲ處分スルコトヲ得

第八條　病院船及艦內病室カ害敵行爲ノ爲ニ使用セラルルトキハ其ノ保護ヲ失フヘシ
病院船及病室ノ人員カ秩序維持及傷者又ハ病者防護ノ爲ニ武裝シタル事實竝船內ニ無線電信ノ設備ヲ有スル事實ハ其ノ保護ヲ喪失スヘキ性質ノモノト認メス

第九條　交戰者ハ中立ノ商船、遊船又ハ端舟ノ船長ニ對シ傷者又ハ病者ヲ船內ニ收容シ且之ヲ看護スルコトニ付其ノ慈惠心ニ訴フルコトヲ得
右ノ依頼ニ應シタル船舶及自ラ進テ傷者、病者又ハ難船者ヲ收容シタル船舶ハ特別ノ保護及一定ノ特典ヲ享有スヘシ該船舶ハ如何ナル場合ニ於テモ右輸送ノ事實アリタルノ故ヲ以テ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ右船舶ニ對スル特別ノ約束アル場合ヲ除クノ外其ノ行ヒタル中立違

反ノ行爲ノ爲之ヲ捕獲スルコトヲ得ルモノトス

第十條　捕獲セラレタル一切ノ艦船内ニ在リテ教法、醫療及看護ニ從事スル人員ハ不可侵ニシテ俘虜ト爲スコトヲ得ス右人員カ艦船ヲ退去スルトキハ其ノ私有ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帶ス

右人員ハ必要アル限ハ引續キ其ノ職務ニ從事スヘク總指揮官ニ於テ差支ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得

交戰者ハ其ノ權内ニ歸シタル右人員ニ對シ自國海軍ノ同一階級ノ人員ニ對スルト同額ノ給養及俸給ヲ支給スルコトヲ要ス

第十一條　艦船内ニ在ル陸海軍人及公務上陸海軍ニ附屬スル其ノ他ノ人員ニシテ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ國籍ノ如何ヲ問ハス捕獲者ニ於テ之ヲ尊重シ且看護スヘシ

第十二條　交戰國ノ軍艦ハ船舶ノ國籍如何ヲ問ハス軍用病院船、救恤協會若ハ私人ニ屬スル病院船、商船、遊船又ハ端舟内ニ在ル傷者、病者又ハ難船者ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第十三條　中立國軍艦ニ於テ傷者、病者又ハ難船者ヲ收容シタルトキハ爲シ得ル限右人員ヲシテ再ヒ作戰動作ニ加ルコトヲ得サラシムヘシ

第十四條　交戰國ノ一方ノ難船者、傷者又ハ病者ニシテ他ノ一方ノ權内ニ歸シタル者ハ俘虜タルヘシ之ヲ俘虜ト爲シタル交戰國ハ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留シ或ハ之ヲ自國港、中立港、又ハ對手國ノ港ニ送致スルコトヲ得此ノ最後ノ場合ニ於テ本國ニ送還セラレタル俘虜ハ戰爭ノ繼續中服役スルコトヲ得ス

第十五條　地方官憲ノ承諾ヲ得テ中立港ニ上陸シタル難船者、傷者又ハ病者ハ中立國ト交戰國トノ間ニ反對ノ協定ナキ限再ヒ作戰動作ニ加ルコトヲ得サラシムル樣中立國ニ於テ之ヲ抑留スヘシ

入院及留置ノ費用ハ難船者、傷者又ハ病者ノ所屬國ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第十六條　各戰鬪ノ後雙方ノ交戰者ハ軍事上差支ナキ限難船者、傷者及病者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ對シ此等ノ者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘシ

右交戰者ハ死者ノ土葬、水葬又ハ火葬カ其ノ死體ヲ綿密ニ檢査シタル上ニテ行ハルル樣監視スヘシ

第十七條　各交戰者ハ死者ニ付發見シタル軍隊ノ認識票又ハ身分ヲ證明スヘキ記號及蒐集シタル傷者又ハ病者ノ人名簿ヲ成ルヘク速ニ其ノ本國官憲又ハ所屬陸海軍官憲ニ送付スヘシ

交戰者ハ互ニ其ノ權内ニ在ル傷者及病者ノ留置、移動、入院及死亡ニ關シ通報ヲ爲スヘク又捕獲シタル艦船内ニ於テ發見シ又ハ病院ニ於テ死亡シタル傷者若ハ病者ノ遺留シタル一切ノ自用品、有價物、信書等ヲ關係者ニ其ノ本國官憲ヲシテ傳送セシムル爲蒐集スヘシ

第十八條　本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第十九條　交戰國艦隊ノ總指揮官ハ其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ綱領ニ準據シテ前諸條ノ執行ニ關スル細目ヲ定メ且規定ナキ場合ニ付處理スヘシ

第二十條　記名國ハ本條約ノ規定ヲ其ノ海軍及特ニ保護セラルル人員ニ敎示シ且之ヲ國民ニ知ラシムル爲必要ナル手段ヲ執ルヘシ

第二十一條　記名國ハ又其ノ刑法不備ナル場合ニ於テハ戰時海軍ノ傷者及病者ニ對スル掠奪及虐待ノ個人的行爲ヲ禁制シ且本條ニ依リ保護セラレサル船舶カ第五條ニ定メタル特殊徽章ヲ濫用スルコトヲ軍事徽章ノ擅用トシテ處罰スルニ必要ナル手段ヲ執リ又ハ其ノ立法府ニ之ヲ提案スヘキコトヲ約定ス

記名國ハ遲クトモ本條約批准後五年内ニ和蘭國政府ヲ經テ右禁制ニ關スル規定ヲ互ニ通告スヘシ

第二十二條　交戰國陸海軍ノ間ニ戰爭アル場合ニハ本條約ノ規定ハ艦船内ニ在ル軍隊ニ限之ヲ適用スルモノトス

第二十三條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第二十四條　記名國ニ非サル諸國ニシテ千九百六年七月六日ノ「ジエネヴア條約ヲ承諾シタルモノハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第二十五條　本條約ニ正式ニ批准セラレタル上締約國間ノ關係ニ於テ「ジエネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル千八百九十九年七月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノトス

千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國間ノ關係ニ於テハ依然效力ヲ有スルモノトス

第二十六條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第二十七條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告書カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第二十八條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第二十三條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第二十四條第二項）又ハ廢棄（第二十七條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閲覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラ

レタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシヤル
クリーグ

第二　亞米利加合衆國　ジヨセフ、エツチ、チヨート
ホレエス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴイツド、ジエーン、ヒル
シー、エス、スペリー
ウイリアム、アイ、ブカナン
ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、トラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ

第三　亞爾然丁國　メレー
男爵マツキオ

第四　墺地利洪牙利國　ア、ベルナール
ジー、ウアン、デン、ヒユーベル
ギーヨーム

第五　白耳義國　クラウヂオ、ピニラ

第六「ボリヴイア」國　ルイ、バルボサ

第七　伯剌西爾國　エー、リスボア

第八　勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ
イヴアン、カランジユーロフ

第九　智利國　ドミンゴ、ガナ
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ

第十　清國　マルシヤル
クリーグ
陸徵祥（第二十一條ヲ留保ス
錢恂）

第十一　格倫比亞國　ジヨセフ、エツチ、チヨート
ホレエス、ポーター
ユー、エム、ローズ
エス、ペレス、トリアナ

第十二　玖馬共和國　デヴイツド、ジエーン、ヒル
シー、エス、スペリー
エム、ヴアルガス
アントニオ、エス、デ、プスタ
ンテ

第十三　丁抹國　ゴンザロ、デ、クエサダ
マヌエル、サンゲイリー
セー、ブロン

第十四「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリケス、イ、カル
ヴアハル
アポリナル、テヘラ

第十五「エクアドル」國　ヴイクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア
ドアルヴエ、エル、デ、ヴイーリ
ヤウルーチヤ

第十六　西班牙國　ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴ
オ
ガブリエル、マウラ

第十七　佛蘭西國　レオン、ブールジヨア

第十八　大不列顛國　エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー
ヘンリー、ハワード

第十九　希臘國　クレオン、リツオ、ランガベ
ジヨールジユ、ストレイト

第二十　「グワテマラ」國　ホセ、チアレ、マチヤド

第二十一　「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ
ジー、エヌ、レジエー
ピエール、ユヂクール

第二十二　伊太利國　ボンピリ

第一類　一般共通條約　第三編　戰時ニ關スル條約

第六條、第十二條及左ノ宣言ヲ留保ス　英國全權委員ハ本條約ニ署名スルニ當リ英國皇帝陛下ノ政府ニ於テハ第十二條ノ適用ハ海戰中又ハ其ノ後ニ於テ敎容セラレタル戰闘員ニシテ該海戰ニ參加シタルモノニ限ルモノト解スルコトヲ宣言ス

外第一四號

第二十三　日本國　ジエー、フジナト
佐藤愛麿

第二十四　盧森堡國　アイシエン
伯爵ド、ヴイレー

第二十五　墨西哥國　ジエー、アー、エステヴア
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六「モンテネグロ」國　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ

第二十七「ニカラグワ」國　エフ、ハーゲルプ

第二十八　諾威國　ベー、ポラス

第二十九　巴奈馬國　ジエー、ヂユ、モンソー

第三十「パラグエー」國　ドブルヴエ、アツシユ、ド、ボー
フオール

第三十一　和蘭國　テー、エム、セー、アツセル
デン、ベール、ポールチユゲール
ジー、アー、ローエル
ジー、アー、ロエフ

第三十二　祕露國　セー、ジエー、カンダモ

第三十三　波斯國　モムタゾスサルタネー、

平和會議ニ於テ承認セラレタル赤十字ノ

エム、サマド、カン
サヂグ、ウル、ムルグ、
エム、アーメッド、カン

代子及赤太陽ノ記章ヲ用井ルノ權利ヲ留保ス

第三十四　葡萄牙國　侯爵デ、ソヴエラル
伯爵デ、セリール

第三十五　羅馬尼亞國　アルベルト、ドリヴエイラ
第三十六　露西亞國　エドガール、マヴロコルダト
ネリドフ
マルテンス

第三十七　「サルヴアドル」國　エヌ、チヤリコフ
ペー、ジー、マテウ

第三十八　塞爾比亞國　エス、ペレス、トリアナ
エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ

第三十九　暹羅國　エム、ジエー、ミリチエヴイツチ
モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ピユヴアナルト、ナリ
ユーバル

第四十　瑞典國　カー、アツシユ、エル、ハムマル
スキヨルド

第四十一　瑞西國　ヨハンネス、ヘルネル
カルラン

第四十二　土耳其國　チユルカン

平和會議ニ於テ承認セラレタル赤新月ヲ用井ルノ權利ヲ留保ス

第四十三　「ウルグエー」國　ホセ、パトレ、イ、オルドニエス
第四十四　「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル「ジエネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准シ神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵　內田康哉

●「ジエネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ニ對スル批准書寄託國名（昭和十二年四月六日外務省告示第三十號）

伊太利國政府ハ明治四十年十月十八日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル「ジエネヴア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十二年二月十五日和蘭國政府ニ寄託セリ右條約ハ伊太利國ニ對シ昭和十二年四月十六日ヨリ效力ヲ發生スベシ（昭和十二年三月二十七日附本邦駐劄和蘭國特命全權公使通牒）

●海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約（明治四十五年一月十三日條約第十一號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ署名シタル海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ノ戰時ニ於テ國際海上關係ニ對スル法ノ衡平ナル適用ヲ過去ニ於ケル

ヨリモ一層確保スルノ必要ヲ認メ右ノ目的ヲ達スルニハ區々ニ出デタル從來ノ或種ノ慣行ヲ共通利益ノ爲ニ拋棄シ又ハ調和シテ平和的商業及無害的作業ニ對シテ與フヘキ保障竝海上ニ於ケル敵對行爲ニ關シテ共通ノ規則ノ制定ヲ企ツルノ適當ナルコト及今日迄論爭ノ爲不定ノ狀態ニ置カレ又ハ諸國政府ノ專斷ニ委セラレタル原則ヲ書面ヲ以テスル相互的約定ニ由リ確定スルノ必要ナルコト及現行法ニ牴觸スルコトナクシテ其ノ規定セサル事項ニ關シ今日既ニ若干ノ規則ヲ設ケ得ルコトヲ認メ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下
國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン
本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ
亞米利加合衆國大統領
特命大使ジヨセフ、エツチ、チヨート
特命大使ホレエス、ポーター
特命大使エリアー、エム、ローズ
和蘭國駐劄特命全權公使デヴイツド、ジエーン、ヒル
海軍少將、全權公使チヤールス、エス、スペリー
陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使ジヨージ、ビー、デーヴイス
全權公使ウイリアム、アイ、プカナン

亞爾然丁共和國大統領
前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ
前外務及敎務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
前外務及敎務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ
墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下
「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カポスメレー
希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マツキオ
白耳義國皇帝陛下
國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール
國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒユーベル
和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギーヨーム
「ボリヴイア」共和國大統領
外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クウラヂオ、ピニラ
英國駐劄特命全權公使フエルナンド、エ、グワチヤラ
伯剌西爾合衆國大統領
特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ
和蘭國駐劄特命全權公使エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア
勃爾牙利國公殿下
陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴイナロフ
大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ
智利共和國大統領
英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ
獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ
前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ
格倫比亞共和國大統領
陸軍將官ホルヘ、ホルグイン
サンチアゴ、ペレス、トリアナ
佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス
玖馬共和國臨時總督
「ハヴアナ」大學國際法敎授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ
米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ
前「ハヴアナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングイリー
丁抹國皇帝陛下
侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン
海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル
侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル
「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴアハル
共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ
「エクアドル」共和國大統領
佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンドン
代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルヌア
西班牙國皇帝陛下
上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使ドプルヴエ、エル、デ、ヴイーリヤウルーチヤ
和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴオ
下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ
佛蘭西共和國大統領
特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジヨア
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン
巴里大學法科大學敎授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下
樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワードフライ
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスド、メーソン、サトウ
樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツケー、レー
和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード
希臘國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツオ、ランガベ
雅典大學國際法敎授、常設仲裁裁判所裁判官ジヨールジユ、ストレイト
「グワテマラ」共和國大統領
和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチヤド
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ
「ハイチ」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジヨセフ、ダルベマル
米國駐劄特命全權公使ジー、エヌ、レジエー
前國際公法敎授、「ポルトープランス」、組合辯護士ピエール、ユヂクール
伊太利國皇帝陛下
上院議員、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴエルガノ
下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ポンピリ
參事院議官、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

〔外初版〕

日本國皇帝陛下
特命全權大使都筑馨六
和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿
盧森堡國大公「ナツソー」公殿下
國務大臣、內閣議長アイシエン
獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴイレー
墨西哥合衆國大統領
伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴア
佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ド、ミエー
白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
諾威國皇帝陛下
前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フランシス、ハーグルア
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオ、ポラス
「パラグエー」共和國大統領
佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチヤイン
比律悉駐在領事、伯爵ジエー、ヂユ、モンソー、ド、ベルジヤンダール
和蘭國皇帝陛下
前外務大臣、下院議員ドブルヴエ、アツシエド、ポーフオール
國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨングヘール」ジー、セー、セー、デン、ベール、ボールチユゲール
特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨングヘール」ジー、アー、ローエル
前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ
祕露共和國大統領
佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロスジエー、カンダモ
波斯國皇帝陛下
佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタゾスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルヅア、アーメッド、カン、サヂグ、ウル、ムルク
葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下
參事院議官、「ベール、ヂユ、ロワイヨーム」、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵デ、ソヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セリール
瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ドリヴエイラ
羅馬尼亞國皇帝陛下
獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンドル、ベルヂマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マヴロコルダト
「サルヴアドル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジー、マテウ
英國駐劄代理公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下
陸軍將官、參事院議長サヴア、グルーイツチ
伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴアン、ミロヴアノヴイツチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシエル、ミリチエヴイツチ
邏羅國皇帝陛下
陸軍少將モム、チヤチデー、ウドム
公使館參事官セー、コラヂオニ、ドレリ
陸軍大尉ルアング、ピユヴアナルト、ナリユーバル
瑞典國、「ゴツツ」及「ヴアンド」皇帝陛下
前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド
前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ジユネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル
「チユーリヒ」大學法學教授マツクス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
東「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、パトレ、イ、オルドニエス
前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ベー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホセ、ヒル、フオルトウル
因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一章　郵便信書

第一條　海上ニ於テ中立船又ハ敵船內ニ在ル中立者又ハ交戰者ノ郵便信書ハ其ノ性質ノ公私ヲ問ハス不可侵トス船舶ノ拿捕アリタルトキハ右信書ハ捕獲者ニ於テ爲シ得ル限速ニ之ヲ發送スヘシ
前項ノ規定ハ封鎖違反ノ場合ニ於テ封鎖港ニ宛テ又ハ封鎖港ヨリ來リタル信書ニ之ヲ適用セス

第二條　郵便信書ノ不可侵ハ之カ爲中立郵便船ニ對シ一般中立商船ニ關スル海戰ノ法規慣例ノ適用ヲ免除スルモノニ非ス但シ臨檢捜索ハ成ルヘク寬大且迅速ニ必要アル場合ニ限之ヲ行フコトヲ要ス

第二章　或種ノ船ニ對スル捕獲免除

第三條　專ラ沿海漁業又ハ地方的小航海ニ用ヰラルル船ハ其ノ漁獵具、船具及搭載物ト共ニ捕獲ヲ免除ス
右免除ハ該船カ如何ナル方法ニ依ルヲ問ハス敵對行爲ニ加ルトキヨリ

（外務省版）

其ノ適用ナキモノトス

締約國ハ前記ノ船ノ無害ナル性質ヲ利用シ其ノ平和的外觀ヲ存シテ之ヲ軍事上ノ目的ニ使用セサルヘシ

第四條　宗教、學術又ハ博愛ノ任務ヲ帶フル船舶モ亦捕獲ヲ免除セラルルモノトス

第二章　交戰者ノ捕獲シタル敵商船ノ乘員ノ取扱

第五條　交戰者カ敵商船ヲ捕獲シタル場合ニ於テハ中立國民タル船員ハ之ヲ俘虜トナスコトヲ得ス

中立國民タル船長及職員ニシテ戰爭繼續中敵船ニ於テ勤務セサルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ約束スル者亦同シ

第六條　敵國民タル船長、職員及船員ハ戰爭繼續中作戰動作ニ關係ヲ有スル何等ノ勤務ニモ服セサルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ誓約シタルトキハ之ヲ俘虜トナスコトヲ得ス

第七條　捕獲ヲ爲シタル交戰者ハ第五條第二項及第六條ニ揭ケタル條件ヲ以テ俘虜トナササリシ者ノ氏名ヲ他方ノ交戰者ニ通告スヘシ後者ハ故意ニ前記ノ者ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條　前三條ノ規定ハ敵對行爲ニ加リタル船舶ニ之ヲ適用セサルモノトス

第四章　附則

第九條　本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第十條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後　批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十一條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第十二條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十三條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第十條ノ規定ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國　マルシャル
クリーゲ
ジョセフ、エッチ、チョート
ホレエス、ポーター
ユー、エム、ローズ
デヴイツド、ジエーン、ヒルシー、エス、スペリー
ウイリアム、アイ、プカナン
ロケ、サエンツ、ペニヤ
ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ

第二亞米利加合衆國　メレー
男爵マツキオ

第三亞爾然丁國　抹

第四墺地利洪牙利國　第三編　戰時ニ關スル條約

第一類　一般共通條約

第五白耳義國　ア、ベルナール
ウアン、デン、ヒユーベル
ギーヨーム

第六「ボリヴイア」國　クラウヂオ、ピニラ

第七伯剌西爾國　ルイ、バルボサ
エー、リスボア

第八勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ
イヴアン、カランジユーロフ

第九智利國　ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マツテ
カルロス、コンチヤ

第十清國　ホルヘ、ホルゲイン

第十一格倫比亞國　エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴアルガス

第十二玖馬共和國　アントニオ、エス、デ、プスタマンテ
ゴンザロ、デ、クエサダ
マヌエル、サンケイリー

第十三丁抹國　セー、ブロン

第十四「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴアハル
アポリナル、テヘラ

第十五「エクアドル」共和國　ヴイクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六西班牙國　ドプルヴエ、エル、デ、ヴイーリ
ヤウルーチヤ
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴ
オ

第十七佛蘭西國　ガブリエル、マウラ
レカン、プールジョア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラン、ペレ

第十八大不列顛國　エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー

第十九希臘國　ヘンリー、パリード
クレオン、リツカ、ランガベ
ジョールジユ、ストレイト

第二十「グワテマラ」國　ホセ、チプレ、マチヤド

第二十一「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジョセフ
ジー、エヌ、レジエー
ピエール、エヂクール

第二十二伊太利國　ポンピリ

第二十三日本國　佐藤愛麿

第二十四盧森堡國　アイシェン
伯爵、ド、ヴイレー

第二十五墨西哥國　ジエー、ア、エステヴア
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六「モンテネグロ」國　ガブリエル、マウラー

第二十七「ニカラグワ」國　レカン、プールジョア

第二十八諾威國　エフ、ハーゲルプ

第二十九巴奈馬國　デスツールネル、ド、コンスタン

第三十「パラグエー」國　ベー、ポラス

第三十一和蘭國　ジエー、ヂユ、モンソー
ドプルヴエ、アツシユ、ド、ボー
フオール

第三十二秘露國　テー、エム、セー、アツセル
デン、ベリル、ポールチユゲール

第三十三波斯國　ジー、アー、ローエル
ジー、アー、ロエフ

モムタヅスサルタネー、エム、サ
マド、カン
サヂゲ、ウル、ムルク、エム、ア
ーメツド、カン

第三十四葡萄牙國　侯爵デ、ソヴエラル
伯爵デ、セリール
アルベルト、ドリヴエイラ
エドガール、マヴロコルダト

第三十五羅馬尼亞國

第三十六露西亞國

第三十七「サルヴアドル」國　ベー、ジー、マテウ
エス、ペレス、トリアナ

第三十八塞爾比亞國　エス、グルーイツチ
エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ

第三十九暹羅國　エム、ジエー、ミリチエヴイツチ
モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアング、ピユヴアナルト、ナリ
ユーバル

第四十瑞典國　ヨハンネス、ヘルネル

第四十一瑞西國　カルラン

第四十二土耳其國　チユルカン

第四十三「ウルグエー」國　ホセ、パトレ、イ、オルドエス

第四十四「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國全權委員ノ署名シタル海戰ニ關スル條約第十二號

タル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル海戰ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵　內田康哉

●海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約

（明治四十五年一月十三日　條約第十二號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第十九條及第二十三條ヲ留保シテ署名シタル海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞爾然丁共和國大統領、墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴイア」共和國大統領、伯剌西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シ

皇帝陛下、盧森堡國大公「ナツソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエー」共和國大統領、「ヴエネズエラ」合衆國大統領ハ海戰ノ場合ニ於テ中立國ト交戰國トノ關係ニ付今尙存在スル意見ノ相違ヲ少ナカラシメ且右意見ノ相違ヨリ生スルコトアルヘキ紛爭ヲ豫防セムト欲シ實際ニ起リ得ヘキ一切ノ場合ニ適用スヘキ規定ヲ今ヨリ協定シ置クコト能ハスト雖不幸ニシテ戰爭ノ起リタル場合ニ對スル共通ノ規則ヲ爲シ得ル限制定スルハ爭フヘカラサル利益ナルコトヲ考慮シ本條約ニ規定ナキ場合ニハ國際法ノ一般ノ原則ニ依ルヘキモノナルコトヲ考慮シ各國カ其ノ採ルコトアルヘキ中立狀態ノ結果ヲ律スル爲精確ナル規定ヲ設クルノ希望スヘキコトヲ考慮シ中立國カ其ノ採用シタル規則ヲ公平ニ諸交戰者ニ適用スルハ一般ニ認メラレタル該國ノ義務ナルコトヲ考慮シ此ノ趣旨ニ基キ右規則ハ中立國ニ於テ經驗上其ノ權利ヲ擁護スル爲必要ト認メタル場合ヲ除クノ外戰爭中ハ主義トシテ之ヲ變更スヘカラサルコトヲ考慮シ現行ノ一般的諸條約ノ規定ニ何等牴觸スルコトナカルヘキ次ノ共通規則ヲ遵守スルコトヲ約シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシヤル、ド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシヨン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使ゲータン、メレー、ド、カボスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤール、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ジー、ウアン、デン、ヒユーベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵ギーヨーム

「ボリヴイア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フエルナンド、エ、グツチヤラ

伯剌西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使、エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴイナロフ

大審院檢事總長イヴアン、カランジユーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルヂイン

サンチアゴ、ベレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴアルガス

丁抹國皇帝陛下

侍從、來國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリツク、シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴアハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、デヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴイクトル、レンド"

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、プールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マツケー、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツオ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官ジヨールジユ、ストレ

〔外初版〕

アッセル、セー、ゼー、ゾン、ボー、ルチュゲール、ヨンクヘーレンジー、セ

謨露共和國大統領

アー、ロー、エル、前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロ

佛國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モム

ス、ジエー、カンダモ

英國駐劄公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ピー、マテタ

「サルツアドルヒ」共和國大統領

公使ゲヤリコフ

「コンセイエールプリヴェ」國公殿下

「モンテネグロ」共和國大統領

「ガアテマラ」共和國大統領

佛國駐劄兼和蘭國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ヒ、チア

「ベルギー」國王陛下

獨逸國駐劄代理公使ニンケ、ゴメス、カリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジセフ、ダルベマル

米國駐劄特命全權公使ジー、ヘンレンジス、ブラン

前國際公法教授、「ギルトブラン」組合辯護士ピエール、ニヤガ

伊太利國皇帝陛下

ール

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官伊國委

員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリブリサチ、「コルサンドール」外務次官、「コンマンドールギド」下院議員、ボンマンドールヘ、ゲンビリ

參事院議官、前文部大臣「コンマンドール」ギド

ナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

魔桑堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシンヨー

瀛逸國駐劄代理公使ヘンリー、ゴメス、カリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジセフ、ダルベマル

米國駐劄特命全權公使ジー、ヘンレンジス、ブラン

前國際公法教授、「ギルトブラン」組合辯護士ピエール、ニヤガ

伊太利國皇帝陛下

ール

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官伊國委

員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリブリサチ、「コルサンドール」外務次官、「コンマンドールギド」下院議員、ボンマンドールヘ、ゲンビリ

參事院議官、前文部大臣「コンマンドール」ギド

ナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

魔桑堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシンヨー

瀛逸國駐劄代理公使、伯爵ドヴイレン

墨西哥合衆國大統領

前外務大臣、下院議員、ボールフナール

墨西哥合衆國大統領

前外務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官ヘーレン、セー、ムール

前國務大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ヘンネ

前無管大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネ

アッセル、セー、ゼー、ゾン、ボー、ルチュゲール、ヨンクヘーレンジー、セ

謨露陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、「ヨンクヘーレンジー」

ス、ジエー、カンダモ

特務使節武官、退職陸軍中將、前海軍大臣、「ヨンクヘーレンジー」

ア、ロー、エル、前司法大臣、下院議員ジー、アー、ロエフ

謨露共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モム

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロ

「ガアテマラ」共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ヒ、チア

「ベルギー」國王陛下

獨逸國駐劄代理公使ニンケ、ゴメス、カリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジセフ、ダルベマル

米國駐劄特命全權公使ジー、ヘンレンジス、ブラン

前國際公法教授、「ギルトブラン」組合辯護士ピエール、ニヤガ

伊太利國皇帝陛下

ール

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官伊國委

員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリブリサチ、「コルサンドール」外務次官、「コンマンドールギド」下院議員、ボンマンドールヘ、ゲンビリ

參事院議官、前文部大臣「コンマンドール」ギド

ナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

魔桑堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシンヨー

瀛逸國駐劄代理公使、伯爵ドヴイレン

墨西哥合衆國大統領

前外務大臣、下院議員、ボールフナール、ヘーレン、セー、ムール

墨西哥合衆國大統領

前國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官ヘーレン、セー、ムール

前無管大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネ

「ヨンセイエールプリヴェ」佛國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、ベー、ドン、ステバ

佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ドン、ステバ

自耳義國駐劄特命全權公使ラフランシシコ、デ、ラ、

「ヨンセイエールプリヴェ」佛國駐劄特命全權大使ネ、ブリヴェ、ブラチエール、ブリヴェ、外務書記官、常設仲裁裁判所裁判官ヨンセイエール、ブリヴェ、ブラチエール、和蘭國駐劄特命全權

「ヨンセイエールプリヴェ」侍從、和蘭國駐劄特命全權公使アドリアン、ベー、ドン、ステバ

「ヨンセイエールプリヴェ」侍從武官、ヂ、ベー、ドン、ステバ

判官ド、「ヨンセイエールプリヴェ」和蘭國駐劄特命全權公使アドリアン、ベー、ドン、ステバ

和蘭國駐劄特命全權公使アドリアン、ベー、ドン、ステバ

瑞西國駐劄特命全權公使ヴエイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使ヘンキン、ドル、ベルゲルダマン

和蘭國駐劄特命全權公使ガールドン、ヘルマン、ドルコロンベルダマン

墨西哥合衆國大統領

瑞典國「ゴツツランド」及「ヴアンド」皇帝陛下

瑞典國「ゴツツランド」及「ヴアンド」皇帝陛下

丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌツセン

前司法大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネ

ト、ヒヤルマル、レンホルド、ハムマルスキヨルド

前無管大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネ

「サルツアドルヒ」共和國大統領

公使ゲヤリコフ

「コンセイエールプリヴェ」國公殿下

「モンテネグロ」共和國大統領

「ガアテマラ」共和國大統領

佛國駐劄兼和蘭國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ヒ、チア

「ベルギー」國王陛下

獨逸國駐劄代理公使ニンケ、ゴメス、カリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジヤン、ジセフ、ダルベマル

米國駐劄特命全權公使ジー、ヘンレンジス、ブラン

前國際公法教授、「ギルトブラン」組合辯護士ピエール、ニヤガ

伊太利國皇帝陛下

ール

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官伊國委

員長、伯爵ジヨセフ、トルニエリブリサチ、「コルサンドール」外務次官、「コンマンドールギド」下院議員、ボンマンドールヘ、ゲンビリ

參事院議官、前文部大臣「コンマンドール」ギド

ナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

魔桑堡國大公「ナッソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシンヨー

瀛逸國駐劄代理公使、伯爵ドヴイレン

墨西哥合衆國大統領

前外務大臣、下院議員、ボールフナール、ヘーレン、セー、ムール

墨西哥合衆國大統領

前國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官ヘーレン、セー、ムール

前無管大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネ

「ヨンセイエールプリヴェ」佛國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、ベー、ドン、ステバ

佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベー、ドン、ステバ

自耳義國駐劄特命全權公使ラフランシシコ、デ、ラ、

「ヨンセイエールプリヴェ」佛國駐劄特命全權大使ネ、ブリヴェ、ブラチエール、ブリヴェ、外務書記官、常設仲裁裁判所裁判官ヨンセイエール、ブリヴェ、ブラチエール、和蘭國駐劄特命全權

「ヨンセイエールプリヴェ」侍從、和蘭國駐劄特命全權公使アドリアン、ベー、ドン、ステバ

「ヨンセイエールプリヴェ」侍從武官、ヂ、ベー、ドン、ステバ

判官ド、「ヨンセイエールプリヴェ」和蘭國駐劄特命全權公使アドリアン、ベー、ドン、ステバ

和蘭國駐劄特命全權公使アドリアン、ベー、ドン、ステバ

瑞西國駐劄特命全權公使ヴエイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使ヘンキン、ドル、ベルゲルダマン

和蘭國駐劄特命全權公使ガールドン、ヘルマン、ドルコロンベルダマン

墨西哥合衆國大統領

瑞典國「ゴツツランド」及「ヴアンド」皇帝陛下

瑞典國「ゴツツランド」及「ヴアンド」皇帝陛下

丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌツセン

前司法大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネ

ト、ヒヤルマル、レンホルド、ハムマルスキヨルド

前無管大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネ

ス、ヘルネル
瑞西聯邦政府
英國駐劄米和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン
陸軍參謀大佐、「ジェネヴア」大學教授ユージエーン、ボレル
「チユーリヒ」大學法學教授マツクス、フーベル
土耳其國皇帝陛下
特命大使、「ミニストル、ド、レヴカフ」チユルカン、パシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー
海軍中將メヘメツド、パシヤ
東「ウルグエー」共和國大統領
前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、パトレ、イ、オルドニエス
前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ
「ヴエネズエラ」合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使ホモ、ヒル、フオルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　交戰者ハ中立國ノ主權ヲ尊重シ且中立國ニ於テ寬容ノ結果其ノ中立違反ヲ構成スルニ至ルヘキ一切ノ行爲ヲ中立領土又ハ領水ニ於テ行フコトヲ避クルコトヲ要ス

第二條　交戰國軍艦カ中立國領水ニ於テ捕獲及臨檢捜索權ノ行使其ノ他一切ノ敵對行爲ヲ行フコトハ中立ノ侵犯ヲ構成スルモノトシ之ヲ嚴禁ス

第三條　船舶カ中立國領水ニ於テ捕獲セラレタル場合ニ於テ該國ハ捕獲セラレタル船舶カ尙其ノ管轄内ニ在ルトキハ其ノ職員及船員ト共ニ之ヲ解放スル爲且捕獲者カ右船舶ニ乘込マシメタル艦員ヲ抑留スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スコトヲ要ス

右捕獲セラレタル船舶カ既ニ中立國ノ管轄外ニ在ルトキハ捕獲國政府ハ右中立國ノ要求ニ依リ該船舶ヲ其ノ職員及船員ト共ニ解放スルコトヲ要ス

第四條　交戰者ハ中立領土内又ハ中立領水ニ在ル船舶内ニ捕獲審檢所ヲ設クルコトヲ要ス

第五條　交戰者ハ中立ノ港及領水ヲ以テ敵ニ對スル海軍作戰根據地ト爲スコトヲ得ス殊ニ無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戰國兵力ノ通信ノ用ニ供スヘキ一切ノ器械ヲ設置スルコトヲ得ス

第六條　中立國ハ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス交戰國ニ對シ直接又ハ間接ニ軍艦、彈藥又ハ一切ノ軍用材料ヲ交付スルコトヲ得ス

第七條　中立國ハ交戰者ノ一方又ハ他方ノ爲ニスル兵器、彈藥其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス

第八條　中立國政府ハ自己ト平和關係ヲ有スル國ニ對シ巡邏ノ用ニ供シ又ハ敵對行爲ニ加ルヘキモノト信スヘキ相當ノ理由アル一切ノ船舶カ其ノ管轄内ニ於テ艤裝又ハ武裝セラルルコトヲ防止スル爲施シ得ヘキ手段ヲ盡スコトヲ要ス中立國政府ハ又巡邏ノ用ニ供シ又ハ敵對行爲ニ加ルヘキ船舶ニシテ其ノ管轄内ニ於テ全部又ハ一部戰爭ノ用途ニ適合セシメタルモノハ總テ其ノ管轄外ニ出發スルコトヲ防止スル爲同樣ノ

監視ヲ爲スコトヲ要ス

第九條　中立國ハ其ノ港、泊地又ハ領水ニ交戰國軍艦又ハ其ノ捕獲シタル船舶ヲ入ラシムルコトニ關シテ定メタル條件、制限又ハ禁止ヲ交戰者雙方ニ對シテ均等ニ適用スルコトヲ要ス

中立國ハ其ノ定メタル命令及規則ヲ遵守スルコトヲ怠リ又ハ中立ヲ侵害シタル交戰國艦船ニ對シ其ノ港又ハ泊地ニ入ルヲ禁スルコトヲ得

第十條　交戰國軍艦及其ノ捕獲シタル船舶カ單ニ中立領水ヲ通過スルコトハ其ノ國ノ中立ヲ侵害スルモノニ非ス

第十一條　中立國ハ其ノ公許水先人ヲ交戰國軍艦ニ於テ使用スルニ任スコトヲ得

第十二條　中立ノ法令中別段ノ規定ナキトキハ交戰國軍艦ハ本條約ニ規定シタル場合ヲ除クノ外二十四時間以上中立國ノ港、泊地又ハ領水ニ碇泊スルコトヲ得ス

第十三條　開戰ノ通知ヲ受ケタル國カ自國ノ港、泊地又ハ領水ニ交戰國軍艦ノ在ルコトヲ知リタルトキハ該國ハ右軍艦ニ對シ二十四時間内又ハ自國法令ニ規定シタル期間内ニ出發スヘキコトヲ通告スルコトヲ要ス

第十四條　交戰國軍艦ハ破損ノ爲又ハ海上ノ狀態ニ因ル場合ヲ除クノ外法定期間以上中立港内ノ碇泊ヲ延長スルコトヲ得ス右軍艦ハ遲延ノ原因止ムトキハ直ニ出發スヘキモノトス

中立ノ港、泊地及領水ニ於ケル碇泊ノ制限ニ關スル規則ハ專ラ宗教、學術又ハ博愛ノ任務ヲ有スル軍艦ニ之ヲ適用セス

第十五條　中立國ノ法令中別段ノ規定ナキトキハ諸國ノ港又ハ泊地ノ一ニ同時ニ滯在シ得ヘキ各交戰國軍艦ノ數ハ三隻ヲ超エルコトヲ得ス

第十六條　交戰國雙方ノ軍艦カ同時ニ中立國ノ港又ハ泊地ノ一ニ在ルトキハ一方ノ軍艦ノ出發ト他方ノ軍艦ノ出發トノ間ニ少クモ二十四時間ヲ經過セシムルコトヲ要ス

出發ノ順序ハ到著ノ順序ニ依リテ之ヲ定ム但シ最初到著シタル軍艦ニシテ碇泊ノ法定期間ノ延長ヲ許可セラルル場合ニハ此ノ限ニ在ラス

交戰國軍艦ハ其ノ對手國ノ國旗ヲ揭クル商船カ中立ノ港又ハ泊地ヲ出發シタル後二十四時間内ニ出發スルコトヲ得ス

第十七條　交戰國軍艦ハ中立ノ港及泊地ニ於テ航海ノ安全ニ缺クヘカラサル程度以上ニ其ノ破損ヲ修理シ且如何ナル方法ニ依ルヲ問ハス其ノ戰鬪力ヲ增加スルコトヲ得ス

中立國官憲ハ實行スヘキ修理ノ範圍ヲ定メ爲シ得ル限速ニ之ヲ行ハシムヘシ

第十八條　交戰國軍艦ハ其ノ軍需品又ハ武裝ヲ更新又ハ增加スル爲及其ノ艦員ヲ補充スル爲中立ノ港、泊地及領水ヲ使用スルコトヲ得ス

第十九條　交戰國軍艦ハ平時ニ於ケル軍需品ノ通常搭載量ヲ補充スル場合ニ限中立ノ港又ハ泊地ニ於テ其ノ積入ヲ爲スコトヲ得

右軍艦ハ又最近本國港ニ達スル爲ニ必要ナル量ニ限燃料ヲ積入ルルコトヲ得中立國カ供給スヘキ燃料額ヲ定ムルニ付軍艦ノ燃料艙ノ全容量ヲ補充スルヲ許スノ制ヲ設レル場合ニ於テハ交戰國軍艦ハ該中立國ニ在リテハ前記ノ量ヲ補充スルニ必要ナル燃料ヲ積入ルルコトヲ得

中立國ノ法規ニ依リ軍艦カ其ノ到著ヨリ二十四時間ノ後ニ非サレハ石

〔外務版〕

隻ノ供給ヲ受クルヲ得サルトキハ法定ノ碇泊時間ヲ二十四時間延長スルモノトス

第二十條　交戰國軍艦ニシテ中立國ノ港ニ於テ燃料ヲ積入レタルモノハ三月ヲ經過スルニ非サレハ同一中立國ノ港ニ於テ再ヒ其ノ積入ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條　捕獲シタル船舶ハ航海ノ不能、海上ノ險惡又ハ燃料若ハ糧食ノ缺乏ノ事由ニ因ルニ非サレハ之ヲ中立港内ニ引致スルコトヲ得ス

右船舶ハ其ノ入港ヲ正當ナラシムルノ事由止ミタルトキハ直ニ出發スヘキモノトス出發セサルトキハ中立國ハ直ニ出發ヲ命スヘク之ニ從ハサルトキハ其ノ職員及船員ト共ニ該船舶ヲ解放シ且捕獲者カ船内ニ乘組マシメタル艦員ヲ留置スル爲施シ得ヘキ手段ヲ盡スヘキモノトス

第二十二條　中立國ハ又捕獲セラレタル船舶ニシテ第二十一條ニ規定シタル條件ニ依ラスシテ引致セラレタルモノヲ解放スルコトヲ要ス

第二十三條　捕獲セラレタル船舶カ捕獲審檢所ノ檢定アル迄之ヲ拘置スル爲引致セラレタル場合ニ於テハ中立國ハ其ノ讓渡セラルルト否トヲ問ハス之カ自國ノ港又ハ泊地ニ入ルヲ許スコトヲ得該中立國ハ右船舶ヲ自國ノ他ノ港ニ移サシムルコトヲ得ヘシ

捕獲セラレタル船舶カ軍艦ニ由リ讓渡セラレタルトキハ捕獲者カ該船ニ乘組マシメタル將校其ノ他ノ艦員ハ讓渡艦ニ轉乘スルコトヲ許サルヘシ

捕獲セラレタル船舶カ單獨ニ航行シ來ルトキハ捕獲者カ之ニ乘組マシメタル艦員ハ自由ニ任スヘシ

第二十四條　交戰國軍艦ニシテ中立官憲ノ通告アルニ拘ラス滯留スルノ權利ヲ有セサル港ヲ去ラサルトキハ中立國ハ該軍艦ナシテ戰爭ノ繼續中出航スルコト能ハサラシムル爲必要ト認ムル手段ヲ執ルコトヲ得該軍艦ノ艦長ハ右手段ノ實行ヲ容易ナラシムルコトヲ要ス

交戰國軍艦中立國ノ爲ニ抑留セラルルトキハ將校及其他ノ艦員モ亦前ノ如ク抑留セラルヘシ

右抑留セラレタル將校其ノ他ノ艦員ハ之ヲ該軍艦内ニ留メ又ハ他ノ船舶内若ハ陸上ニ宿泊セシムルコトヲ得ヘク且之ヲシテ必要ナリト認ムル制限的規律ニ服セシムルコトヲ得ルモノトス但シ軍艦ノ保存上必要ナル人員ヲ常ニ艦内ニ殘シ置クコトヲ要ス

將校ハ許可ナクシテ該中立領土ヲ去ラサル旨宣誓セシメタル上之ニ自由ヲ與フルコトヲ得

第二十五條　中立國ハ其ノ港、泊地及領水ニ於テ前記規定ニ對スル一切ノ違反ヲ防止セムカ爲施シ得ヘキ手段ニ依ル監視ヲ行フコトヲ要ス

第二十六條　中立國カ本條約ニ規定スル權利ヲ實行スルコトハ之ニ關スル條項ヲ承認シタル交戰者ノ一方又ハ他方ニ於テ友誼ニ戻リタル行爲ト認ムルコトヲ得サルモノトス

第二十七條　各締約國ハ其ノ港及領水ニ於ケル交戰國軍艦ノ取扱ヲ定メタル一方ノ法令其ノ他ノ規定ヲ適當ナル時期ニ於テ相互ニ通知スヘク之カ爲當該國ヨリ和蘭國政府ニ通告ヲ爲シ同國政府ヨリ直ニ之ヲ他ノ締約國ニ移牒スルモノトス

第二十八條　本條約ノ規定ハ交戰者カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第二十九條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ揭ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ揭ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第三十條　記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接授シタル日ヲ通知スヘシ

第三十一條　本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接授シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第三十二條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第三十三條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第二十九條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟（第三十條第二項）又ハ廢棄（第三十二條第一項）ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一　獨逸國　マルシャル（第十一條、第十二條、第十三條及第二十條ヲ留保ス）
クリーゲ

第二　亞米利加合衆國

第三　亞爾然丁國　ロケ、サエンツ、ベニヤルイス、エム、ドラゴセー、ロドリゲス、ラレタメレー

第四　墺地利洪牙利國　男爵マツキオ

第五　白耳義國　ア、ベルナールウアン、デン、ヒユーベルギーヨーム

第六「ボリヴイア」國　クラウヂオ、ピニラ

第七　伯剌西爾國　ルイ、バルボサエー、リスボア

第八勃爾牙利國　陸軍少將ヴイナロフ
イヴアン、カランジユーロフ
アーネスト、サトウ
レー　第十九條及第二十三條ヲ留保ス
ヘンリー、ハワード

第九智利國　ドミンゴ、ガナ
アウグスト、マツテ
カルロス、コンチヤ

第十清國　第十一格倫比亞國　ホルヘ、ホルグイン
エス、ペレス、トリアナ
エム、ヴアルガス

第十二玖馬共和國　第十三丁抹國　アー、ヴエデル
第十四「ドミニカ」共和國　ドクトル、ヘンリケス、
イ、カルヴアハルアポリ
ナル、テヘヲ　第十二條ヲ留保ス

第十五「エクアドル」國　ヴイクトル、エム、レンドン
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六西班牙國　第十七佛蘭西國　レオン、ブールジヨア
デスツールネル、ド、コンスタン
エル、ルノー
マルスラレ、ペン

第十八大不列顛國　エドワード、フライ
アーネスト、サトウ
レー　第十九條及第二十三條ヲ留保ス
ヘンリー、ハワード

第十九希臘國　クレオン、リツオ、ランがベ
ジヨールジユ、ストレイト

第二十「グヮテマラ」國　ホセ、チブレ、マチヤド
第二十一「ハイチ」國　ダルベマル、ジヤン、ジヨセフ
ジー、エヌ、レジエー
ピエール、ユヂクール

第二十二伊太利國　ポンピリ
ジエー、フジナト

第二十三日本國　佐藤愛麿　第十九條及第二十三條ヲ留保ス

第二十四盧森堡國　伯爵ド、ヴイレー

第二十五墨西哥國　ジエー、ア、エステヴア
エス、ベー、ド、ミエー
エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六「モンテネグロ」國　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ

第二十七「ニカラグヮ」國　エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ

第二十八諾威國　エフ、ハーゲルプ

第二十九巴奈馬國　ベー、ボラズ

第三十「パラグエー」國　ジエー、ヂエ、モンソー

第三十一和蘭國　ドプルヴエ、アツシユ、ド、ボー
フオール
テー、エム、セー、アツセル
デン、ベール、ポールチユゲール
ジー、アー、ローエル
ジー、アー、ロエフ
セー、ジエー、カンダモ
モムダズスサルタ　第十二條、第十九條及第二十一條ヲ留保ス

第三十三波斯國　ネー、エム、サマド、カン
サゲグ、ウル、ムルグ、エム、アーメツド、カン

第三十四葡萄牙國　アルベルト、ドリヴエイラ
第三十五羅馬尼亞國　エドカール、マヴロコルダト
第三十六露西亞國　ネリドフ
マルテンス
エヌ、チヤリコフ

第三十七「サルヴアドル」國　ベー、ジー、マテウ
エス、ベレス、トリアナ

第三十八塞爾比亞國　エス、グルーイツチ

（外刷版）

エム、ジエー、ミロヴアノヴイツチ
エム、ジエー、ミリチエヴイツチ

第三十九還羅國　モム、チヤチデー、ウドム
セー、コラヂオニ、ドレリ
ルアンゲ、ピユヴアナル
ト、ナリユーバル　第十二條、第十九條及第二十三條ヲ留保ス

第四十瑞典國　ヨハンネス、ヘルネル
第四十一瑞西國　カルラン

千九百七年十月九日ノ第二回總會議事錄ニ記入セラレタル第十條ニ關スル宣言ヲ留保ス

第四十二土耳其國　チユルカン

第四十三「サルヴアドル」國　ホセ、パトレ、イ、ガルドニエス
第四十四「ヴエネズエラ」國　ジー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第十九條及第二十三條ヲ留保シテ署名シタル海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　子爵　内田康哉

第四編　司法ニ關スル條約

●常設國際司法裁判所規程ニ關スル署名議定書及常設國際司法裁判所規程（大正十年十一月三十日條約第六號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國全權委員カ瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ大正九年十二月十七日署名シ大正十年一月二十八日迄ニ葡萄牙國外二十四國ノ全權委員カ署名シタル常設國際司法裁判所規程ニ關スル署名議定書ヲ批准シ竝ニ同署名議定書附屬ノ常設國際司法裁判所規程ト共ニ之ヲ公布セシム

常設國際司法裁判所規程ニ關スル署名議定書

正當ノ委任ヲ受ケタル下名ノ者ニ依リ代表セラレタル國際聯盟ノ聯盟國ハ千九百二十年十二月十三日「ジュネーヴ」ニ於ケル聯盟總會ニ於テ全員一致ニテ可決セラレタル添附ノ常設國際司法裁判所規程ヲ受諾スルコトヲ宣言ス

依テ右諸國ハ前記規程ノ條項及條件ニ從ヒ裁判所ノ管轄ヲ受諾スルコトヲ竝ニ宣言ス

千九百二十年十二月十三日ノ國際聯盟總會ノ爲シタル決定ニ從ヒ作成セラレタル本議定書ハ批准ヲ要ス各國ハ其ノ批准書ヲ國際聯盟事務總長ニ送付ス事務總長ハ右批准ヲ他ノ署名國ニ通告スル爲必爲ナル手續ヲ執ルヘシ批准書ハ國際聯盟ノ事務局ノ記錄中ニ寄託セラルヘシ

本議定書ハ國際聯盟ノ聯盟國及聯盟規約附屬書所載ノ諸國ノ署名ノ爲開キ置クヘシ

裁判所規程ハ前記ノ決定ニ定ムル所ニ從ヒ之ヲ實施ス

「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

千九百二十年十二月十六日

葡萄牙國
　アフォンソ、コスタ

日本國
　林權助

希臘國
　ボリティス

「パラグァイ」國
　アッチェ、ヴェラスケス

「ウルグァイ」國
　ホーク、セー、ブランコ
　ベー、フェルナンデス、イ、メディナ

新西蘭
　ジェー、アルレン

暹羅國
　シァルーン

諸威國
　エフ、ハーゲルプ

瑞典國
　ヤルマール、ブランティング

瑞西國
　モッタ

丁抹國
　ヘルルフ、サーレ

「サルヴァドール」國
　ホーヘ、グスターヴォ、グエレロ
　アルトゥーロ、エレ、アヴィラ

和蘭國
　ジェー、ラウドン

南阿弗利加
　アール、エー、ブランケンバーグ（南阿弗利加聯邦政府ノ承認ヲ條件トシテ署名ス）

印度
　ダブリュー、エス、メイヤー

伊太利國
　カルロ、スカンツェル

支那國
　顧維鈞
　唐在復

佛蘭西國
　レオン、ブルジョア

波蘭國
　イー、ジェー、パデレフスキー

大不列顛國
　アーサー、ジェームス、バルフォア

伯剌西爾國
　ロドリゴ、オクタヴィオ
　ガスクオ、グ、クーニア
　ラウル、フェルナンデス

巴奈馬國
　アルモディガ、アリアス

「コスタ、リカ」國
　マヌエル、エメ、デ、ペラルタ

玖馬國
　アリスティデス、デ、アグロ
　ラファエル、マルティーネス、ガルティス
　エセキエル、ガルシーフ

「ヴェネズエラ」國
　マヌエル、ディアス、ロドリゲス
　サンティアゴ、ケー、アイアーラ
　ディオヘネス、エスカランテ

哥倫比亞國
　フランシスコ、ホセ、ウルティア

〔外務版〕

アー、ホータ、レストレーポ

選擇條項

正當ノ委任ヲ受ケタル下名ノ者ハ裁判所規程第三十六條第二項ニ基キ左ノ條件ニ於テ裁判所ノ管轄ヲ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト自今認ムルコトヲ其ノ本國政府ノ爲ニ尚宣言ス

ベー、フェルナンデス、イ、メディナ

葡萄牙國ノ名ニ於テ余ハ裁判所ノ管轄ヲ同一ノ義務ヲ受諾スル他ノ聯盟國又ハ國ニ對スル關係ニ於テ即チ相互條件ヲ以テ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト無條件ニテ認ムルコトヲ宣言ス

アフォンソ、コスタ

瑞西國政府ノ名ニ於テ且聯邦議會ノ批准ヲ留保シテ余ハ裁判所ノ管轄ヲ同一ノ義務ヲ受諾スル他ノ聯盟國又ハ國ニ對スル關係ニ於テ即チ相互條件ヲ以テ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト無條件ニテ五年間認ムルコトヲ宣言ス

モッタ

丁抹國政府ノ名ニ於テ且批准ヲ留保シテ余ハ裁判所ノ管轄ヲ同一ノ義務ヲ受諾スル他ノ聯盟國又ハ國ニ對スル關係ニ於テ即チ相互條件ヲ以テ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト無條件ニテ五年間認ムルコトヲ宣言ス

ヘルルフ、ザーレ

相互的ナルコトヲ留保シテ

ホータ、グスターヴオ、グエレロ

アルトゥーロ、エレ、アヴィラ

マヌエル、エメ、デ、ペラルタ

「ウルグアイ」國政府ノ名ニ於テ余ハ裁判所ノ管轄ヲ同一ノ義務ヲ受諾スル他ノ聯盟國又ハ國ニ對スル關係ニ於テ即チ相互條件ヲ以テ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト無條件ニテ認ムルコトヲ其ノ本國政府ノ爲ニ尚宣言ス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕帝國全權委員カ瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ大正九年十二月十七日署名シ大正十年一月二十八日迄ニ葡萄牙國外二十四國全權委員カ署名シタル常設國際司法裁判所規程ニ關スル署名議定書ヲ閲覽點檢シ之ヲ嘉納批准シ神武天皇即位紀元二千五百八十一年大正十年八月十三日日光ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　伯爵　内田康哉

常設國際司法裁判所規程

第一條

國際聯盟規約第十四條ニ依リ玆ニ常設國際司法裁判所ヲ設ク本裁判所ハ千八百九十九年及千九百七年ノ海牙條約ニ依リ構成セラレタル仲裁裁判所竝各國カ其ノ紛爭ノ解決ヲ委スルノ自由ヲ常ニ有スル特別仲裁裁判所トハ別ニ存スルモノトス

第一章　裁判所ノ構成

第二條

常設國際司法裁判所ハ德望高ク且各其ノ國ニ於テ最高ノ司法官ニ任セラルルニ必要ナル資格ヲ有スル者又ハ國際法ニ堪能ノ名アル法律家ノ中ヨリ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス選擧セラレタル獨立ノ裁判官ノ一團ヲ以テ之ヲ構成ス

第三條

裁判所ハ裁判官十一名及豫備裁判官四名ノ十五名ヲ以テ之ヲ構成ス裁判官及豫備裁判官ノ數ハ聯盟理事會ノ申出ニ依リ聯盟總會ニ於テ裁判官十五名及豫備裁判官六名ニ至ル迄今後之ヲ增加スルコトアルヘシ

第四條

裁判所ノ裁判官ハ仲裁裁判所ノ國別裁判官團ニ依リ指名セラレタル者ノ名簿ヨリ次ノ規定ニ從ヒ聯盟總會及聯盟理事會之ヲ選擧ス

常設仲裁裁判所ニ代表セラレサル聯盟國ニ付テハ候補者名簿ハ國際紛爭平和的處理ニ關スル千九百七年ノ海牙條約ノ第四十四條ニ依リ常設仲裁裁判所裁判官ニ付規定スル條件ト同一ノ條件ニ依リ其ノ政府カ之カ爲指名シタル國別團之ヲ作成スヘシ

第五條

選擧ノ日ヨリ少クトモ三月前國際聯盟事務總長ハ聯盟規約附屬書所載ノ諸國又ハ爾後聯盟ニ加ハリタル諸國ニ屬スル仲裁裁判所裁判官ニ及第四條第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ裁判所ノ裁判官ノ任務ヲ諾フコトアルヘキ者ノ指名ヲ一定ノ期間内ニ國別團毎ニ爲スヘキコトヲ書面ヲ以テ依囑ス

國別團ハ如何ナル場合ニ於テモ四名ヨリ多クヲ指定スルコトヲ得ス其ノ中二名ヨリ多カラサル者カ自國ノ國籍ヲ有スル者タルヘシ如何ナル場合ニ於テモ指名スル候補者ノ數ハ充スヘキ席ノ數ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條

國別團ハ右指名ヲ爲スニ先チ自國ノ最高司法裁判所、自國ノ法律大學及法律學校竝法律研究ニ從事スル自國ノ學士院及國際學士院ノ自國ノ部ノ意見ヲ徵スルコトヲ慫慂セラル

第七條

國際聯盟事務總長ハ斯ク指名セラレタル一切ノ者ノ名簿ヲ「アルファベット」順ニ依リ作成スヘシ第十二條第二項ノ場合ヲ除クノ外右ノ者ニ限リ選擧セラレ得ルモノトス

事務總長ハ右名簿ヲ聯盟總會及聯盟理事會ニ交付スヘシ

第八條

聯盟總會及聯盟理事會ハ各別ニ先ツ裁判官ノ、次ニ豫備裁判官ノ選擧ヲ行フヘシ

第九條

各選擧ニ於テ選擧人ハ裁判所ノ裁判官トシテ指定セラルル一切ノ者カ必要ナル資格ヲ各自具備スヘキノミナラス總體トシテ重ナル文明ノ形態及世界ノ主タル法律ノ系統ヲ代表スヘキコトニ留意スヘシ

第十條

聯盟總會及聯盟理事會ニ於テ投票ノ絕對多數ヲ得タル候補者ハ之ヲ當選シタルモノトス

聯盟總會及聯盟理事會雙方ノ投票ニ依リ同一聯盟國ノ國民二名以上當選シタル場合ニ於テハ最年長者ノミ當選シタルモノトス

第十一條

選擧ノ爲開カレタル第一回ノ會ノ後尙充スヘキ一以上ノ席アル場合ニ於テハ第二回ノ、若シ必要アルトキハ第三回ノ會ヲ開クヘシ

第十二條

第三回ノ會ノ後一以上ノ席尙充サレサルトキハ聯盟總會及聯盟理事會各別ノ採擇ニ付スル爲尙空闕ノ各席ニ付一名ヲ選出スル目的ヲ以テ三名ハ聯盟總會ヨリ、三名ハ聯盟理事會ヨリ指定セラレタル計六名ヨリ成ル連合協議會ヲ聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ何レカノ請求ニ依リ何時ニテモ設ケルコトヲ得

必要ナル條件ヲ充ス者ニ付連合協議會カ全會一致ヲ以テ合意シタルトキハ右ノ者ハ第四條及第五條ニ掲クル指名名簿中ニ加ヘラレサリシト雖右名簿中ニ加ヘラルルコトヲ得

選擧ヲ完行スルコト能ハサルヘシト連合協議會カ認ムルトキハ既ニ指定セラレタル裁判所裁判官ハ聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ何レカニ於テ投票ヲ得タル候補者ノ中ヨリ選定シテ聯盟理事會ノ定ムル期間內ニ空闕ノ席ノ補充ヲ行フヘシ

裁判官ノ間ニ於テ投票ノ同數ナル場合ニ於テハ最年長ノ裁判官ハ決定投票權ヲ有ス

第十三條

裁判所ノ裁判官ノ任期ハ九年トス

裁判官ハ再選セラルルコトヲ得

裁判官ハ其ノ更任ニ至ル迄職務ノ執行ヲ繼續スヘシ更任後ト雖既ニ著手シタル事件ハ之ヲ完了スヘシ

第十四條

裁判所ノ裁判官ハ特別ノ理由ニ因リ特定ノ事件ノ裁判ニ參與スヘカラスト自ラ認メタルトキハ裁判所長ニ其ノ旨申出ツヘシ

裁判所長ハ裁判所ノ裁判官カ特別ノ理由ニ因リ特定ノ事件ニ參與スヘカラスト認メタルトキハ其ノ者ニ其ノ旨通告スヘシ

右何レノ場合ニ於テモ裁判所ノ裁判官及裁判所長ノ意見一致セサルトキハ裁判所ノ裁判ニ依リ之ヲ決定スヘシ

第十五條

別段ノ明文アル場合ヲ除クノ外裁判所ハ全員出席シテ之ヲ開廷スヘシ十一名ノ裁判官カ出席スルコト能ハサルトキハ豫備裁判官ヲ出席セシメテ數ヲ充スヘシ

尤モ十一名ノ裁判官ヲ得ルコト能ハサルトキハ九名ノ裁判官ノ定足數ハ之ヲ以テ裁判所ヲ成立セシムルニ足ルモノトス

第十六條

勞働事件殊ニ「ヴェルサイユ」條約第十三編（勞働）及他ノ平和條約ノ之ニ對當スル部分ニ掲クル事件ハ裁判所左ノ條件ニ依リ之ヲ裁判スヘシ

裁判所ハ裁判所書記ヲ指定スヘシ

裁判所書記ノ職務ハ常設仲裁裁判所事務總長ノ職務ト之ヲ兼ヌルコトヲ妨ケス

第十七條

裁判所ノ所在地ハ海牙ニ之ヲ設定ス

裁判所長及裁判所書記ハ裁判所ノ所在地ニ居住スヘシ

第十八條

裁判所ハ每年一回開廷ス

裁判所ノ規則ニ別段ノ定ナキ限リ右開廷ハ六月十五日ニ始リ件名澁ノ案件ノ完了スルニ必要ト認ムル期間繼續ス

裁判所長ハ必要アルトキハ裁判所ノ臨時開廷ヲ爲スコトヲ得

第二十四條

右ノ正式ノ通告ハ裁判所書記ヨリ國際聯盟事務總長ニ之ヲ爲スヘシ

右ノ通告ハ席ヲ空闕ナラシムルモノトス

第十九條

裁判所ノ裁判官ハ裁判所ノ事務ニ從事スル間外交官ノ特權及免除ヲ享有スヘシ

第二十條

裁判所ノ各裁判官ハ職務ヲ執ルニ先チ公平且誠實ニ其ノ職權ヲ行使スヘキコトヲ公開廷ニ於テ嚴肅ニ宣言スヘシ

第二十一條

裁判所ハ任期ヲ三年トスル裁判所長及裁判所次長ヲ選擧スヘシ裁判所長及裁判所次長ハ再選セラルルコトヲ得

裁判所ハ裁判所書記ヲ指定スヘシ

裁判所書記ノ職務ハ常設仲裁裁判所事務總長ノ職務ト之ヲ兼ヌルコトヲ妨ケス

第二十二條

裁判所ノ所在地ハ海牙ニ之ヲ設定ス

裁判所長及裁判所書記ハ裁判所ノ所在地ニ居住スヘシ

第二十三條

裁判所ハ每年一回開廷ス

裁判所ノ規則ニ別段ノ定ナキ限リ右開廷ハ六月十五日ニ始リ件名澁ノ案件ノ完了スルニ必要ト認ムル期間繼續ス

裁判所長ハ必要アルトキハ裁判所ノ臨時開廷ヲ爲スコトヲ得

第二十四條

場合ニ於テハ裁判所長ハ他ノ裁判官中ノ一名ニ對シ第三十一條ニ依リ當事國ノ他方ノ選出シタル裁判官ノ爲ニ席ヲ讓ルヘキコトヲ求ムヘシ

専門補佐員ハ國際聯盟ノ各聯盟國ノ指名スル二名及國際勞働事務局理事會ノ指名スル同數ノ者ヨリ成ル「勞働事件補佐員」ノ名簿ヨリ第三十條ノ手續規則ニ依リ各特定事件ニ付之ヲ選出スヘシ右理事會ハ「ヴェルサイユ」條約第四百十二條及他ノ平和條約ノ之ニ對當スル諸條ニ掲クル名簿ヨリ半數ハ勞働者ノ代表者ヲ及半數ハ使用者ノ代表者ヲ指名スヘシ

勞働事件ニ付テハ國際勞働事務局ハ一切ノ關係アル報告ヲ裁判所ニ供給スルノ自由ヲ有ス之カ爲同事務局長ハ書面ニセラレタル一切ノ手續書類ノ謄本ヲ受クルモノトス

第二十七條

通過及交通ニ關スル事件特ニ「ヴェルサイユ」條約第十二編（港、水路及鐵道）及他ノ平和條約ノ之ニ對當スル部分ニ掲クル事件ハ裁判所左ノ條件ニ依リ之ヲ裁判スヘシ

裁判所ハ能フ限リ第九條ノ規定ヲ參酌シテ選定セラレタル五名ノ裁判官ヨリ成ル特別ノ部ヲ三年毎ニ設ク出席スルコト能ハサル裁判官ニ更フル爲尚二名ノ裁判官ヲ選定スヘシ事件ハ當事國ノ請求アルトキ本部之ヲ裁判ス右ノ請求ナキトキハ裁判所ハ第二十五條ニ定ムル數ノ裁判官ヲ以テ開廷ス當事國ノ請求又ハ裁判所ノ決定ニ依リ裁判官ハ之ニ陪席シ表決權ヲ有セサル四名ノ専門補佐員ノ助力ヲ受ク

前項ニ掲クル部ニ於テ當事國ノ單ニ一方ノ國民カ裁判官トシテ出席スル場合ニ於テハ裁判所長ハ他ノ裁判官中ノ一名ニ對シ第三十一條ニ依リ當事國ノ他方ノ選出シタル裁判官ノ爲ニ席ヲ讓ルコトヲ求ムヘシ

専門補佐員ハ國際聯盟ノ各聯盟國ノ指名スル二名ヨリ成ル「通過及交通事件補佐員」ノ名簿ヨリ第三十條ノ手續規則ニ依リ各特定事件ニ付之ヲ選出スヘシ

第二十八條

第二十六條及第二十七條ニ定ムル特別ノ部ハ係爭當事國ノ合意ヲ以テ海牙以外ノ地ニ之ヲ開廷スルコトヲ得

第二十九條

事務ノ迅速處理ノ爲裁判所ハ當事國ノ請求ニ依リ簡易手續ヲ以テ事件ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ル三名ノ裁判官ヨリ成ル部ヲ毎年設クヘシ

第三十條

裁判所ハ其ノ手續ヲ定ムル爲規則ヲ制定ス殊ニ簡易手續ノ規則ヲ定ムヘシ

第三十一條

各係爭當事國ノ國籍ヲ有スル裁判官ハ裁判所ニ繫屬スル事件ニ付出席スルノ權ヲ保有ス

裁判所カ其ノ裁判官席ニ當事國ノ單ニ一方ノ國籍ヲ有スル裁判官ヲ有スル場合ニ於テハ當事國ノ他方ハ豫備裁判官中ヨリ若シ其ノ中ニ自國ノ國籍ヲ有スル者アルトキハ自國ノ國籍ヲ有スル裁判官ヲ選定スルコトヲ得若シ其ノ中ニ自國ノ國籍ヲ有スル者ナキトキハ當事國ハ成ルヘク第四條及第五條ニ依リ候補者トシテ指名セラレタル者ノ中ヨリ一名ノ裁判官ヲ選出スルコトヲ得

裁判所カ裁判官席ニ係爭當事國ノ國籍ヲ有スル裁判官ヲ有セサル場合ニ於テハ各當事國ハ前項ニ依リ裁判官ノ選定又ハ選出ヲ爲スコトヲ得

同一利害關係ニ數當事國アル場合ニ於テハ其ノ數當事國ハ右ノ規定ノ適

用ニ關シテハ之ヲ單ナル一當事國ト看做ス右ニ關スル疑義ハ裁判所ノ裁判ニ依リ之ヲ決定ス

本條第二項及第三項ノ定ムル所ニ依リ選定又ハ選出セラレタル裁判官ハ本規程第二條、第十六條、第十七條、第二十條及第二十四條ノ條件ヲ充スヘシ右裁判官ハ其ノ同僚ト平等ノ立場ニ於テ裁判ニ參與ス

第三十二條

裁判官ハ國際聯盟總會カ聯盟理事會ノ申出ニ依リ定ムル年手當ヲ受ク右ノ手當ハ裁判官ノ任期中之ヲ減スルコトヲ得ス

裁判所長ハ同樣ノ方法ニ依リ定メラルヘキ特別手當ヲ任期間受ク

裁判所次長、裁判官及豫備裁判官ハ同樣ノ方法ニ依リ定メラルヘキ手當ヲ其ノ職務ノ實行ニ對シ受ク

裁判所ノ所在地ニ居住セサル裁判官及豫備裁判官ハ其ノ職務ヲ行フニ付要シタル旅費ノ償還ヲ受ク

第三十一條ニ依リ選定又ハ選出セラレタル裁判官ノ受クヘキ手當ハ同樣ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

裁判所書記ノ俸給ハ裁判所ノ申出ニ依リ聯盟理事會之ヲ定ム

國際聯盟總會ハ裁判所職員カ恩給ヲ受クルコトヲ得ルノ條件ヲ定ムル特別ノ規定ヲ聯盟理事會ノ申出ニ依リ設クヘシ

第三十三條

裁判所ノ費用ハ聯盟總會カ聯盟理事會ノ申出ニ依リ定ムル方法ニ依リ國際聯盟之ヲ負擔ス

第二章　裁判所ノ管轄

第三十四條

國又ハ國際聯盟ノ聯盟國ノミ裁判所ニ於ケル事件ノ當事國タルコトヲ得

第三十五條

裁判所ハ聯盟國及聯盟規約附屬書所載ノ諸國ニ對シ開カル

現行諸條約ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ヲ他ノ國ニ對シ開クノ條件ハ聯盟理事會之ヲ定ム但シ如何ナル場合ト雖當事國ヲ裁判所ニ於テ不平等ノ地位ニ置クコトナカルヘシ

國際聯盟ノ聯盟國ニ非サル國カ係爭當事國ナル場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ當事國カ裁判所費用ニ付負擔スヘキ額ヲ定ム

第三十六條

裁判所ノ管轄ハ當事國カ裁判所ニ付託スル一切ノ事件及現行諸條約ニ特ニ規定スル一切ノ事項ニ及フ

國際聯盟ノ聯盟國及聯盟規約附屬書所載ノ諸國ハ左ニ關スル法律的紛爭ノ全種類又ハ各種類ニ付裁判所ノ管轄ヲ同一ノ義務ヲ受諾スル他ノ聯盟國又ハ國ニ對スル關係ニ於テ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的ナリト認ムルコトヲ本規程ノ添附セラルル議定書ノ調印若ハ批准ノ時又ハ其ノ後ニ於テ宣言スルコトヲ得

（イ）條約ノ解釋
（ロ）國際法上ノ問題
（ハ）國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否
（ニ）國際義務ノ違反ニ對スル賠償ノ性質又ハ範圍

前記宣言ハ無條件ニテ、多數若ハ或聯盟國若ハ國トノ相互條件ニテ又ハ一定ノ期間ヲ附シテ之ヲ爲スコトヲ得

外初版）

裁判所カ管轄ヲ有スルヤ否ヤニ付爭アル場合ニ於テハ裁判所ノ裁判ニ依リ之ヲ決定ス

第三十七條

現行條約ニ於テ國際聯盟ノ設ケル裁判所ニ事項ヲ付託スルコトヲ規定スル場合ニ於テハ本裁判所ハ其ノ裁判所トス

第三十八條

裁判所ハ左ノ適用ヲ爲ス

一　係爭國ニ依リ明ニ認メラレタル規則ヲ確立スル一般又ハ特別ノ國際條約

二　法トシテ認メラレタル一般慣行ノ證トシテノ國際慣習

三　文明國ニ依リ認メラレタル法ノ一般原則

四　法則決定ノ補助手段トシテノ裁判上ノ判決及諸國ノ最優秀ノ公法學者ノ學說但シ第五十九條ノ規定ハ之ヲ留保ス

本規定ハ當事國ノ合意アルトキハ裁判所カ衡平ト善トニ基キ裁判ヲ爲スノ權限ヲ害スルコトナシ

第三章　手續

第三十九條

裁判所ノ公用語ハ佛蘭西語及英吉利語トス事件カ佛蘭西語ヲ以テ行ハルルコトニ當事國カ同意シタルトキハ判決ハ佛蘭西語ヲ以テ之ヲ爲スヘシ事件カ英吉利語ヲ以テ行ハルルコトニ當事國カ同意シタルトキハ判決ハ英吉利語ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

何レノ言語ヲ使用スルカニ付合意ナキトキハ各當事國ハ其ノ選擇スル言語ヲ爭訟ニ於テ使用スルコトヲ得裁判所ノ裁判ハ佛蘭西語及英吉利語ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十條

裁判所ニ對スル事件ノ提起ハ場合ニ依リ或ハ特別ノ合意ノ通告ヲ以テ或ハ書面ニシタル請求ニ依リ裁判所書記ニ宛テ之ヲ爲ス何レノ場合ニ於テモ紛爭ノ目的及係爭當事國ハ之ヲ表示スルコトヲ要ス

裁判所書記ハ直ニ右請求ヲ一切ノ利害關係者ニ通知スヘシ

裁判所書記ハ事務總長ヲ經テ國際聯盟ノ聯盟國ニ又通告スヘシ

第四十一條

裁判所ハ事情ニ依リ必要ト認ムルトキハ各當事國ノ夫々ノ權利ヲ保全スル爲執ルヘキ假措置ヲ指示スルノ權能ヲ有ス

締結判決アル迄示サレタル措置ノ通告ハ直ニ當事國及聯盟理事會ニ之ヲ爲スヘシ

第四十二條

當事國ハ代理人ニ依リ代表セラルヘシ

當事國ハ裁判所ニ於テ輔佐人又ハ辯護人ノ幇助ヲ受クルコトヲ得

第四十三條

手續ハ書面及口頭ノ二部分ヨリ成ル

書面手續ハ申述書、答辯書及必要アルトキハ抗辯書竝援用ノ一切ノ文書及書類ヲ裁判官及當事國ニ送達スルコトヨリ成ル

右ノ送達ハ裁判所ノ定ムル順序及時期內ニ於テ裁判所書記ヲ經テ之ヲ爲ス

一方當事國ヨリ提出シタル一切ノ書類ノ認證シタル謄本ハ他方當事國ニ之ヲ送達スヘシ

口頭手續ハ證人、鑑定人、代理人、輔佐人及辯護人ニ付裁判所ノ爲ス聞取ヨリ爲ル

第四十四條

代理人、輔佐人及辯護人以外ノ者ヘノ一切ノ通告ヲ爲スニハ裁判所ハ其ノ通告ノ爲サルヘキ地ノ國ノ政府ニ直接申出ツヘシ

右ノ規定ハ實地ニ就キ證據ヲ蒐集スル爲手續ヲ行フヘキ一切ノ場合ニ付之ヲ適用ス

第四十五條

辯論ハ裁判所長、其ノアラサルトキハ裁判所次長、其ノ何レモアラサルトキハ年長ノ裁判官之ヲ指揮ス

第四十六條

裁判所ニ於ケル辯論ハ之ヲ公開ス但シ裁判所カ別段ノ決定ヲ爲シタルトキ又ハ公開セラレサルヘキ旨ヲ兩當事國カ請求シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條

辯論毎ニ調書ヲ作成シ裁判所書記及裁判所長之ニ署名スヘシ

右調書ヲ以テ唯一ノ公正ノ記錄トス

第四十八條

裁判所ハ事件ノ進行ニ付命令ヲ發シ各當事國カ辯述ヲ完結スヘキ方式及時期ヲ定メ且證據調ニ關スル一切ノ措置ヲ執ル

第四十九條

裁判所ハ辯論ノ開始前ト雖一切ノ書類ヲ提出シ又ハ一切ノ說明ヲ爲スヘキコトヲ代理人ニ要求スルコトヲ得拒絕アリタルトキハ其ノ旨ヲ記錄ニ留ムヘシ

第五十條

裁判所ハ取調ヲ行フコト又ハ鑑定ヲ爲スコトヲ何時ニテモ一切ノ個人、團體、公廳、委員會又ハ其ノ他ノ機關ニ其ノ選擇スル所ニ依リ囑託スルコトヲ得

第五十一條

辯論中ニハ關係アル一切ノ質問ハ證人及鑑定人ニ對シ第三十條ニ揭ケル手續規則ニ於テ裁判所ノ定ムル條件ニ依リ爲サルヘシ

第五十二條

裁判所ハ證據及證言ヲ之カ爲定メラレタル時期內ニ受理シタル後ハ一方當事國カ提出セムト欲スル新ナル一切ノ人證又ハ書證ヲ他方當事國ノ同意アルニ非サレハ受理スルコトヲ拒ムコトヲ得

第五十三條

當事國ノ一方カ出廷セス又ハ其ノ事件ヲ防禦スルコトヲ爲ササル場合ニ於テハ當事國ノ他方ハ自己ノ請求ニ有利ナル裁判ヲ爲スヘキコトヲ裁判所ニ要求スルコトヲ得

裁判所ハ右ノ裁判ヲ爲スニ先チ其ノ第三十六條及第三十七條ニ從ヒ管轄ヲ有スルコトノミナラス請求カ事實上及法律上充分根據アルコトヲ認ムルコトヲ要ス

第五十四條

（外初版）

裁判所ノ指揮ノ下ニ代理人、辯護人及輔佐人カ事件ノ主張ヲ完了シタルトキハ裁判所長ハ辯論ノ終結ヲ言渡スヘシ

裁判所ハ判決ヲ議スル爲退クヘシ

裁判所ノ評議ハ公開セス且祕密タルモノトス

第五十五條

一切ノ問題ノ決定ハ辯論ニ出席シタル裁判官ノ多數決ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ裁判所長又ハ之ニ代ルヘキ者ハ決定投票權ヲ有ス

第五十六條

判決ニハ其ノ基礎タル理由ヲ揭クヘシ

判決ニハ裁判ニ參與シタル裁判官ノ氏名ヲ揭クヘシ

第五十七條

判決カ其ノ全部又ハ一部ニ付裁判官ノ全員一致ノ意見ヲ表セサルトキハ意見ヲ異ニスル裁判官ハ個別ノ意見ヲ表示スルノ權利ヲ有ス

第五十八條

判決ニハ裁判所長及裁判所書記之ニ署名ス判決ハ代理人ニ對シ正當ノ通告ヲ爲シ公開廷ニ於テ之ヲ朗讀ス

第五十九條

裁判所ノ裁判ハ當事國間ニ於テ及其ノ特定ノ事件ニ付テノ外ハ拘束力ヲ有セス

第六十條

判決ハ終結トシ上訴セシメス判決ノ意義又ハ範圍ニ付爭アル場合ニハ裁判所ハ當事國ノ要求ニ依リ之ヲ解釋ス

第六十一條

判決ノ再審ノ請求ハ決定的要素タルヘキ性質ヲ有スル事實ニシテ判決アリタル際裁判所及再審請求當事國ニ知ラレサリシモノノ發見ヲ理由トスル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得但シ之ヲ知ラサリシコトカ過失ニ因ラサリシ場合ニ限ル

再審ノ手續ハ新事實ノ存在ヲ確認シ、右新事實カ事件ヲ再審ニ付スヘキ性質ヲ有スルモノナルコトヲ認メ且其ノ請求カ此ノ理由ニ依リ許スヘキモノナルコトヲ宣言スル裁判所ノ判決ヲ以テ之ヲ開始ス

裁判所ハ再審ニ於ケル手續ヲ許スニ先チ判決ノ條項ニ豫メ準據スヘキコトヲ命スルコトヲ得

再審ノ請求ハ新事實ノ發見ノ時ヨリ還クトモ六月以內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

判決ノ日ヨリ十年ヲ經過シタル後ニ於テハ再審ノ請求ハ一切之ヲ爲スコトヲ得ス

第六十二條

事件ノ裁判ニ依リ影響セラルルコトアルヘキ法律的性質ノ利害關係ヲ有スト認ムル國ハ第三當事國トシテ參加スルヲ許可セラルルコトノ請求ヲ裁判所ニ爲スコトヲ得

裁判所ハ右請求ニ付決定ヲ爲ス

第六十三條

事件ニ關係スル國以外ノ國カ當事國タル條約ノ解釋カ問題タル場合ニ於テハ裁判所書記ハ直ニ一切ノ此等ノ國ニ通告スヘシ

斯ク通告ヲ受ケタル一切ノ國ハ手續ニ參加スルノ權利ヲ有ス尤モ右權利ヲ行使シタル場合ニハ判決ニ依リ與ヘラレタル解釋ハ該國ヲモ均シク拘

第六十四條

裁判所カ別段ノ決定ヲ爲スニ非サレハ各當事國ハ各自ノ費用ヲ負擔ス

●同上ニ關スル第一回聯盟總會ニ於ケル決定（大正十年十一月三十日外務省告示第四十一號）

常設國際司法裁判所規程ニ關スル署名議定書附屬ノ常設國際司法裁判所規程ニ關シ大正九年十二月十三日第一回聯盟總會ニ於テ左ノ如キ決定アリタリ

一　聯盟總會ハ聯盟規約第十四條ニ基キ聯盟理事會ニ依リ作成セラレ且其ノ承認ノ爲總會ニ提出セラレタル常設國際司法裁判所規程案ヲ（總會ニ於テ加ヘタル修正ヲ以テ）全員一致承認スルコトヲ宣言ス

二　聯盟規約第十四條ノ特別ナル文言ニ稽ヘ裁判所規程ハ之ヲ受諾スルコトヲ宣言シ且正當ニ批准セラルヘキ議定書ノ形式ニ於テ採擇ノ爲能フ限リ速ニ國際聯盟ノ聯盟國ニ提出セラルヘシ本規程ヲ聯盟國ニ提出スルハ聯盟理事會ノ責務トス

三　本議定書カ聯盟國ノ過半數ニ依リ批准セラレタルトキハ裁判所規程ハ直チニ實施セラルヘク裁判所ハ批准シタル聯盟國又ハ國ノ間及前記規程第三十五條第二項ニ依リ裁判所カ開カルル他ノ國ノ間ノ一切ノ紛爭ニ付前記規程ニ遵ヒ開廷スヘキモノトス

四　前記議定書ハ聯盟規約附屬書所載ノ國ノ署名ノ爲均シク開カルルヘシ

●常設國際司法裁判所ノ管轄ヲ受諾シタル國名（昭和十四年五月二十九日外務省告示第三十三號）

「リヒテンシュタイン」國政府ハ常設國際司法裁判所ノ管轄ヲ受諾シ右受諾ノ宣言書ハ昭和十四年三月二十九日同裁判所書記局ニ登錄セラレタリ

右宣言書要旨左ノ如シ

「リヒテンシュタイン」國政府ハ國際聯盟規約竝ニ常設國際司法裁判所規程及規則ニ準據シ既ニ生ジ又ハ將來生ズルコトアルベキ一切ノ紛爭ニ關シ常設國際司法裁判所ノ管轄ヲ受諾スルコトヲ宣言ス「リヒテンシュタイン」國政府ハ裁判所ノ判決ヲ誠實ニ履行シ且右判決ニ服スル一切ノ國ニ對シ戰爭ニ訴ヘザルコトヲ約ス

「リヒテンシュタイン」國政府ハ同時ニ裁判所規程第三十六條第二項及大正十一年五月十七日ノ聯盟理事會決議二、第四項ニ從ヒ既ニ生ジ又ハ將來生ズルコトアルベキ一切ノ紛爭ニ關シ當事國ガ他ノ平和的處理方法ニ訴フルコトヲ約シ又ハ約スコトアルベキ場合ヲ除キ五年ノ期間ニ付裁判所ノ管轄ヲ當然ニ且特別ノ合意ナクシテ義務的トシテ承認スルコトヲ宣言ス

（昭和十四年四月四日附常設國際司法裁判所書記局回章）